

答申書別添

第二次足立区環境基本計画の  
中間見直しに関する取りまとめ

2013（平成25）年3月13日

足立区環境審議会

第二次足立区環境基本計画改訂版  
(兼・足立区地球温暖化対策地域推進計画)

(案)

## 「環境サミット in 足立」宣言文

足立区は、四方を一級河川に囲まれた水と緑豊かなまちです。この恵まれた自然環境は、私たちの生活にゆとりと潤いを与えてくれる、なくてはならない大切なパートナーでもあります。

しかしながら、永年にわたり、人間が経済最優先の物質的な繁栄を求め続けたことにより、環境は置き去りにされ、地球温暖化は加速的に進行してしまいました。その影響は、生態系の変化、氷河の融解など、具体的な形となって現れはじめています。

地球温暖化のもたらす危機は、将来世代が直面する「未来の危機」であるばかりではありません。海面上昇による影響は、海拔0メートル地帯を多く抱える足立区にとって、区民の生命、財産、健康をも脅かす「今そこにある直接的な危機」でもあるのです。

この身近に迫る地球温暖化の影響を最小限に食い止め、ふるさと地球を確実に未来に引き継ぐためには、私たちが今すぐにできることから、一つひとつ地球環境に配慮した行動をとっていくことが何よりも大切です。

足立区は、全ての区民、事業者、そして、国や全国自治体と手をたずさえ、高い志をもった「日本一地球にやさしいひとのまち」を築き上げることを通じて、地球温暖化防止に貢献していくことを、ここに宣言いたします。

平成20年6月21日

足立区では地球温暖化の現状とその防止策の必要性を区民のみなさんと考えるきっかけとして、2008(平成20)年度に「環境サミット in 足立」を開催し、地球温暖化防止に貢献していくことを宣言しました。

## 第二次足立区環境基本計画改訂版 目次

第二次足立区環境基本計画改訂版のあらまし	1
第 章 環境基本計画の中間見直しにあたって	5
1 基本方針	5
2 中間見直しの背景	6
3 中間見直しにおいて考慮した点	12
4 「地球にやさしいひとのまち」を目指す上で重要な視点	13
第 章 第二次環境基本計画改訂版の位置付け	15
1 計画の位置付け	15
2 計画の期間	16
3 計画の実現のために	16
第 章 第二次環境基本計画改訂版の体系	17
1 6つの柱	17
2 全体構成	18
第 章 基本目標と取組みの実践（事業の体系）	19
第1節 地球温暖化・エネルギー対策（兼）「地球温暖化対策地域推進計画」	19
第2節 循環型社会の構築	33
第3節 健康・安全な暮らしの確保	41
第4節 人と自然の豊かなふれあいの創出	49
第5節 環境に配慮したまちづくり	56
第6節 環境を学び、実践の輪を広げる	67
第 章 推進のしくみ	76
1 推進体制	76
2 計画の進行管理	78
資料編	80
資料1 目標一覧	80
資料2 地球温暖化・エネルギー対策の目標設定の考え方	83
資料3 第二次足立区環境基本計画改訂版策定の経過	88
資料4 用語解説	91
資料5 足立区環境基本条例	108

本文中「新」で表示されている語については、資料4に解説を記載しています。

新は、新たな取組みです。

## 第二次足立区環境基本計画改訂版のあらまし

第二次足立区環境基本計画改訂版の要点をまとめました。さらに詳しいことは、本文の参照ページを記載してありますので、あわせてご覧ください。

### 1 基本方針（5ページ参照）

引き続き「地球にやさしいひとのまち」を基本方針とします。

### 2 中間見直しの背景

#### （1）世界の動向（6ページ参照）

2012（平成24）年に開催された、国連持続可能な開発会議（リオ+20）では、持続可能な開発と貧困の撲滅のために経済、社会のあり方を抜本的に見直すため、各国の取組みが促されました。温室効果ガスの削減については、2015（平成27）年までにアメリカや中国を含む全ての国が参加する京都議定書に代わる新たな枠組みが構築される予定です。生物多様性については、名古屋市で開催された生物多様性条約締約国会議で、「名古屋議定書」と「愛知目標」が採択されました。

しかし、大気中の主な温室効果ガスは増加を続けており、2011（平成23）年における世界平均濃度は、過去最高値を記録しています。このまま気候変動に歯止めがかからなければ、これまで確認されている生物種全体のうち、3分の1以上が絶滅する恐れがあります。

#### （2）わが国の動向（8ページ参照）

政府は、2012（平成24）年4月に、安全が確保されることを前提として、「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野が総合的に達成できる持続可能な社会を目指すとした「第四次環境基本計画」を定めました。

エネルギー政策については、東日本大震災の発生に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を教訓として、再生可能エネルギーの普及拡大、省エネの推進などを盛り込んで今後、まとめられる予定です。

また、2012（平成24）年7月から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始され、再生可能エネルギーのより一層の普及拡大が期待されています。

2012（平成24）年10月には、環境教育等促進法が施行され、環境教育と協働取組みが再構築されています。

#### （3）東京都の動向（9ページ参照）

東京都では、震災後に新たな戦略や計画を策定し、低炭素エネルギー政策の推進を位置づけ、危機管理の観点からもエネルギーの多様化・分散化を進めるための施策を進めています。

大規模事業者を対象としては、温室効果ガス削減義務とそれに基づく排出量取引制度及び中小事業者を対象とした地球温暖化対策報告書制度により、事業者が取り組む温暖化対策を進めています。

\*\*\*ここを読めば概要がつかめる！環境基本計画改訂版のあらまし\*\*\* (2/4)

また、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の開始を受けて、発電事業者が屋根を借りて太陽光発電システムを設置し、建物所有者が屋根の賃料を得る「屋根貸しビジネス」マッチング事業を開始しています。

#### (4) 足立区の動向 (10 ページ参照)

区では、2008 (平成 20) 年に「環境サミット in 足立」を開催し、宣言文を定めました。(宣言文は表紙裏に掲載しています)

2009 (平成 21) 年に足立区基本計画を改訂し、この計画に、環境に配慮した実践行動やごみの排出抑制、自然再生、環境の汚染状況調査など、環境分野の施策を定めています。

また、2011 (平成 23) 年 6 月には、特に重点的に取り組む施策を定める「足立区第二次重点プロジェクト推進戦略」が策定され、環境分野では 9 事業を位置づけています。

震災後の対策として、区施設での節電を徹底するとともに、区民・事業者に、無理のない範囲での節電を呼びかけています。

放射線対策としては、区独自の指標を設定するとともに区施設での空間放射線量を測定し、指標値を超える場合は、立ち入り禁止措置や土の入れ替えなどの対策を実施し、これらを公表して区民に向けた安心・安全情報を発信しています。

### 3 中間見直しにおいて考慮した点 (12 ページ参照)

#### (1) 地球温暖化・エネルギー対策

震災後、化石燃料を使う火力発電の割合が増加しているため、電気使用量を削減しても、必ずしもCO<sub>2</sub>排出量が減少するとは限りません。このため、これまでCO<sub>2</sub>排出量の削減を目標としていた対策を見直し、エネルギー使用量の削減を目標としています。

また、温室効果ガスを最大限削減しても、当面は温暖化の傾向が続くことが予想されるため、温暖化する気候に適応する施策を追加しています。

#### (2) 環境教育基本方針・実施計画の統合

これまで環境教育基本方針・実施計画を別に策定していましたが、国の法律が新たに環境教育等促進法として再整備されたことから、新分野「環境を学び、実践の輪を広げる」を設け、環境基本計画に統合しています

#### (3) 目標の見直し (目標一覧については 80 ページ参照)

社会情勢の変化などを受けて新しい目標を設定し、従来目標についても、事業の進捗状況や今後の見通しなどを踏まえ、目標数値を改めています。

### 4 「地球にやさしいひとのまち」を目指す上で重要な視点 (13 ページ参照)

#### (1) 安全・安心な社会の実現

#### (2) 意識から行動へ

\*\*\*ここを読めば概要がつかめる！環境基本計画改訂版のあらまし\*\*\* (3/4)

- (3) 低炭素社会への転換
- (4) 自然と共生する社会
- (5) 地域の力による環境への貢献

## 5 計画の位置づけ、期間 (15、16 ページ参照)

本計画は足立区環境基本条例に基づく基本計画で、地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (区域施策編) 及び行動計画も兼ねるものです。改訂版の計画期間は 2013 (平成 25) 年度から 2015 (平成 27) 年度までの 3 年間とします。

## 6 計画の体系

「地球にやさしいひとのまち」の実現に向け、6 つの柱を設定します。

### (1) 地球温暖化・エネルギー対策 (19~32 ページ参照)

省エネルギーや再生可能エネルギーを推進し、二酸化炭素の排出抑制を図ります。

2015 (平成 27) 年度の目標

2010 (平成 22) 年度比電気使用量 10%、都市ガス使用量 2% の削減 **新**

主な取組み

省エネルギー・再生可能エネルギーの拡大 (再生可能エネルギーで区内電気使用量の 1% を発電することを目指す)

エネルギーの効率的な利用

自動車から公共交通・自転車への転換

新たな取組み

スマート・コミュニティの形成

地域分散型エネルギーの確保

区環境イベントにおけるカーボン・オフセットの実施

温暖化が進む気候への適応

### (2) 循環型社会の構築 (33~40 ページ参照)

ごみ排出量の抑制と廃棄物の適正処理を進め、循環型社会の構築を目指します。

2015 (平成 27) 年度の目標

2010 (平成 22) 年度比ごみ量 5% 削減 **新**

主な取組み

3R の推進とごみの減量

資源化の推進

廃棄物適正処理の推進

新たな取組み

協働による廃棄物処理

資源ごみ持去り防止に向けた対応

### (3) 健康・安全な暮らしの確保 (41~48 ページ参照)

公害の防止対策を講じ、健康で安全に暮らせる環境を確保します。

\*\*\*ここを読めば概要がつかめる！環境基本計画改訂版のあらまし\*\*\* (4/4)

2015(平成27)年度の目標

大気中のダイオキシン類環境基準適合率100%を堅持

主な取組み

工場、事業者等への公害規制指導

大気・水質等の定期的な測定

新たな取組み

空間放射線量の調査

(4) 人と自然の豊かなふれあいの創出(49~55ページ参照)

多様な生きものが暮らせる環境を守り、自然とのふれあいの場を創ります。

2015(平成27)年度の目標

区内8河川の水質が、生活環境の保全に関する環境基準のC類型を満たす

新

(生物化学的酸素要求量〔BOD〕が5mg/リットル以下)

主な取組み

水と緑と豊かな自然の整備・保全

自然にふれあい、学ぶ機会の提供

新たな取組み

生物多様性の普及・啓発

(5) 環境に配慮したまちづくり(56~66ページ参照)

地域の個性を生かしたみどり豊かなまちづくりを進めます。

2015(平成27)年度の目標

2016(平成28)年度の樹木被覆率調査で9.4%を達成

主な取組み

緑化の推進

地域の個性を生かしたまちづくり

新たな取組み

土地・建築物の適切な利用・管理の推進(いわゆるごみ屋敷対策)

(6) 環境を学び、実践の輪を広げる(67~75ページ参照)

新

環境教育を充実させ、各主体の自発的な活動を促します。

2015(平成27)年度の目標

身近な環境配慮行動に取り組む人を10万人に増やす

新

(省エネノート登録世帯、あだちエコネット事業登録者、環境に関するリーダー・ボランティア、夏休み子どもエコプロジェクト提出者の合計)

主な取組み

自主的な活動を促すしくみと活動の場づくり

新たな取組み

個人の自主的な活動を促すしくみの強化

環境教育、環境学習の推進



# 第 章 環境基本計画の中間見直しにあたって

## 1 基本方針

地球環境を守り、持続可能な社会を築くためには、区民・事業者・区（行政）など様々な主体が互いに協力して取り組む必要があり、その基本は、一人ひとりが地球規模で環境問題を考え、行動することです。

第二次足立区環境基本計画改訂版（以下、「改訂計画」といいます。）では、第二次足立区環境基本計画（以下、「前計画」といいます。）の基本方針「地球にやさしいひとのまち」を踏襲します。

基本方針

### 地球にやさしいひとのまち

次の世代に美しい地球環境を引き継ぎます

そのためにできること、しなければならないことは何でしょうか。

私たち一人ひとりが環境のことを考えて行動することが必要です。

みんなで取り組みましょう。

足立区は日本で一番「地球にやさしいひとのまち」を目指します。

### 地球にやさしいひとのまちとは

#### こんな「ひと」

- ・ 「もったいない」の心を持つ
- ・ 省エネで省マネーを実践
- ・ 環境学習（教育）に熱心
- ・ ごみを減らす、分別も完璧
- ・ 緑、生き物が大好き
- ・ 環境重視の区政に参画

#### こんな「まち」

- ・ まち全体が省エネに取り組んでいる
- ・ ごみ量が削減され、資源化率が高い
- ・ 大気汚染基準値をすべてクリア
- ・ たくさんの種類の生き物が生息
- ・ 緑が豊か

## 2 中間見直しの背景

前計画は、2008（平成20）年3月の策定から4年を経過し、計画期間の前半が終了しました。この間、社会の情勢は大きく変化しています。

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、電力供給不足などのエネルギー問題や、放射性物質の放出による汚染など、大きな影響を与えました。

また、世界に目を向けると、極端な暑さや寒さ、豪雨や干ばつなどの気候変動が頻繁に発生し、水害や農業への被害なども生じています。これらは、地球温暖化も、影響しているのではないかとされています。

一方、足立区は、2008（平成20）年6月に「環境サミット in 足立」を開催し、足立区民、事業者だけでなく、国や全国の自治体と手をたずさえて、地球温暖化問題に貢献していくことを宣言しました。さらに、区民、事業者、各種団体及び行政による実践的な活動もスタートしています。

### （1）世界の動向

#### 国連持続可能な開発会議（リオ+20）

2012（平成24）年6月、ブラジルのリオデジャネイロで「国連持続可能な開発会議リオ+20（以下「リオ+20」といいます。）」が開催されました。1992年（平成4）に同じリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議（地球サミット）」では、「環境と開発に関するリオ宣言」とそれを実現するための行動計画「アジェンダ21」が採択され、さらに気候変動枠組条約や生物多様性条約の署名が開始されるなど大きな成果を上げ、現在に至る地球環境保全や持続可能な開発の考え方のベースが作られました。

それから20年後の今、エネルギーや資源の有限性など「地球の限界」が明確化し、国際社会では環境保全と経済成長の両立を目指す「グリーン経済」への移行がますます喫緊の課題になっています。新興国の著しい経済成長も過去20年間の大きな変化です。また、スマトラ沖大地震及びインド洋津波、東日本大震災などの経験を通じて、様々な大災害が持続可能な成長の大きな阻害要因となるとの認識も深まってきました。

リオ+20のパンフレットには、世界の現状が以下のとおり記されています。

世界人口は現在の70億人から、2050年には90億人にまで増加する。

現在、人口の5人に1人にあたる14億人が、1日1ドル25セント以下で生活している。

電気を利用できない人々は全世界で15億人、トイレがない人々は25億人存在する。そして、およそ10億の人々が日々、飢えに苦しんでいる。

温室効果ガスの排出量は増え続けており、気候変動に歯止めがかからなければ、これまで確認されている生物種全体のうち、3分の1以上が絶

滅する恐れがある。

私たちの子どもや孫たちに人間らしい生活が営める世界を残すためには、貧困のまん延と環境破壊という課題に今すぐ取り組む必要がある。

こうした緊急課題に今すぐ本格的に取り組まなければ、貧困や不安の増大、地球環境の劣化など、将来においてさらに大きな代償を払わなければならないだろう。

リオ+20では、今後10年間の経済、社会、環境のあり方について各国の首脳らが議論し、持続可能な開発と貧困の撲滅のために経済、社会のあり方を抜本的に見直す「グリーン経済」への移行とそのための技術革新の重要性が認識され、各国での取組みを促しています。

#### 地球温暖化対策の動向

2012(平成24)年11月に世界気象機関(WMO)は、大気中の主要な温室効果ガスである二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)及び一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)は増加を続けており、2011年における世界平均濃度は、過去最高値を記録したこと発表しました。また、これまで人類が大気中に排出してきたCO<sub>2</sub>のうち、大気中に残留しているのはその約半分で、海洋や陸域生物圏による吸収量が着実に増加していることから、海洋の酸性化の進行と、海の生き物への影響の可能性が指摘されています。

地球温暖化対策については、1997(平成9)年12月に京都市で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議」で、京都議定書がまとめられました。京都議定書は、2005(平成17)年2月に発効し、同年4月には、日本の数値目標として温室効果ガス排出量を1990(平成2)年比で6%削減が明記されました。

さらに日本は、2009(平成21)年9月に全ての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とした上で、温室効果ガスを2020(平成32)年までに1990(平成2)年比25%削減を目指すとの中期目標を世界に表明しています。

しかし、京都議定書にはアメリカが参加せず、また経済発展で排出量が増加してきた中国などの新興国には削減義務が課されていないため、日本は京都議定書の延長には反対の立場でした。2011(平成23)年12月の第17回締約国会議において、2012(平成27)年までに米中を含む全ての国が参加する新枠組みを構築することに合意したことを受け、日本は京都議定書から離脱し、それまでの間は、自主的に削減することになりました。

また、2013(平成25)年1月の内閣総理大臣からの指示により、25%削減目標はゼロベースで見直されることになりました。2013(平成25)年11月に開催される第19回締約国会議までに新たな中期目標が策定される予定です。

## 生物多様性の動向

「国際生物多様性年」である 2010（平成 22）年、生物多様性条約第 10 回締約国会議が名古屋市で開催され、「遺伝資源への"アクセス"とその利用から得られる"利益の配分"」に関する国際ルールを定めた「名古屋議定書」と、2050 年までに人類と自然が共生する世界の実現を目指す「愛知目標」が採択されました。

## （２）わが国の動向

### 第四次環境基本計画

2012（平成 24）年 4 月に、「第四次環境基本計画」が閣議決定されました。この計画では、目指すべき持続可能な社会の姿を“人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会”としています。さらに、放射線による人の健康へのリスクの管理及び野生動植物への影響などを含む「放射性物質による環境汚染からの回復等」が新たに取上げられました。

### 震災後のエネルギー環境政策

東日本大震災の発生に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、エネルギー政策の見直しが進められ、同時に地球温暖化対策についても新たな道筋が必要となっています。こうした中で、政府のエネルギー・環境会議は、様々な国民的議論を踏まえ、2012（平成 24）年 9 月に、以下の 5 つで構成される「革新的エネルギー・環境戦略」をまとめました。

- （１）原発に依存しない社会の一日も早い実現
- （２）グリーンエネルギー革命の実現
- （３）エネルギーの安定供給
- （４）電力システムの改革の断行
- （５）地球温暖化対策の着実な実施

これを受け、2030（平成 42）年までに 2010（平成 22）年比 10%の節電と最終エネルギー消費 19%の省エネ、水力を除く再生可能エネルギーでの発電を 8 倍に増やすことを前提にした「グリーン政策大綱」と 2013（平成 25）年以降の「地球温暖化対策の計画」が、今後まとめられる予定でした。

しかし、2013（平成 25）年 1 月の内閣総理大臣からの指示により、「革新的エネルギー・環境戦略」は全面的に見直される予定です。

なお、再生可能エネルギーについては、2012（平成 24）年 7 月 1 日から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始されています。この制度は再生可能エネルギーの普及・拡大を目指すもので、エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策、日本の産業の育成を後押しするものとして期待されています。

## 生物多様性の取組み

国における生物多様性保全の取組みとしては、2008（平成20）年6月に「生物多様性基本法」を制定し、2010（平成22）年3月に「生物多様性国家戦略2010」を閣議決定しました。その後、愛知目標の採択を受けて、愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップや2020（平成32）年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性である「5つの基本戦略」を示した「生物多様性国家戦略2012-2020」を2012（平成24）年9月に閣議決定し、取組みを進めていくこととしています。

## 環境教育に関する法律の改正

これまでの「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」といいます。）として再構築され、2012（平成24）年10月から施行されました。

主な改正のポイントは、以下のとおりです。

- （1）目的に協働取組みの推進を追加
- （2）基本理念に生命の尊重、経済社会との統合的発展、循環型社会の形成を追加
- （3）学校教育における環境教育の充実
- （4）自然体験等の機会の場の提供
- （5）環境行政への民間団体の参加、協働取組みの推進

## （3）東京都の動向

### カーボンマイナス東京10年プロジェクト

東京都においては、2006（平成18）年12月に策定した「10年後の東京」の中で、「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」を推進し、「2020（平成32）年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000（平成12）年比で25%削減」することを掲げ、世界で最も環境負荷の少ない都市を実現することを宣言しました。

この目標を達成するために、2010（平成22）年4月から、大規模事業所を対象とした温室効果ガスの総量削減義務化と排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード）、中小規模事業所を対象とした温室効果ガス排出量の報告を求める「地球温暖化対策報告書制度」を導入し、その取組みを推進しています。

### 震災後の対応

東日本大震災の発生を受けて、安定的な電力確保や首都直下型地震等に対する懸念の高まりなど、これまでの枠組みでは対処できない新たな課題に対応し、東日本大震災を乗り越えて発展を続けるために、2011（平成23）年5月に「都政運営の新たな戦略」を策定しています。この戦略の中に、これからの政策強

化のポイントとして「低炭素型エネルギー政策の推進」が位置づけられています。今後は、エネルギー政策を重要な柱の1つとして位置づけ、危機管理の観点からもエネルギー源の多様化・分散化を図るとともに、生活様式や社会構造の転換につなげていくとしています。

2011(平成23)年12月に策定した「2020年の東京」では、「10年後の東京」計画を充実・強化し、都政運営の中長期的な道筋を示すものとして、2020(平成32)年までの10年を計画期間とする新たな長期ビジョンを掲げています。その中で、「低炭素で高効率な自立・分散型エネルギー社会を創出する」ことを目標として掲げ、「経済成長と環境の両立を目指し、東京から新しいエネルギー政策を発信する」、「世界で最も環境負荷の少ない、最先端の低炭素都市を実現する」、「世界に誇るクリーンな都市環境を創出する」の3つの施策に取り組むこととしています。

また、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の開始を受けて、建物所有者が自ら太陽光発電を設置する従来の手法だけでなく、発電事業者が一定の面積を有する屋根を借りて太陽光発電を設置し、建物所有者が屋根の賃料を得る「屋根貸しビジネス」への関心が高まっています。これに対応して、東京都も太陽光発電「屋根貸しビジネス」マッチング事業を2012(平成24)年9月から開始しています。

#### 生物多様性の取組み

生物多様性保全に向けた取組みとしては、2007(平成19)年度に開始した「緑の東京10年プロジェクト」等に基づき、校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくりを行うなど、緑の創出や自然保護を進めてきました。

また、「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を2012(平成24)年5月に策定し、生物多様性の分野での「世界の諸都市の“範”となる持続可能な都市モデル」を示し、実効性のある施策を構築しました。生物多様性の保全に向けたあらゆる主体の参画と協力を得ながら、緑施策を強化し、発展させ、人と自然とが共生できる緑豊かな都市東京を実現していくこととしています。

### (4) 足立区の動向

#### 環境サミットin足立の開催

地球温暖化問題の現状と防止策の必要性を区民とともに考える契機として、2008(平成20)年6月21日に「環境サミットin足立」を開催し、「環境サミットin足立」宣言文を定めました。(宣言文は表紙裏に掲載しています)これをきっかけとして区民・事業者の地球温暖化問題に対する関心が高まり、区では地球温暖化対策を環境分野の重要施策として推進しています。

足立区基本計画(平成21年度～平成28年度)

2009（平成 21）年 3 月には足立区基本計画を改訂、2009（平成 21）年度から 8 年間の計画としました。この計画は、4 分野、28 施策群、87 施策で構成され、環境分野に該当する施策として、「環境に配慮した実践行動と技術の転換を進める」「ごみの排出を抑制し、廃棄物の適正な処理を進める」「環境の汚染状況を把握し、対策を進める」「区民とともに自然再生を進める」「環境と調和した緑やいこいの場を提供する」などを位置づけています。それぞれの施策に指標を定め、毎年指標の数値を把握し、進行管理を行っています。

また、留意すべき事項として、消費型の社会システムや生活様式を見直し、環境負荷を低減し循環型で持続可能な社会を構築するための取組みを、区自らが率先して実行していくとしています。

### 足立区第二次重点プロジェクト推進戦略

2008（平成 20）年度に「子ども」「暮らし」「まちづくり」「経営改革」の 4 つの柱からなる「足立区重点プロジェクト推進戦略」を策定しました。

2011（平成 23）年には、東日本大震災と原発事故を経験し、「危機への備え」の重要性を再認識するとともに、改めて人と人との絆が、地域で人々が安心して暮らしていける基本であることを痛感しました。また、孤立や若者の引きこもりなどの社会病理が顕在化する中で、希薄化していく家族や地域の絆をどのように回復・再生していくかが、問われています。

そこで、2011（平成 23）年 6 月、「足立区第二次重点プロジェクト推進戦略」を策定し、足立区基本計画に定める施策のうち、2011（平成 23）年度から 2014（平成 26）年度までの 4 年間において、特に重点的に取り組む施策について定めています。環境分野の重点目標として、「環境に優しい生活を実践する」と、「水と緑の自然環境づくりを実践する」が定められ、9 事業を重点プロジェクトに位置づけています。

### 震災後の対応

震災直後、東京電力管内では電力供給が不足し、計画停電が実施され、区内でも停電した地域がありました。2011（平成 23）年 4 月以降、計画停電は実施されていませんが、電力供給に余裕がない状況が続いています。このため、区では節電対策本部を設置し、区の施設や事務事業における節電を徹底するとともに、区民・事業者への節電の協力をお願いしてきました。現在も無理のない範囲での節電の呼びかけを継続しています。

また、原発事故に伴い、放射線の問題が発生しています。震災直後、区内でも局所的に比較的高い放射線量が計測された事例もありました。そこで、区の指標値（地表から 50 センチメートルの高さで、毎時 0.25 マイクロシーベルト又は高さを問わず毎時 1 マイクロシーベルト）を超えた箇所については、一時的な立ち入り禁止措置や土の入れ替えなど速やかな対策を行うとともに、測定結果やこれらの対策を公表し、区民に向けた安心・安全情報を発信しています。

### 3 中間見直しにおいて考慮した点

#### (1) 地球温暖化・エネルギー対策

前計画では「地球温暖化防止」として 二酸化炭素（ $\text{CO}_2$ ）排出量削減を目標にした取組みを進めてきましたが、改訂計画ではエネルギー使用量の削減を目標としました。

また、エネルギー使用量や $\text{CO}_2$ 削減などの温暖化を防止・緩和する取組みに加え、地球温暖化に対応する取組みも進めます。

##### 震災・原発事故による影響

震災後、化石燃料を使う火力発電の割合が高くなり、キロワット時あたりの二酸化炭素（ $\text{CO}_2$ ）排出量が震災前に比べ増加しているため、節電の取組みにより電気使用量を削減しても、必ずしも $\text{CO}_2$ 排出量が減少するとは限りません。そこで、区民・事業者にわかりやすく、その取組み結果を直接的に評価できる電気・都市ガス使用量の削減を目標とするとともに、省エネ行動や再生可能エネルギーの拡大などのエネルギー対策をさらに進めることにします。

##### 温暖化しつつある気候への対応

国内外で既に気候変動による影響が現れており、温室効果ガスを最大限削減しても、当面は温暖化の傾向が続くことが予想されています。このため、これまで実施してきた温室効果ガス削減など地球温暖化を緩和する施策に加え、温暖化する気候に適応する施策を検討し、緩和策と適応策の両面から温暖化対策を進めることにします。

#### (2) 環境教育基本方針・実施計画の統合

これまで前計画とは別に環境教育基本方針・実施計画が策定され、前計画には、各分野を貫く施策として、協働、環境教育が盛り込まれていました。しかし、環境教育基本方針・実施計画の策定から5年が経過し、国の法律が新たに環境教育等促進法として再構築されたことから、この計画を見直すことにしました。

環境の施策を進めるためには、子どもたちへの環境教育と区民・事業者との協働が欠かせません。これらをより効果的に進めるため、「環境を学び、実践の輪を広げる」という分野を創設し、この計画に統合します。

#### (3) 目標の考え方

社会情勢の変化などを受けて、「電気・都市ガス使用量」や「区施設における空間放射線量」など新しい目標を設定しています。また、従来目標についても、事業の進捗状況や今後の見通しなどを踏まえ、目標数値を改めています。



## 4 「地球にやさしいひとのまち」を目指す上で重要な視点

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により、これまで当たり前に使っていたエネルギーが供給不足に陥りました。また非常時の人々のつながりや絆などについて、大いに考えさせられました。今後は、安全で安定的なエネルギー供給や安心して暮らせるまちのあり方について、新たな観点から考える必要があり、区民の価値観や意識にも大きな変化が生じていると考えられます。

こうした震災後の状況を踏まえ 2012(平成 24)年に策定された国の第四次環境基本計画においても、計画のポイントとして以下の 3 点を挙げています。

- (1) 持続可能な社会を構築する上で、「安全」の確保を前提に「低炭素」、「循環」、「自然共生」の各分野を統合的に達成する。
- (2) 「社会・経済のグリーン化と グリーン・イノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取組みの推進」、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」を各分野に共通する重点分野と位置づけて取組みを進める。
- (3) 東日本大震災及び原子力発電所事故の状況を踏まえ、復旧・復興に係る施策、放射性物質による環境汚染対策に取り組む。

今回の改訂計画においても、基本方針は前計画「地球にやさしいひとのまち」を踏襲しますが、こうした社会情勢や意識の変化、国の動向を踏まえて、以下のとおり日本一「地球にやさしいひとのまち」を目指す上で重要な視点を整理しました。改訂計画はこの視点に立って、施策や目標を見直しています。

## 日本で一番を目指します

### 地球にやさしいひとのまち

- 1 安全・安心な社会の実現  
エネルギーの需給バランスが保たれ、生活基盤が確保されるとともに、環境汚染や公害がなく、懸念される気候変動からの安全・安心が確保されていること
- 2 意識から行動へ  
震災以降の節電活動の浸透・定着に見られるように、人々の高い環境意識に根ざした行動が効果的に実現されていること
- 3 低炭素社会への転換  
少ないエネルギーを効率的に利用し、豊かさを実感できる暮らしができていくこと
- 4 自然と共生する社会  
自然にふれあい、自然とのつながりを考え、自然環境がもたらす豊かな恵みが将来世代においても享受されていること
- 5 地域の力による環境への貢献  
環境について地域で学び、教え合うとともに、環境分野での人々の繋がり、コミュニティが形成されており、環境に関する幅広い知見や地域の生活に根ざした知恵が生かされていること

なお、今後の社会経済の状況の変化、新しい知見や技術の活用、区民の意識や価値観の変化への対応については、2016（平成28）年度から計画期間が始まる予定の第三次足立区環境基本計画の策定の中で、議論をさらに深めることとします。

# 第 章 第二次環境基本計画改訂版の位置付け

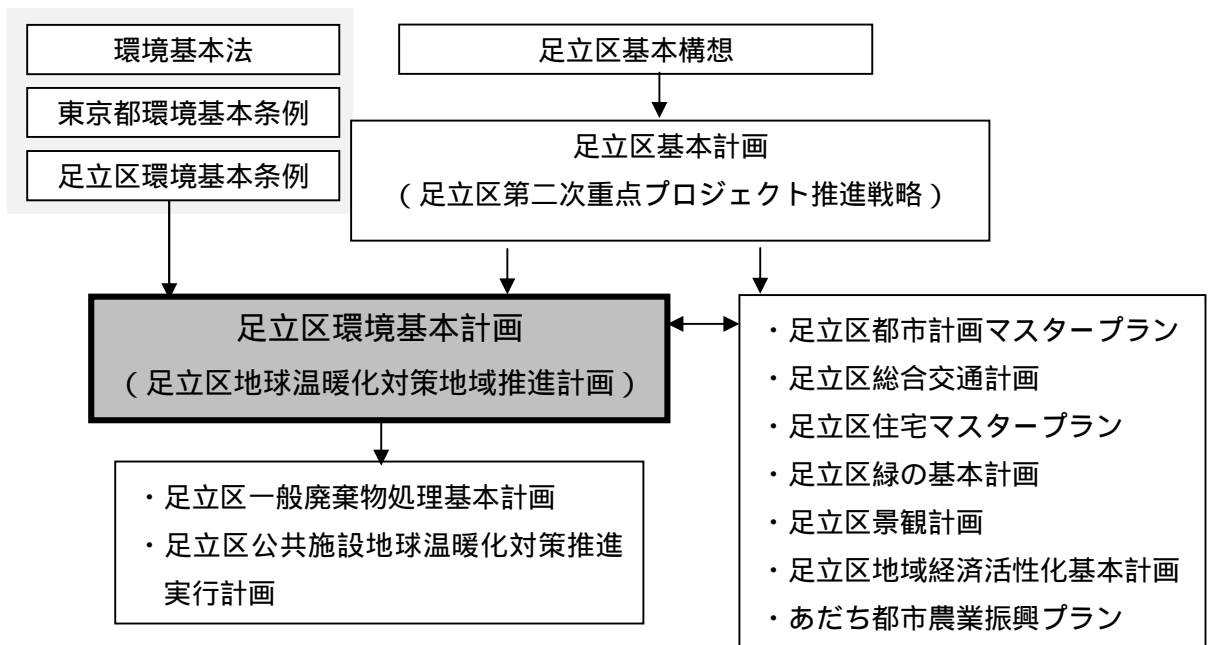
## 1 計画の位置付け

「改訂計画」は、足立区環境基本条例第 8 条に基づき、地域の環境を総合的かつ計画的に保全するとともに、地球環境の保全に寄与するための計画であり、「足立区基本計画」を環境面から補強する分野別基本計画です。他の分野別計画における環境に係る領域については、改訂計画の示す方向への整合を促します。

なお、改訂計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）」に基づき策定する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」に該当する計画を兼ねています。

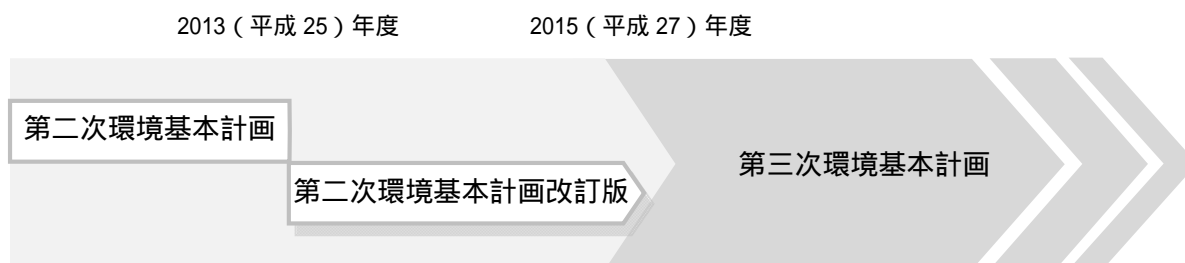
また、2006（平成 18）年に策定した「足立区環境教育基本方針・実施計画」を統合し、2012（平成 24）年 10 月から施行された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」第 8 条に基づく、「区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組みの推進に関する行動計画」も兼ねています。

足立区の環境関連の計画体系



## 2 計画の期間

改訂計画の計画期間は、2013（平成 25）年度から 2015（平成 27）年度の 3 年間とします。

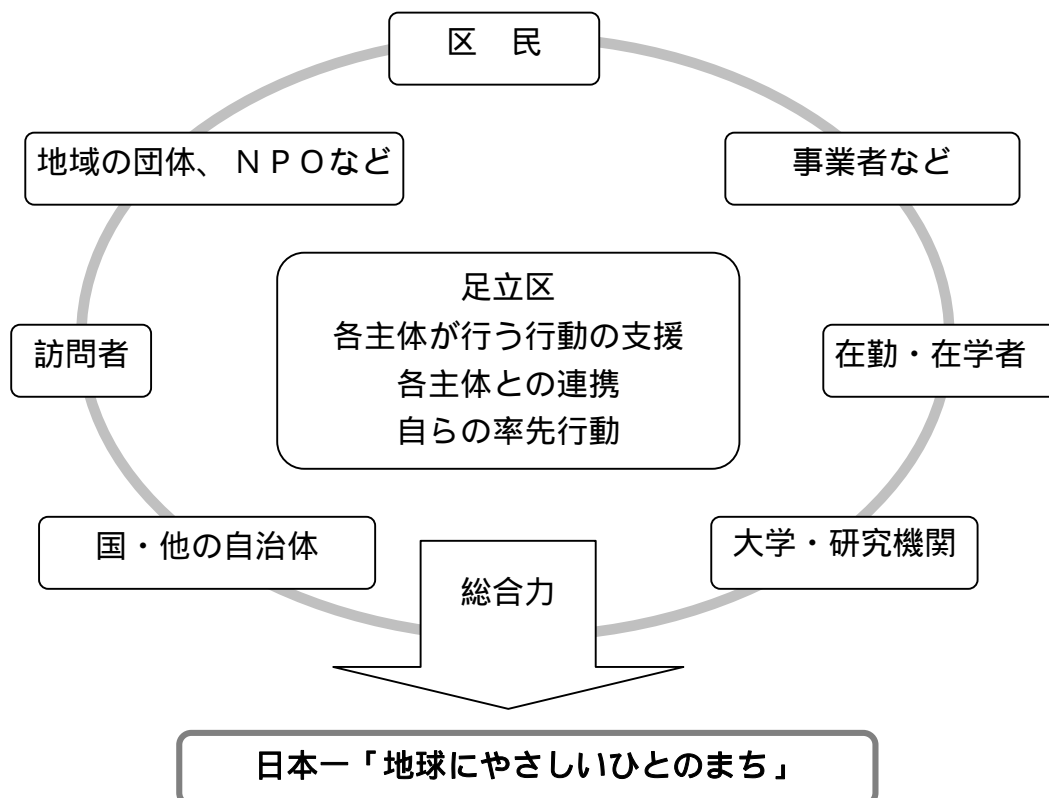


## 3 計画の実現のために

環境問題は、地球全体のことを考える大きな視点を持ち、多くの人が自らできる小さなことから実践し、様々な主体がそれぞれの強みを生かしつつ、取組みを進めていくことが重要です。

改訂計画は、区民・事業者・NPO・地域の団体だけでなく、区内在勤・在学者や訪問者など、様々な主体の総合的な力を活用するとともに、国や他の自治体と連携し、大学や研究機関の最新の科学的知見を参考にして推進していきます。

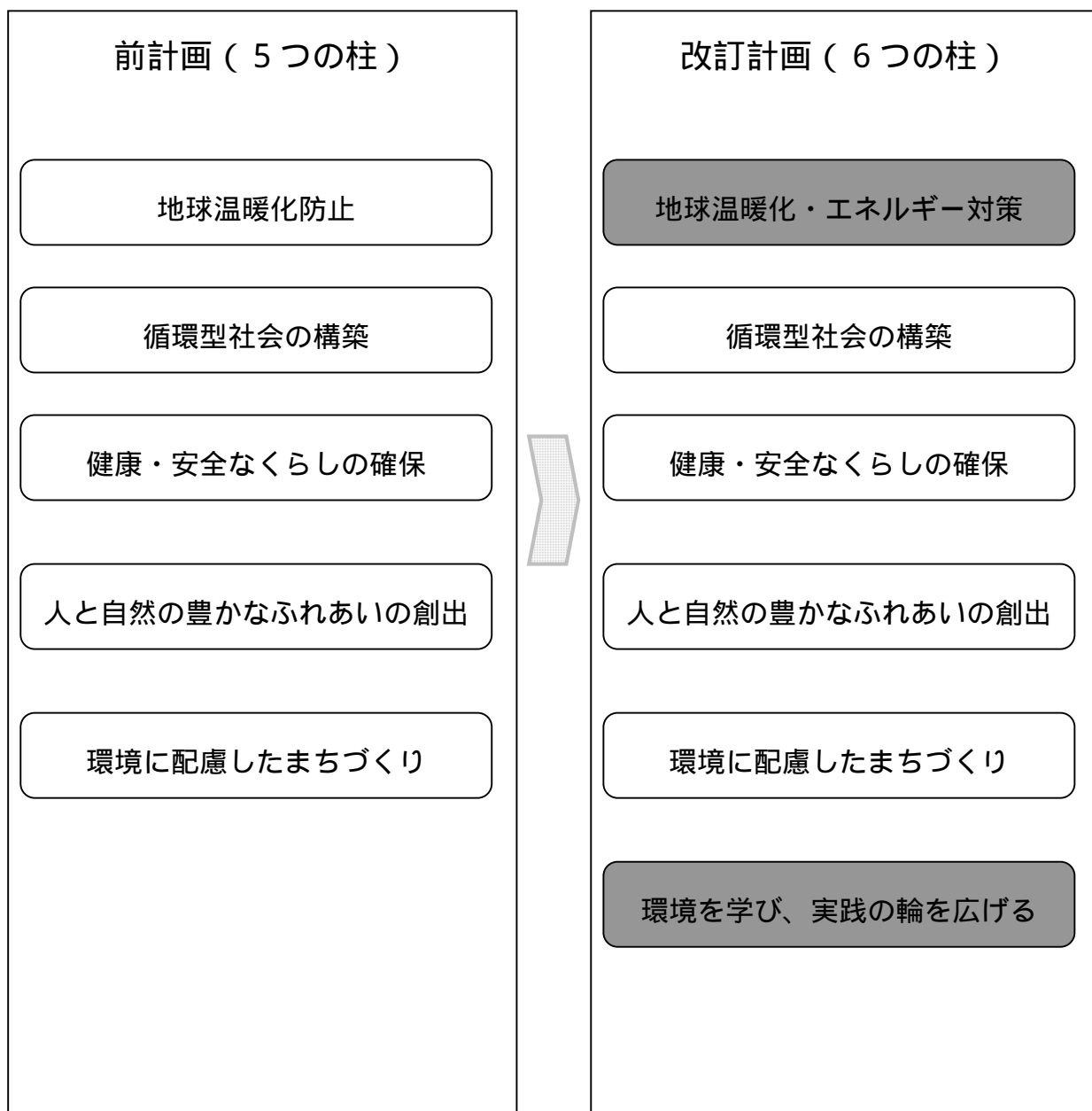
全国自治体のトップリーダーとなるべく様々な取組みを進めることで、日本で一番「地球にやさしいひとのまち」を目指します。



# 第 章 第二次環境基本計画改訂版の体系

## 1 6つの柱

基本方針「地球にやさしいひとのまち」の実現に向けて、環境教育基本方針・実行計画を統合し、前計画の5つの柱を6つの柱に変更しました。



## 2 全体構成

基本方針	6つの柱	2015(平成27)年度の目標	主な取り組み内容
地球にやさしいひとのまち	地球温暖化・エネルギー対策 (19ページ)	電気使用量 10%削減、都市ガス使用量 2%削減 (2010[平成22]年度比)	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギー行動の継続と拡大</li> <li>再生可能エネルギー利用の促進</li> <li>設備・機器の更新などエネルギーの効率的な利用</li> <li>自動車での移動を自転車・公共交通に転換</li> <li>区施設や区の事業での率優先的な取り組み</li> <li>温暖化が進む気候への適応</li> </ul>
	循環型社会の構築 (33ページ)	ごみ量 5%削減 (2010[平成22]年度比)	<ul style="list-style-type: none"> <li>3Rの推進とごみの減量</li> <li>資源化の推進</li> <li>廃棄物適正処理の推進</li> </ul>
	健康・安全な暮らしの確保 (41ページ)	大気中のダイオキシン類環境基準適合率 100%の堅持	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場・事業者等への公害規制指導</li> <li>公害苦情の相談</li> <li>大気・水質・放射線量等の定期的な測定</li> </ul>
	人と自然の豊かなふれあいの創出 (49ページ)	区内8河川の水質が、生活環境の保全に関する環境基準のC類型( )を満たす 生物化学的酸素要求量(BOD)が5mg/リットル以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>水と緑と豊かな自然の整備・保全</li> <li>自然にふれあい、学ぶ機会の提供</li> <li>生物多様性保全の啓発</li> </ul>
	環境に配慮したまちづくり (56ページ)	2016(平成28)年度の樹木被覆率調査で9.4%を達成する	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の基本計画による緑化の推進</li> <li>良好な景観の保全と創造</li> <li>地域の個性を生かしたまちづくり</li> <li>住環境の快適性の向上</li> </ul>
	環境を学び、実践の輪を広げる (67ページ)	身近な環境配慮行動に取り組む人( )を10万人に増やす 省エネノート登録者、あだちエコネット事業登録者、環境に関するリーダー・ボランティア、夏休み子どもエコプロジェクト提出者の合計	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主的な活動を促すしくみと活動の場づくり</li> <li>環境教育の充実</li> <li>地域で先導的な役割を担う人材の育成と活動の拡大</li> <li>有用な環境情報の効果的な提供</li> </ul>

## 第 2 章 基本目標と取組みの実践（事業の体系）

### 第 1 節 地球温暖化・エネルギー対策（兼）「地球温暖化対策地域推進計画」

区民、事業者、地域の団体、区など様々な主体がそれぞれの立場で省エネルギーや再生可能エネルギーの活用を推進し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出抑制を図ります。

目標 電気使用量 10%削減、都市ガス使用量 2%削減

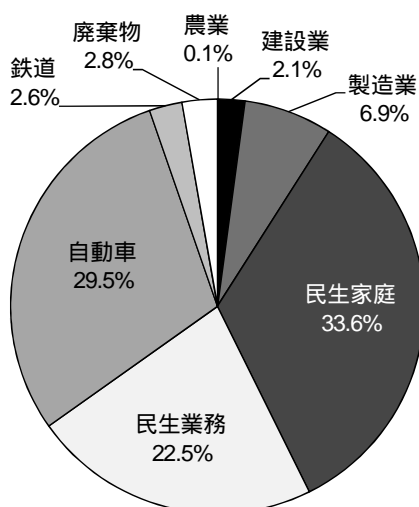
（2010[平成 22]年度比）

電力等のエネルギー使用量データが把握できる 2010(平成 22)年度を基準年とします。

#### 現状と課題

- (1) 区では、区域全体の温室効果ガス削減を目標とする「足立区地球温暖化対策地域推進計画」と、区の事務事業活動によって排出される温室効果ガスの削減を目標とする「足立区公共施設地球温暖化対策推進実行計画」に基づき、取組みを行ってきました。
- (2) 2009(平成 21)年度の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量は、234万2千トンで、1990(平成 2)年度から31万8千トン減少(12.0%)しています。
- (3) 足立区における二酸化炭素排出量を部門別に見ると、民生家庭部門、民生業務部門、自動車による排出で約85%を占めています。

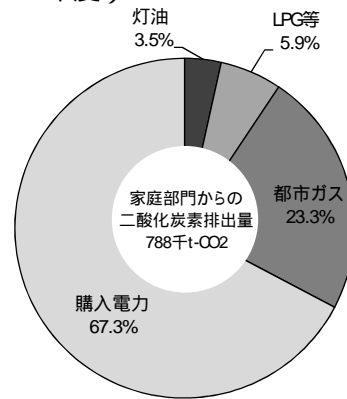
二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量の部門別構成比  
(2009[平成 21]年度)



出典：特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2009年度）  
オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

(4) 足立区の家部門からの二酸化炭素排出量は78万8千トン、1世帯あたりでは2,774kg(2009[平成21]年度)です。家庭から排出される二酸化炭素のうち、電気・ガスを要因とするものが、9割程を占めています。

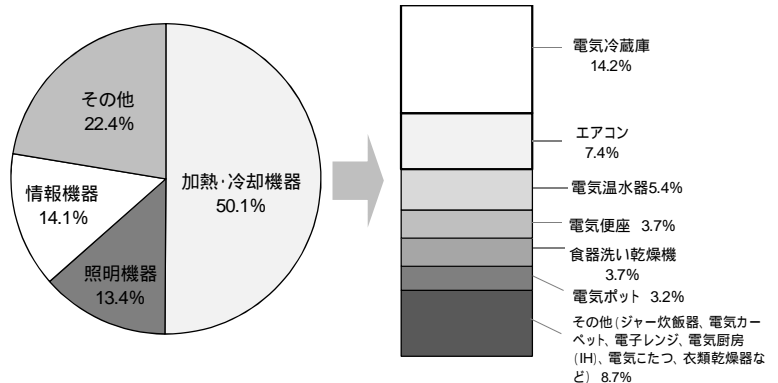
家庭部門からの二酸化炭素排出量(燃料種別)  
(2009年度)



出典：特別区の温室効果ガス排出量(1990年度～2009年度) オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

(5) 家庭の中で電気を多く使用する電化製品は、冷蔵庫、エアコンなどの加熱・冷却機器です。これらの機器の省エネが必要になっています。

家庭の中で電気を多く使用している電化製品

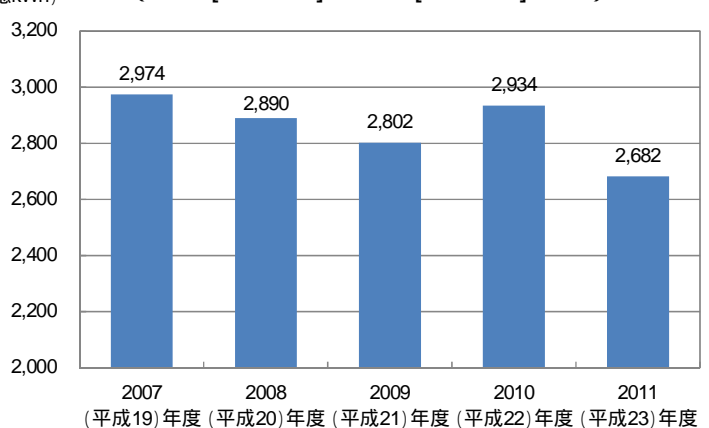


出典：第17回省エネルギー基準部会資料 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (http://www.jccca.org/) より作成

(6) 2011(平成23)年3月の東日本大震災以降、我が国の電力供給が不足して計画停電が実施されました。その後、2011(平成23)年夏は東京電力管内において政府の電力使用制限令が実施され、節電に積極的に取り組みました。

この結果、東京電力管内の2011(平成23)年度の電気使用量は、2010(平成22)年度に比べ8.6%減少しています。足立区内においても、2011(平成23)年度の電気使用量が2010(平成22)年度に比べ8.0%減少しました。

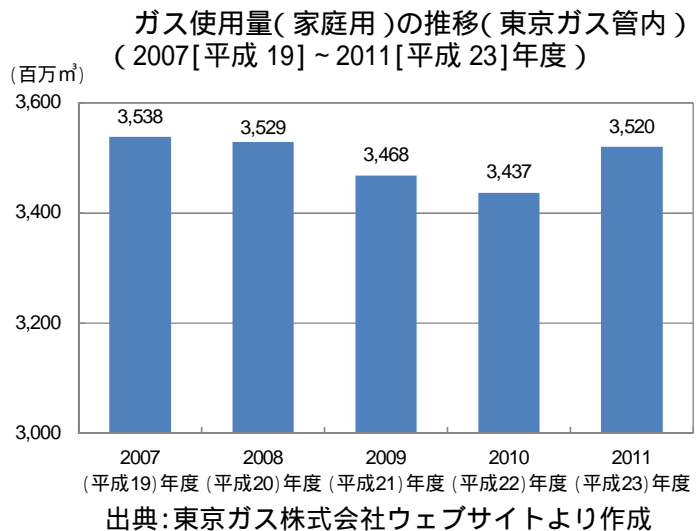
電気使用量の推移(東京電力管内)  
(2007[平成19]～2011[平成23]年度)



出典：東京電力株式会社ウェブサイトより作成



( 7 ) 2011 ( 平成 23 ) 年度の東京ガス管内の家庭におけるガス使用量は、2010 ( 平成 22 ) 年度に比べ 2.4% 増加しましたが、足立区内においては、2011 ( 平成 23 ) 年度のガス使用量が 2010 ( 平成 22 ) 年度に比べ 1.2% 減少しました。



( 8 ) 家庭生活や事業活動における節電・省エネの取組みの継続的な推進により、エネルギー使用量(電気・ガス)を削減するとともに再生可能エネルギーの導入を進め、CO<sub>2</sub>の発生を抑制していくことが必要です。

( 9 ) 震災直後、電気、燃料などのエネルギー供給が不足し、これまでの大規模・集中的なエネルギー供給の問題点が顕在化しました。こうした問題に対応し、地域の安心・安全を確保する面からも地域でエネルギー対策に取り組む必要があります。

( 10 ) 区内のCO<sub>2</sub>排出量のうち、自動車からの排出が約3割を占め、この割合は23区で最も高くなっています。区内は、鉄道やバス路線網が整備され、地形も平坦なことから、公共交通や自転車を活用することで自動車の利用を抑制することが必要です。

( 11 ) 地球温暖化による影響はすでに現れつつあります。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次評価報告書では、世界の年平均気温は過去100年で0.74 上昇したとされていますが、都市化に伴うヒートアイランド現象もあって東京では100年間で約3 上昇しています。

世界中で 温室効果ガス削減に最大限努力したとしても、今後数十年にわたり、地球温暖化の影響を避けることはできません。このため、中長期的に気候が温暖化し、変化していくことを前提として、社会が適応していくことが必要になっています。温室効果ガスの排出削減など温暖化を緩和する施策と、適応するための施策の両面から地球温暖化対策を進めていくことが必要になっています。

## 取組み内容

- 1 省エネルギー行動の継続と拡大 (24 ページ)
  - (1) 省エネルギー行動の継続 **新**
  - (2) 省エネルギーを促進するしくみ
- 2 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの利用促進 (25 ページ)
  - (1) 再生可能エネルギーの活用
  - (2) 廃棄物焼却の熱エネルギー利用
  - (3) スマート・コミュニティの形成 **新**
  - (4) 地域分散型エネルギーの確保 **新**
- 3 設備・機器の更新などエネルギーの効率的な利用 (26 ページ)
  - (1) 省エネルギー機器の普及・導入促進
  - (2) エネルギーの効率的な利用
  - (3) 新たなエネルギー技術の利用
  - (4) 事業者の設備機器更新の支援
  - (5) 省エネルギー住宅・建物の普及促進 **新**
  - (6) E S C O事業の導入の検討 **新**
- 4 自動車での移動を自転車・公共交通に転換 (28 ページ)
  - (1) 公共交通・自転車の利用の拡大
  - (2) エコドライブの推進
  - (3) 環境性能の高い自動車の普及促進
  - (4) 公共交通網の整備
  - (5) 自転車利用の環境整備
- 5 区施設や区の事業での率直的な取組み (29 ページ)
  - (1) 区の事務事業における地球温暖化対策の推進
  - (2) 区施設における環境配慮の推進
  - (3) 環境イベントにおける カーボン・オフセットの導入 **新**
- 6 フロン回収の促進 (29 ページ)
  - (1) フロン回収システムの啓発
- 7 温暖化が進む気候への適応 (30 ページ) **新**
  - (1) 情報収集・普及啓発
  - (2) ヒートアイランド現象の抑制

## 目標

個別目標	現状の実績 (2010[平成 22]年度)	2015 (平成 27) 年度の 目標数値
区内の年間電気使用量	28 億 1,576 万 k W h	25 億 3,418 万 k W h ( 10% )
区内の年間都市ガス使用量	1 億 3,867 万 m <sup>3</sup>	1 億 3,589 万 m <sup>3</sup> ( 2% )
区内に設置された太陽光パネルの発電容量	11,600 k W ( 2012[平成 24]年 10 月 )	25,000 k W
区施設での年間電気使用量	7,748 万 k W h	6,586 万 k W h ( 15% )
区施設での年間都市ガス使用量	362 万 m <sup>3</sup>	337 万 m <sup>3</sup> ( 7% )
自転車駐車場収容台数	58,333 台	64,000 台
自転車利用環境整備延長	1.1 k m	1.3 k m
C O <sub>2</sub> 排出量 ( 区全体 ) ( )	234 万トン ( 2009[平成 21]年度 )	( 推計 A ) 231 万トン ( 推計 B ) 211 万トン
区公共施設 C O <sub>2</sub> 排出量 ( )	39,066 トン	( 推計 A ) 39,234 トン ( 推計 B ) 33,767 トン

C O<sub>2</sub> 排出量は、電気使用量、都市ガス使用量、太陽光パネル発電容量の目標を達成できた場合の推計値です。

推計 A は、1 キロワット時あたりの排出係数を 2011 (平成 23) 年度速報値 0.463 k g - C O<sub>2</sub> / k W h とした場合、推計 B は、1990 (平成 2) 年の排出係数 0.380 k g - C O<sub>2</sub> / k W h とした場合の推計値です。



区役所北館屋上  
(エコガーデン・太陽光発電設備)



教育相談センター  
(屋上や外壁に厚い断熱材や窓ガラスに複層ガラスなどを採用)

## 1 省エネルギー行動の継続と拡大

東日本大震災以降実践されている区民や事業者の節電・省エネルギー行動を継続的に実施するとともに拡大を図ります。あわせて省エネルギーやライフスタイルの変革を推進するため、区民の意識や関心を地球環境の保全に向けていくことに取り組みます。

### (1) 省エネルギー行動の継続

節電や省エネルギーに対する家庭や事業者の意識の高まりにより、身近な節電・省エネルギー行動が実践されています。今後もこの行動を、継続するとともに、より一層拡大していきます。

### (2) 省エネルギーを促進するしくみ

広報紙・インターネットなどの媒体を通じ、「省エネノート(あだち区民環境家計簿)(WEB版)」を普及させ、家庭の省エネルギー行動を支援します。また、あだちエコネット事業との連携についても検討します。

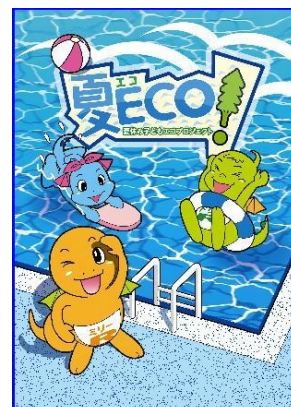
環境イベントや展示により、区民・事業者に省エネの実践についてPRやキャンペーンを実施します。また、子どもたちへの啓発活動として、夏休み子どもエコプロジェクトやキッズISO14000プログラムを実施し、学校や家庭における省エネの実践を促進します。

事業所については、環境配慮について計画から実施、結果の点検・評価、計画の見直しまでを系統的に管理する、国際標準規格である「ISO14001」と、環境省が策定した「エコアクション21」があります。区ではエコアクション21について、中小事業者への紹介や認証取得セミナーなどを実施し、支援しています。またISO14001、エコアクション21の認証取得費用の一部助成などの導入支援を行っていきます。

### コラム 夏休み子どもエコプロジェクト

区では、地球環境問題を身近なものとして学習し、家庭で省エネを実践していただくため、区内全小学校の5年生を対象に、夏休みの取組みとして「夏休み子どもエコプロジェクト」を実施しています。

ワークブックを配布し、省エネルギー・節電などに取り組んでもらい、優秀な取組みを表彰しています。



ワークブック表紙

## 2 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの利用促進

再生可能エネルギーや廃棄物焼却の熱エネルギーの利用を進めるとともに、スマート・コミュニティの形成に向けた実施可能性の検討や 地域分散型エネルギーの確保に取り組みます。

### (1) 再生可能エネルギーの活用

電気や熱を作り出すことのできる再生可能なエネルギーの普及促進を図っていきます。

足立区の地域特性から、特に太陽エネルギーの活用を進めていきます。補助制度や初期経費の負担軽減プラン、太陽光発電システム設置促進店の登録制度などの様々な施策を複合的に導入し、太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの設置を支援し、公共施設においては太陽エネルギー利用機器の率先的な導入を図ります。

このような取組みを推進し、区内の太陽光パネルの発電容量を 25,000 kWまで増やし、区内電気使用量の 1% を発電することを目指します。2012(平成 24)年 10 月現在、区内には約 3,300 件、11,600 kWの太陽光発電設備がありますので、目標達成には約 2.2 倍に増やすことが必要です。

### (2) 廃棄物焼却の熱エネルギー利用

清掃工場においてごみを焼却する際に発生する熱を有効に利用します。足立清掃工場では、隣接する温水プールなどの施設で活用しています。また、発電を行って工場で使う電力を賄うほか、余剰電力を売却しています。

### (3) スマート・コミュニティの形成

エネルギーを地域単位で統合的に管理し、交通システム、市民のライフスタイルの転換などを複合的に組み合わせた地域社会であるスマート・コミュニティの形成に向け、事業者や研究機関と連携した実証実験など進めていきます。

### (4) 地域分散型エネルギーの確保

震災直後、電気、燃料などのエネルギー供給が不足し、これまでの大規模・集中的なエネルギー供給の問題点が顕在化しました。平常時のみならず災害時における必要なエネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーなどによる地域分散型エネルギーの確保に努めます。

### 3 設備・機器の更新などエネルギーの効率的な利用

省エネルギー設備・機器、省エネルギー住宅・建物の普及促進を図るとともに、新しいエネルギー技術の利用に向けた研究を行い、エネルギーの効率的な利用を進めます。

#### (1) 省エネルギー設備・機器の普及・導入促進

省エネルギー設備・機器の導入は、CO<sub>2</sub>の削減や電気代等のランニングコストの低減にもつながります。これらに関する情報を必要とする人に必要な時に提供するとともに、設備・機器の更新を支援します。特に、身近に取り組める方策として、省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫、照明機器などへの買い替えを促進します。また、ガス機器についても高効率な機器への買い替えを促進していきます。

#### (2) エネルギーの効率的な利用

照明、給湯、動力など、エネルギーを光や熱、仕事などに転換する様々な方法がありますが、エネルギーロスの少ない効率的な方法で使うことが必要です。電気、ガス、石油、再生可能エネルギー等、それぞれのエネルギーの特性を踏まえた効率的な利用を進めます。

また、一つのエネルギー源から「熱」と「電気」を合わせて供給するコージェネレーションシステム（熱電併給）は、発電時の熱を温水や蒸気の形で利用し、温水や給湯、暖房に、蒸気は冷暖房・工場の熱源などに使うことができます。住宅向けには、ガスをエネルギーとして発電と給湯を行う家庭用燃料電池が商品化されています。

熱やお湯の利用が多い事業所や住宅では、コージェネレーションシステムがエネルギーの効率化に大きく寄与しますので、普及を進めていきます。

#### (3) 新たなエネルギー技術の利用

新しいエネルギー技術について、最新情報を収集し、利活用の可能性を常に調査していきます。最近では、情報通信技術や蓄電池を活用した省エネルギーの新技术が実用段階に入りつつありますので、効果の高いものについてはその情報を区民・事業者へ提供するとともに、区の公共施設において積極的にそれらの設備の導入を図ります。

#### (4) 事業者の設備機器更新の支援

大規模事業者においては、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）による規制や、「都民の健康と安全を確保する環境に関する

条例（以下「環境確保条例」といいます。）による 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度などが導入されており、事業所における削減対策の実施が義務付けられていますので、これらの施策により、設備機器の更新が促進されています。

中小規模事業者においては、東京都の 省エネ診断事業や省エネ研修会などの支援策を利用し、対策の推進を図ることができます。

区は、これらの制度についての情報提供を行うとともに、施設用 LED照明設置に対する補助金を交付するなど、設備機器更新に向けた支援を実施していきます。

#### （５）省エネルギー住宅・建物の普及促進

国では、建物の効率的なエネルギー利用のための基準の見直しや新たな義務付けなどが検討されています。区においても、2013（平成25）年度からエネルギー対策ガイドラインに基づき、建築物新築時や既存住宅の断熱性能の向上や設備・機器の更新による建物の省エネ対策を促していきます。

新たな開発地区などにおいては、地域冷暖房や 地域内熱供給といったエネルギーを面的に利用する方法を検討します。

また、2012（平成24）年12月から 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく 低炭素建築物認定制度が創設され、税の優遇措置などが受けられるようになりました。今後、国や建設事業者と連携して、低炭素建築物の普及を進めていきます。

#### （６）E S C O事業の導入の検討

一定規模以上のエネルギーを利用する施設（事業者）が行う省エネ、環境配慮行動として、E S C O事業の啓発や支援を進めるとともに、区の施設での導入を検討します。

#### コラム 再生可能エネルギー

再生可能エネルギーとは、自然環境の中から永続的に利用することができるエネルギーであり、具体的には、太陽光、風力、水力、地熱などをエネルギー源として利用することをいいます。



西新井小学校の太陽光発電装置

## 4 自動車での移動を自転車・公共交通に転換

公共交通や自転車の利用促進に努め、自動車利用を抑制し、荷物の運搬など自動車を利用しなければならない場合は、エコドライブの推進を呼びかけます。その上で自動車を買替えるときは、エコカーや電気自動車など環境性能の高い自動車を選ぶよう啓発します。

さらに公共交通網の整備を進めるとともに、自転車利用の環境を整備し、自動車による移動からの転換を図ります。

### (1) 公共交通・自転車利用の活用の拡大

自動車からのCO<sub>2</sub>排出量が、23区の中では高い水準で推移しています。公共交通や自転車の利用促進を図ることで、自動車利用を減らし、環境負荷の低減を目指していきます。

区の事務事業では、公共交通と自転車の利用を促進します。

### (2) エコドライブの推進

エコドライブ、アイドリング・ストップなどの運転方法の普及啓発を広く行います。特に運輸業者や物流事業者等、自動車を多く利用する人に働きかけます。

区の公用車は、運転距離と燃料消費の記録をとり、エコドライブを徹底します。

### (3) 環境性能の高い自動車の普及促進

自動車の買い替え時には環境性能の高い車を選択するよう、区民・事業者にはPRをするとともに、区では、公用車に積極的に導入します。

### (4) 公共交通網の整備

今後の鉄道新線として、地下鉄8号線の亀有以北の区内延伸、環七高速鉄道(メトロセブン)の整備促進を目指します。また、誰もが安心・快適に移動できる環境づくりを目指して、「足立区総合交通計画」に基づき、バス路線網の整備を進めていきます。

### (5) 自転車利用の環境整備

自転車の利用促進を図るために、自転車が安全で快適に走行できる道路整備や自転車駐車場の整備などを行い、歩行者・自転車・車が共存できる環境づくりを目指していきます。



## 5 区施設や区の事業での率先的な取組み

「足立区公共施設地球温暖化対策推進実行計画」に基づき、省資源・省エネルギーに努めるとともに、環境イベントにおけるカーボン・オフセットの導入など、率先的な取組みを進めます。

### (1) 区の事務事業における地球温暖化対策の推進

区が実施する事務事業に率先的に温暖化対策を取り入れます。あらゆる事業に適切な環境対策が行われるよう、庁内環境対策会議などを通じて職員の意識を啓発します。

### (2) 区施設における環境配慮の推進

区施設の整備にあたっては、率先的に環境対策を進めるとともに、区主催の様々な行事で環境に配慮していきます。

また、区施設の利用者にも環境配慮を促すとともに、区が実施している環境対策をわかりやすく啓発し、意識を高めていきます。

### (3) 環境イベントにおけるカーボン・オフセットの導入

環境イベント等において、カーボン・オフセットを導入するとともに、イベント実施に伴う温室効果ガスの排出とそれをオフセットするための取組みについて啓発を行い、イベント参加者の環境配慮意識を高めます。

## 6 フロン回収の促進

関係機関・団体との協力によるフロン回収システムの啓発を進めます。

### (1) フロン回収システムの啓発

「フロン回収破壊法」によって、業務用の冷凍空調機器やカーエアコンを廃棄するときには、定められた業者に引き渡すことが義務付けられています。引き続きこの制度を周知し、不法投棄などを防止し、適切なフロン回収を促進していきます。

## 7 温暖化が進む気候への適応

気候変動の予測などの情報収集を行うとともに、懸念される影響に対処するための適応策を検討します。

### (1) 情報収集・普及啓発

政府は 2012 (平成 24) 年度中に温暖化の影響に関する科学的知見をまとめ、これに基づいて、2013 (平成 25) 年度中に政府全体の「適応計画」を策定する予定です。

こうした政府の動向を踏まえ、区の適応策について検討していきます。

当面は気候変動の予測に関する情報を収集し、気温の上昇による熱帯夜や真夏日の日数の増加、近年頻発している集中豪雨の頻度の増加などの課題を整理するとともに、気候変動に適応することについて啓発を行います。

### (2) ヒートアイランド現象の抑制

区では、ヒートアイランド現象の抑制に向けて、保水性舗装、遮熱性舗装などについて、今後も検討していきます。

#### コラム 地球温暖化の影響

地球温暖化の進行に伴い、世界各地で深刻な影響が生じると考えられています。

日本国内でも高温障害による品質低下などの農作物への影響、周辺海域の水温の上昇による北方系の種の減少や、南方系の種の増加・分布域の拡大などの海の生態の変化、大雨など極端な気候の増加など、今世紀に入って以降、温暖化が原因ではないかと考えられる様々な影響が現れつつあります。

これらの事象の中には現時点では必ずしも温暖化の影響と断定できないものもありますが、将来、温暖化が進行すれば、これらの事象が頻発する可能性があり、さらに、高温障害によるコメの品質低下、ブナ林に適した地域の減少、豪雨の頻度の増加、渇水・洪水リスクの増加、蚊などの感染症媒介生物の分布の変化など、より甚大な被害が及ぶことが懸念されています。

## 足立区の 温室効果ガス排出量と将来の見通し

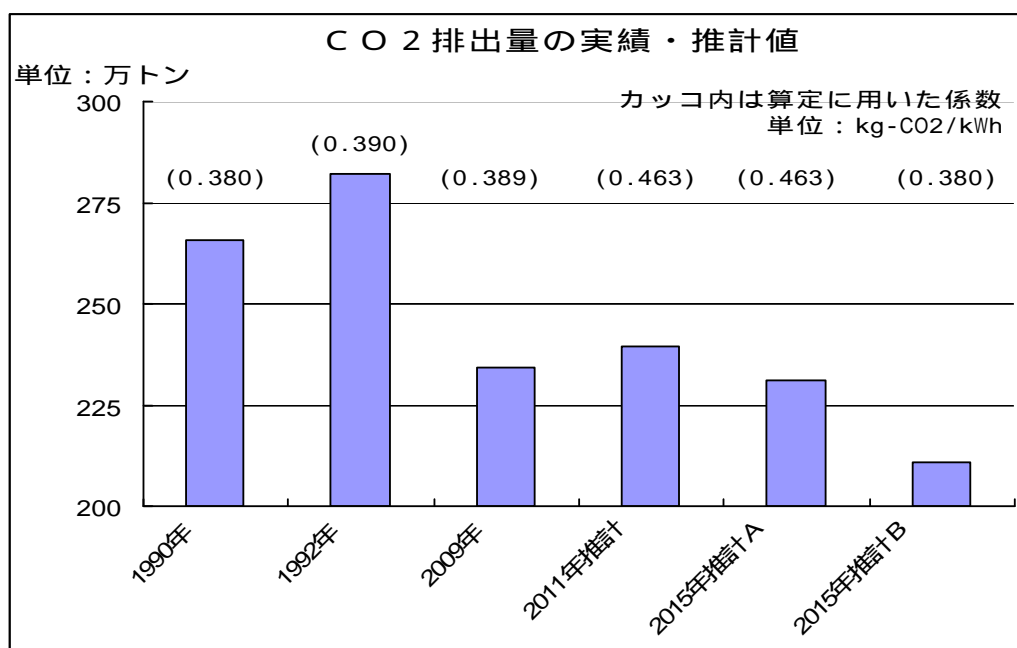
削減目標を達成した場合のCO<sub>2</sub>排出量を推計すると、以下のようになります。

削減目標（電気使用量 10%及び都市ガス使用量 2%）を達成した場合の 2015（平成 27）年度のCO<sub>2</sub>排出量

電気使用にかかるCO<sub>2</sub>は、1 kWhあたりの排出量である排出係数で算定しますが、原発事故以降、火力発電の割合が高まっているため、排出係数が高くなっています。現時点では、今後の状況が不明なため、二つのケースで推計しています。

推計A 2011（平成 23）年度の排出係数 0.463 kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算定した場合 231 万トン（1990[平成 2]年度比 13.1%削減）

推計B 1990（平成 2）年度の排出係数 0.380 kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算定した場合 211 万トン（1990[平成 2]年度比 20.6%削減）



1992（平成 2）年度は過去最も排出量が多かった年、2009（平成 21）年度は現時点で確定している最新データです。

2011（平成 23）年度は、震災後の節電行動により電気使用量は減少しましたが、排出係数が高くなったため、CO<sub>2</sub>排出量は2009年度より増加する見込みです。推計値のうち、電気・ガス以外（自動車、灯油、廃棄物等）からの排出量は、ここ5年間のデータの傾向から推計しています。

太陽光発電の設置パネル発電容量の目標が達成され、それにより電気使用量の1%が発電されるものとしてCO<sub>2</sub>排出量を推計しています。

対象とする 温室効果ガスは、「地球温暖化対策推進法」第 2 条第 3 項に定められる 6 種類のガスとします。ただし、足立区における温室効果ガスの排出量の 96.8% を  $\text{CO}_2$  が占めることから、 $\text{CO}_2$  を対象として参考数値を設定し、その動向を注視していきます。

温室効果ガス排出量の構成比（2009 [平成 21] 年度）

ガス種別	排出量 (千 t- $\text{CO}_2$ )	構成比 (%)
二酸化炭素 ( $\text{CO}_2$ )	2,342	96.8
メタン ( $\text{CH}_4$ )	3	0.12
一酸化二窒素 ( $\text{N}_2\text{O}$ )	19	0.77
ハイドロフルオロカーボン ( $\text{HFCs}$ )	56	2.31
パーフルオロカーボン ( $\text{PFCs}$ )	0	0.00
六フッ化硫黄 ( $\text{SF}_6$ )	1	0.03

出典：特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2009 年度）  
 オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

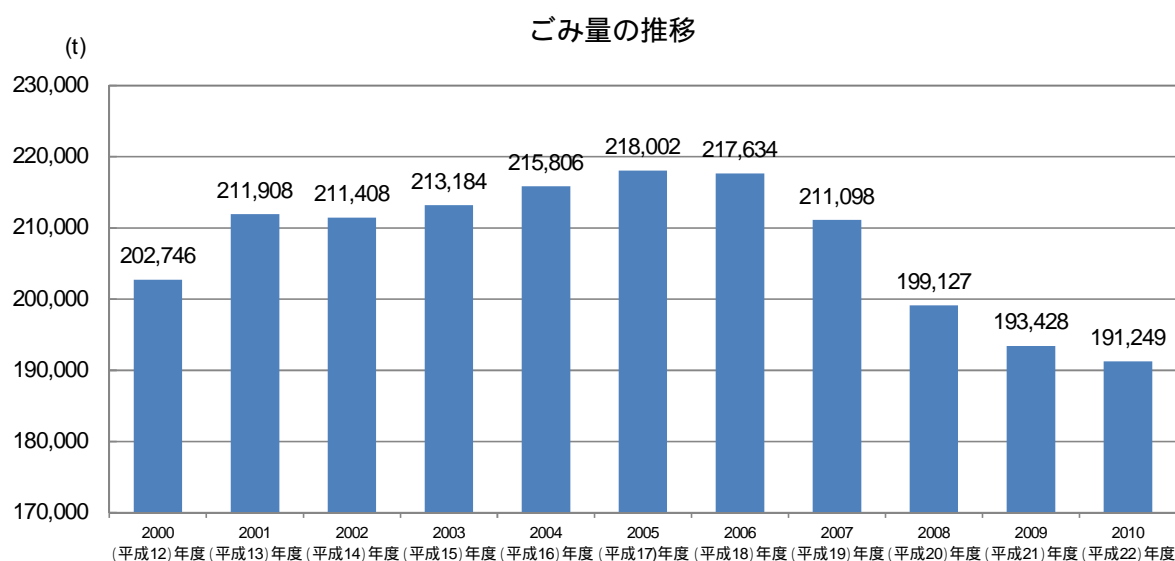
## 第2節 循環型社会の構築

ごみの発生抑制と廃棄物の適正な処理を推進し、循環型社会の構築を目指します。

目標 ごみ量 5%削減（2010〔平成 22〕年度比）

### 現状と課題

- (1) 2010（平成 22）年度のごみの量は 19 万 1 千トンでした。ごみ量は 2006（平成 18）年度から減少に転じています。



出典：足立の環境（平成 23 年度事業実績）

- (2) 資源ごみについては現在、古紙（新聞・雑誌・段ボール・紙パック）、びん、缶、ペットボトルの 4 種類について、区内全域で分別回収を実施しています。古紙とペットボトルの回収量は、資源ごみ持去り防止パトロールやペットボトル自動回収機の効果で増加していますが、他の資源品目の回収量は横ばいの状況にあります。
- (3) 2011（平成 23）年度から区内全域で燃やさないごみを資源化しています。粗大ごみは 2010（平成 22）年度から 5 品目（自転車、スチールラック、レンジ、コンロ、オーブン）を資源化し、2011（平成 23）年度からは金属を多く含む品目を資源化しています。これらの資源化の取組みにより、区が収集するごみ全体の資源化率は、2011（平成 23）年度には、2010（平成 22）年度の 17% から 19% に上がっています。今後も資源化率の向上に努めていきます。

- (4) 循環型社会を構築するためには、区民や事業者の主体的な取組みが重要です。リサイクル学習や講座などの開催、各種イベントでの啓発活動、環境教育などを充実することが必要です。

#### 取組み内容

- 1 3Rの推進とごみの減量(35ページ)
  - (1) 循環型社会への意識形成と行動
- 2 資源化の推進(36ページ)
  - (1) 家庭ごみの資源化の推進
  - (2) 事業系ごみの資源化の推進
  - (3) 区公共施設が率先して取り組むごみの減量
  - (4) イベントのごみ削減
  - (5) 資源ごみ持去り防止に向けた対応 **新**
- 3 協働による廃棄物処理(38ページ) **新**
  - (1) 区民と協働で行う処理
  - (2) 事業者と協働で行う処理
- 4 廃棄物適正処理の推進(39ページ)
  - (1) 家庭系廃棄物の適正処理の推進
  - (2) 事業系廃棄物の適正処理の推進
- 5 し尿の適正処理の推進(39ページ)
  - (1) し尿の適正処理の推進
  - (2) し尿収集家屋への対策 **新**
- 6 水資源の有効活用(40ページ)
  - (1) 水資源の節約
  - (2) 水の循環の推進
  - (3) 雨水流出抑制

#### 目標

個別目標	現状の実績 (2010[平成22]年度)	2015(平成27) 年度の目標数値
ごみ処理量	19万1千トン	18万3千トン
資源化率	17%	22%
区公共施設排出ごみ量	2,576トン	2,447トン
雨水流出抑制実施率(公共・民間)	100%	100%

区が収集するごみ全体のうち、資源化されたものの割合

## 1 3 Rの推進とごみの減量

限りある資源を有効活用することを考える機会を提供するなど、循環型社会の構築へ向けた意識の形成と実践を図ります。

### (1) 循環型社会への意識形成と行動

区民が日々の生活の中で、多くの資源が投入され生産された商品を使用していることや、廃棄物の処理にも多くのエネルギーや資源が使われることなどを普段から考えてもらうために、3 R推進月間におけるPR活動の強化など機会を捉えて意識の向上を図ります。

さらにリデュース、リユース、リサイクルの3 Rはかなり普及しましたが、次に掲げるRの実践行動についても、PRしていきます。

Refuse	リフューズ	拒否	ごみになるものは受け取らない
Repair	リペア	修理	壊れたものを捨てずに修理して使う
Refine	リファイン	細かな分別	細かく分別して捨てる
Return	リターン	返戻	戻せるものは戻す

ごみ減量やリサイクル活動を推進している「Rのお店」に関する情報提供、関係する団体等の各種機関との連携・協働を強化します。

一部の大型店舗では、レジ袋の有料化などにより削減を進めていますので、こうした取組みと連携していきます。

また、リサイクルセンター「あだち再生館」を循環型社会のための啓発・情報発信の拠点として、活用していきます。

### コラム ごみ減量、サイクル情報の提供

日常生活で活用できるヒントだけではなく、区内の「R(リサイクル)のお店」の情報やごみを減らすための情報が載っている小冊子「くらしの中の3R」を配布しています。



くらしの中の3R

## 2 資源化の推進

正しい分別排出の方法について、区民・事業者への周知徹底に努めるとともに、区公共施設における適正なごみの分別などをより一層推進し、資源化を進めます。

### (1) 家庭ごみの資源化の推進

2010(平成22)年度から燃やさないごみの資源化モデル事業を開始し、2011(平成23)年度には区内全地域に拡大、燃やさないごみの84.2%を資源化することができました。現在は燃やさないごみの資源化率90%の目標を掲げて事業を進めていますが、今後は更に、埋め立て処分しているものについても、資源化ができるよう専門事業者と検討を図り、事業を展開していきます。

また、2011(平成23)年度から開始した粗大ごみの資源化についても、金属類、電気器具類を対象に粗大ごみの資源化率40%の目標を掲げて事業を進めており、今後、拡充ができるよう専門事業者と検討を重ねていきます。

その他にも、あだちエコネット事業の一環として区内スーパー46か所で自動回収機によるペットボトル店頭回収を実施していますが、啓発活動を強化するなどペットボトルの回収率の向上に向けてさらに利用者を増やしていきます。今後も更なる資源化率向上のため、排出されるごみの組成調査や分析を行い、費用対効果を検討しながら新たな分別収集や資源化の拡充に努めるほか、引き続き、きめ細かな啓発により分別を徹底し、ごみの減量と資源化の推進を図ってきます。

### (2) 事業系ごみの資源化の推進

事業所から発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく自己責任による資源化を推進するため、事業者に対して廃棄物の正しい処理方法を推進していきます。特に大規模事業者の管理者には、年1回ごみの量や資源化率の報告を義務付けているほか、区の職員による排出指導を実施し適正処理を促しています。さらにスーパーなどの比較的大きな事業所に対しては、販売者の責任として、食品トレイの店頭回収など自主的な資源化の一層の推進を求めています。

### (3) 区公共施設が率先して取り組むごみの減量

区は率先して再生品の利用推進に努めると同時に、ペーパーレス化、両面印刷、使用した用紙の裏面使用など紙使用量を削減し、排出するごみの減量を進めます。

区は一事業者として事業者の手本になるよう、ごみの発生抑制に努め、



3 Rを推進し、廃棄物の適正処理及び減量化を目指します。こうした意識を高めるため、従前とは違う新たな職員の意識改善を促す対策を図っていきます。

公園や道路などから発生する落葉・剪定枝・刈草については、区としてリサイクルを進めてきましたが、今後は区清掃事業の遊休地の活用や処理設備の拡大、人員機材の共有化などを図り、更なる効率的かつ柔軟な処理を図っていきます。

#### (4) イベントのごみ削減

区主催行事や共催行事を始め、各種イベントを実施する際の廃棄物について、計画の段階からごみの発生抑制と廃棄物の適正処理を勘案したものになるよう、新たな計画等を整備し、ごみの減量に努めます。

#### (5) 資源ごみ持去り防止に向けた対応

資源ごみの持去り防止パトロールを改善するとともに、持ち去ってきた資源ごみを買取らないように事業者への指導を強化していきます。

より効果的な指導や行政処分ができるよう、再三の指導等にもかかわらず持去り行為をやめない者への対応や、区民にも協力いただける持去り防止策を試みるなど、条例の改正も含めて、新たな対策を検討していきます。

#### コラム Rのお店

区では、リサイクル商品の積極的な販売をしている、買い物袋の持参を推奨している、修理・リフォーム等の相談を受け付けているなど、環境に配慮した取り組みを行っている小売店を「Rのお店」としてホームページでお知らせしています。



リサイクル商品または環境保全型商品の積極的な販売



買い物袋またはかご持参の推奨



使い捨て容器・商品の販売および使用の自粛



修理・リフォーム等の相談受付



過剰包装を自粛している



資源化物の引き取りを行っている



その他、上記にないリサイクル活動を積極的に推進している

### 3 協働による廃棄物処理

区民・事業者の廃棄物処理や分別の意識を高め、協働して取り組むことで、資源化の推進と効率的な廃棄物処理につなげていきます。

#### (1) 区民と協働で行う処理

廃棄物の処理は大きく分けると、「分別」など地域住民が排出時に担うものと、「収集」や「処分」という行政が担うものに分けられます。

区ではこれまでも収集効率の向上や費用対効果を勘案し、日々の廃棄物処理を行ってきましたが、より一層のごみの発生抑制、資源化の向上を推し進めるため、地域住民との協働による処理を強化していきます。

具体的には、現在、自主的に場所や日時を決めて回収し、業者に引き渡す集団回収活動支援事業を実施していますが、事業の拡充を図ることで一部の資源ごみについては行政回収を廃止できるような新たな施策を展開するとともに、環境意識の向上に寄与していきます。

また、容器包装リサイクルについては、近年のリサイクル技術の向上で資源化率が高まってきたこともあり、新たな分別収集を見据えた検討をしていきます。

また、レジ袋については、2008(平成20)年の第1回足立区温暖化防止区民会議における「レジ袋辞退宣言」や、2009(平成21)年の第2回会議では「レジ袋繰り返し利用宣言」が採択され、関係部署や事業所、区民と実施してきました。今後は、2013(平成25)年に作成した「レジ袋削減ポスター」による啓発など、レジ袋削減に向けた施策を進めていきます。

#### (2) 事業者と協働で行う処理

区内には中小企業が多いことから事業系ごみは手数料を支払い区の収集を利用しているところが多いのが現状です。今後は地域事業者と協議会等の検討ができる会議体を発足し、事業者と積極的に廃棄物処理について検討していくほか、事業系有料ごみ処理券の貼付率の向上を目指していきます。

また、2009(平成21)年9月から区内の廃棄物事業者による「資源ごみ買取市」を実施し、区民から事業者が直接、新聞や缶、廃食油を買い取る事業を支援していますが、事業者や開設時期の拡大などにより、一層の充実を図ることで、行政回収の運搬経費削減と資源の持去り防止対策につなげていきます。

## 4 廃棄物適正処理の推進

廃棄物の性質に応じた適正な処理を行います。

### (1) 家庭系廃棄物の適正処理の推進

燃やすごみは全量を清掃工場で焼却処理し、焼却灰は溶融処理後、スラグ化し土木資材として活用しています。

燃やさないごみは、区内の民間資源化施設に搬入し、分別したのち資源化を行います。資源化できないものは、中央防波堤内側にある不燃ごみ処理センターで減容化した上で、埋立処分場に埋めています。

粗大ごみは、鹿浜にある粗大ごみ中継所で資源化できる物を分別したのち、中央防波堤内側にある粗大ごみ破碎処理施設で破碎・選別処理による減容化を行った上で、可燃物は焼却処理し、不燃物は埋立処分場に埋めています。

粗大ごみ中継所において分別した資源化できる物は区内の民間資源化施設に搬入し資源化を行います。

今後も、ごみの出し方や分別の方法などをわかりやすくPRし、適正な排出と減量を呼びかけていきます。

### (2) 事業系廃棄物の適正処理の推進

事業活動により排出するごみを適正に分別し、保管、処理することは、ごみの減量になるばかりでなく、処理費用の削減や再利用物の売却益などにより、事業活動にも貢献しますので、事業者に対しても自主的な行動を促し、ごみの減量やリサイクル、適正排出を進めていくほか、保管場所など各種基準の見直しも図っていきます。

また、近年、多くの場所で「当初の契約した内容と違う料金を請求された」などの問い合わせが増加している、不用品回収事業者や遺品整理事業者などについても、法の解釈の整理をするとともに、東京都や23区、清掃協議会などと連携を強化して廃棄物に関する法律をもとに指導を図っていきます。

## 5 し尿の適正処理の推進

適正な処理を行います。

### (1) し尿の適正処理の推進

し尿は品川区の下水道投入施設で下水道排出基準以下の水質に希釈処理した上で、公共下水道に放流しています。

下水道の整備に伴い、し尿を収集する世帯数は減少しています。今後も下水道への接続を促していきます。

### (2) し尿収集家屋への対策

下水道の整備に伴い、し尿を収集する世帯数は減少していますが、様々な理由から下水道への接続工事ができない、望まないという家屋の比率が高くなってきています。

区では、下水道へ接続している家屋と、し尿収集家屋において、行政サービスでの差が生じていることもあり、新たな制度における下水道への切り替え工事や、23区の状況も加味し、し尿収集の有料化についても検討していきます。

## 6 水資源の有効活用

水資源の節約を図るとともに、水を大切にする方法の普及啓発や水辺空間の再生を進めることで、水循環機能の回復を図り、水資源の有効活用に努めます。

### (1) 水資源の節約

今後も地球環境規模の水循環の視点から考え、区民に対して節水を啓発していきます。

### (2) 水の循環の推進

失われつつある自然の水循環機能を復活させるため、積極的に雨水を地下に浸透させます。また、水を大切にされた生活行動の啓発に取り組んでいきます。

### (3) 雨水流出抑制

空地や農地の開発に伴い、地面の保水・遊水機能が低下しているため、雨水を地下に浸透させたり、雨水を貯留し時間差をおいて下水に流したりすることが必要です。

公共施設については、雨水流出抑制施設の整備を進めていきます。

### 第3節 健康・安全なくらしの確保

大気汚染や水質汚濁などの公害、有害化学物質による汚染の防止など、今後も引き続き対策を講じ、健康で安全に暮らせる環境を確保していきます。

目標 大気中のダイオキシン類環境基準適合率 100%の堅持

#### 現状と課題

- (1) 「ダイオキシン類対策特別措置法」などの法令が整備され、規制が強化されたため、大気汚染や水質汚濁は大幅に改善されてきました。一方で騒音等改善が進んでいないものや、アスベストや土壌汚染など近年クローズアップされたものもあります。  
また、区内には住工混在地域が多くあり、工場・事業場や建設工事現場などについての公害の相談が依然として寄せられています。区では、法令に基づく規制指導と、改善のための融資あっせんなどを行い、公害の改善対策と防止に努めています。
- (2) 区では、幹線道路沿いを中心に大気汚染を監視しています。二酸化硫黄（ $\text{SO}_2$ ）や浮遊粒子状物質（SPM）及び二酸化窒素（ $\text{NO}_2$ ）は改善しています。光化学オキシダントについては、環境基準が達成できない状況が続いています。  
また、大気中の放射線量を定期的に測定しており、放射線量の把握に努めています。
- (3) 区では、定期的に主要道路の騒音や振動を調査しています。騒音については、環状七号線や国道4号線沿いで環境基準を超えている地点がありますが、振動は法律に基づく要請限度を超える地点はありません。
- (4) 区では、環境確保条例に基づき、工場などの事業場に対して、認可・届出申請時及び調査時などに、防音・防振やばい煙・粉じん・有害化学物質の大気への排出抑制などの環境保全対策を指導しています。
- (5) 2009(平成21)年度に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）については、東京都が区内3か所で測定しています。測定データを注視し、関係機関との連携体制を整備していくことが必要です。

- ( 6 ) 今後も、環境に関する測定を実施するとともに、発生源対策、公害苦情の適切な対応により、環境の維持に努めていくことが必要です。

#### 取組み内容

- 1 工場・事業者等への公害規制指導（44 ページ）
  - ( 1 ) 工場・指定作業場などの認可等における公害防止推進
  - ( 2 ) 環境アセスメント
  - ( 3 ) 大気汚染の防止
  - ( 4 ) 自動車排気ガス対策の推進
  - ( 5 ) 光化学スモッグ対策の充実
  - ( 6 ) 水質汚濁の防止
  - ( 7 ) 河川水質浄化対策の推進
  - ( 8 ) 騒音・振動の防止
  - ( 9 ) 自動車騒音対策の推進
  - ( 10 ) 悪臭の防止
  - ( 11 ) 地盤沈下の防止
  - ( 12 ) 有害化学物質の適正管理制度による排出量抑制の推進
  - ( 13 ) 土壌・地下水汚染対策の推進
  - ( 14 ) ダイオキシン類対策の推進
  - ( 15 ) アスベスト（石綿）飛散防止対策の推進
- 2 公害苦情の相談（47 ページ）
  - ( 1 ) 公害防止支援の推進
  - ( 2 ) 公害苦情の相談受付の充実
- 3 大気・水質・空間放射線量等の定期的な測定（47 ページ）
  - ( 1 ) 大気汚染の調査
  - ( 2 ) 河川水質の調査
  - ( 3 ) 自動車騒音・道路振動の調査
  - ( 4 ) 空間放射線量の調査 **新**

## 目標

個別目標	現状の実績 (2010[平成 22]年度)	2015 (平成 27) 年度の目標数値
ダイオキシン類環境基準適合率 (大気)	100%	100%
硫黄分規制値適合率	100%	100%
適正管理化学物質の環境への排出率	0.18%	0.18%
工場等排水水質規制基準適合率	100%	100%
浮遊粒子状物質 ( S P M ) 規制値適合率	100%	100%
主要幹線道路の自動車騒音常時監視の夜間適合率	74.3%	75%
区施設における地上50センチメートルの空間放射線量 ( )	毎時 0.25 マイクロシーベルト未満	毎時 0.25 マイクロシーベルト未満

原発事故を受けて、2011 (平成 23) 年 6 月に区の指標値を設定しました。



垢川



区内の幹線道路

## 1 工場・事業者等への公害規制指導

公害発生の防止に向けて、工場・指定作業場などを対象に指導・助言を行います。

### (1) 工場・指定作業場などの認可等における公害防止推進

工場・指定作業場などを対象とした法令に基づく認可及び届出受理の業務にあたっては、事前のチェックを強化して指導・助言を行い、公害発生の防止に努めていきます。

### (2) 環境アセスメント

区は、「環境影響評価法」及び「東京都環境影響評価条例」に基づき、区長が計画等に対して都知事に意見を提出して環境影響評価書に反映し、地域環境の保全に努めていきます。

### (3) 大気汚染の防止

工場・事業場などの固定発生源の規制で大気汚染の改善につなげ、環境確保条例の目的である健康で安全かつ快適な生活に必要な環境を充実させていきます。

### (4) 自動車排気ガス対策の推進

自動車排気ガス対策は、地球温暖化対策につながりますので、区民に対する低公害車の普及を促進するとともに、区の公用車においては、低公害車の積極的な導入を図っていきます。さらに、都と連携して「アイドリング・ストップ運動」などの普及啓発を推進していきます。

### (5) 光化学スモッグ対策の充実

区では、光化学スモッグ注意報の発令時に、防災無線や区施設等に注意報発令中の表示幕を掲出して区民に周知し、被害防止に努めています。また、光化学スモッグの一因である揮発性有機化合物（VOC）を使用する事業場に対して、環境確保条例に基づき、必要に応じて、管理方法や使用量について指導・助言を行っています。

### (6) 水質汚濁の防止

公共下水道への環境確保条例に基づく排出規制については東京都下水道局が指導を行っています。区は事業場などに対して、認可・届出時に排水対策を確認して排出抑制を指導していくとともに、下水道局と連携して対応していきます。



(7) 河川水質浄化対策の推進

都と区では、水質の更なる改善と下水道処理施設に過剰な負荷をかけないために、「流しに油を流さない」など生活排水への配慮を区民に呼びかけています。

また、「綾瀬川浄化対策協議会」「隅田川水系浄化対策連絡協議会」「綾瀬川清流ルネッサンス連絡会」に参加して、流域自治体、流域住民との協力による水質浄化に向けた取組みを進めています。今後も流域自治体と協力して浄化の取組みを継続していきます。

(8) 騒音・振動の防止

事業場については、「騒音規制法」「振動規制法」「環境確保条例」などにに基づき指導をしています。また、住宅の密集化や生活スタイルの多様化などにより、近隣相互の生活騒音に関する相談が増加する傾向にあり、当事者間での解決のための調整を含めた対応を行っていきます。

(9) 自動車騒音対策の推進

国道4号線や環状七号線、首都高速道路においては、道路管理者が低騒音舗装や防音壁の設置、周辺住民への防音対策の助成を行っていますが、自動車騒音の解決には至っていません。区は、道路騒音調査を実施するとともに、必要に応じて測定結果を基に道路管理者に防音対策を要請していきます。

区道の緑化については、騒音の緩和にも資することから植樹帯を設置していきます。

(10) 悪臭の防止

区では臭いの相談については、必要に応じて悪臭パネルテストを実施して、基準を超えている事業者に対しては改善を指導しています。

(11) 地盤沈下の防止

区では、新たな地下水揚水施設の設置届出時の指導や既存の施設に対する指導の充実により揚水量規制を継続していきます。また、地下水保全対策もあわせて指導していきます。

(12) 有害化学物質の適正管理制度による排出量抑制の推進

区では、環境確保条例による化学物質の適正管理に関する規定に基づき、有害化学物質の取り扱い事業場に対して、使用量の抑制や、取り扱い上の事故防止などを指導しています。また、都が担当している「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の促進に関する法律」による規

制指導との連携を含めて、事業者に対する有害化学物質の適正管理制度を周知していきます。

さらに、揮発性有機化合物（VOC）については、大気汚染防止法などにに基づき、ガソリンスタンド、めっき、塗装、印刷、金属等表面処理業などの事業場に対する排出規制と事業者の自主的取組みによる排出抑制を強化していきます。特に区内には、規制の対象とならない小規模の事業者が多いので、都が主催する各種セミナーの情報などを周知するなどして、事業者の自主的な取組みをより積極的に支援していきます。

#### （13）土壌・地下水汚染対策の推進

土壌汚染対策法や環境確保条例に基づく適正な土壌・地下水汚染対策を推進します。また、土壌・地下水汚染は土地取引などにも大きな影響があり関係者からの相談も増えていますので、汚染についての啓発、情報の整備を行います。

区有地等の取引及び改変に際しては、土壌汚染リスクを事前確認し、必要と判断された場合は適切な調査と対策を実施しています。

#### （14）ダイオキシン類対策の推進

環境中のダイオキシン類の調査を継続し、野焼きの禁止と適正な焼却炉以外の使用禁止を徹底します。

#### （15）アスベスト（石綿）飛散防止対策の推進

吹付アスベストやアスベスト含有保温材を使用している建築物等の解体・改修には、使用状況に応じて大気汚染防止法と環境確保条例に基づく事前の届出と作業内容の提示が義務づけられています。区は、この届出を受け、書類審査と現場調査により確認・監視して飛散防止に努め、アスベスト健康被害を防止するとともに、労働基準監督署と連携して解体工事に対する不安や相談に迅速に対応していきます。

あわせて、吹付アスベストの分析調査や除去工事等での費用の一部を助成し、不安解消や適切な対策のための支援をしていきます。

## 2 公害苦情の相談

公害苦情の対象となる事業場等に対し、苦情を未然に防ぐための支援や助成対策を実施するとともに、区民からの苦情に対し、その苦情の発生源に助言・指導を行い、適切に対応しています。

### (1) 公害防止支援の推進

区内には小規模事業者が多く、公害防止に十分な費用をかけることが難しい状況です。公害苦情相談の対象となった事業場の改善、有害化学物質排出削減などに取り組む事業場への施設整備などに必要な資金の融資あっせん等の支援をしています。

### (2) 公害苦情の相談受付の充実

区は工場などに起因して発生する公害による住民生活への影響を改善するために、騒音規制法、振動規制法などの法律や環境確保条例に基づく規制や指導を続けていきます。また、事業活動以外の様々な現象に関する相談、とりわけ近隣相互の通常的生活・活動に伴うトラブルに起因する相談については、問題を的確に把握し、関係者による適切な解決の方法をアドバイスするなどの対応を進めていきます。

## 3 大気・水質・空間放射線量等の定期的な測定

大気・水質・自動車騒音・道路振動等の定期的な測定を実施し、その結果を速やかに区民に公表します。また、原子力発電所の事故に伴い、放射性物質による環境への影響が懸念されていることから、空間放射線量の測定を継続的に実施します。

### (1) 大気汚染の調査

近年問題となっているダイオキシン類、アスベストなどについては引き続き調査していきます。

微小粒子状物質(PM2.5)については、大気汚染防止法に基づき、東京都が測定しており、区内では3か所で測定されています。万一、環境省が定める指針を大きく上回る数値が計測された場合は、東京都や関係機関と連携して対策を進めていきます。

### (2) 河川水質の調査

区内河川の水質について定期的に測定をしていきます。魚の大量浮上や油の流出など、河川の水質異常事故が発生した場合には、迅速に現場に急

行し、原因究明を図るとともに関係機関と連携して、影響の拡大防止に努めていきます。

( 3 ) 自動車騒音・道路振動の調査

区内の主要道路において調査を行い、測定結果によっては、道路管理者に改善を要請していきます。

( 4 ) 空間放射線量の調査

空間放射線量を継続的に実施し、数値を公表していきます。

また、区の施設等での測定で、区の基準（地表から 50 センチメートルの高さで毎時 0.25 マイクロシーベルト、または高さを問わず毎時 1 マイクロシーベルト）を超える箇所については、立ち入り禁止措置や土の入れ替えなど放射線量を低減する対策を進めます。

水や食品などは国の基準に基づいて様々な調査が行われていますので、必要に応じて国の対策を踏まえて対応していきます。

## 第4節 人と自然の豊かなふれあいの創出

多様な生きものが暮らせる環境を守り、育みます。身近に生き物がすみ、季節の移り変わりを感じられる生活の豊かさを実感させ、自然とのふれあいの場を創ります。また、区民と協働で区内の自然を把握し、人と生きものが共生する大切さを啓発します。

目標 区内8河川の水質が、生活環境の保全に関する環境基準のC類型( )を満たす

生物化学的酸素要求量(BOD)が5mg/リットル以下

一般的には、魚類が生存するためには5mg/リットル以下が望ましいとされています。

### 現状と課題

- (1) 都市化の進展に伴う緑地の減少は、動植物の種類や数の減少など、生態系に影響を与え、区民から身近な自然とのふれあいの場を失わせてきました。このような現状を把握するため、区は緑や生物の生息状況に関する調査を実施しています。これらの調査結果に基づき、残された緑地の保全や新たな緑の創出など、生物の生息基盤の整備と生態系ネットワークによる質の向上が必要です。
- (2) 四方を河川で囲まれた足立区は、その内部にも網の目のように水路がはりめぐらされ、水辺の豊かな土地でした。高度成長期以降の都市化によって水路が埋め立てられ、河川の水質は極度に悪化し、生きものがいない死んだ川となりました。  
しかし、下水道の整備によって水質改善が進んでいます。かつて農業用水であった垢川は、水の流れがなくなりヘドロも溜まる一方でしたが、ヘドロの浚渫や浄化設備の設置で改善が見られるようになりました。綾瀬川など他の河川でも、魚が確認できるようになっています。今後は、区民が実感できる「きれいさ」の確保や、「死んだ川」を覆すイメージアップが必要です。
- (3) 荒川は河川敷を含めると区の面積の約1割を占め、ヨシ原や湿地、草原など多様な環境があり、生物の生息環境として重要な空間です。多くの生きものが生息しており、水辺の自然にふれあい、学ぶ場として大切な役割を持っています。今後は、スポーツなどの利用者との調整を図りながら、河川敷でしか得られない貴重な環境を保全し、適切に維持管理していくことが課題です。

- (4) 区立公園の面積は23区で1位とはいえ、区全域の緑被率は12位、樹木被覆率が18位(平成21年度調査)と、決して十分な数値ではありません。「緑の基本計画」で位置づけている区全域を対象とした緑化重点地区において、地域特性を踏まえた公園整備や緑化の推進、誘導に取り組んでいく必要があります。
- (5) 私たちは、自然から多くの恵みを楽しんでいます。しかし、人と生きものの関係を誤ると、それぞれを不幸にすることがあります。野生の生きものにむやみに餌を与えて生態系のバランスを崩したり、ハトの過剰な繁殖や、ごみの不適切な処理でカラスの被害が発生したりします。生物多様性の保全の重要性を理解し、取組みを進めていくことが必要です。

### 取組み内容

- 1 水と緑と豊かな自然の整備・保全(52ページ)
  - (1) ビオトープの活用
  - (2) いこいの森の整備
  - (3) 水と緑のネットワークの整備
  - (4) 河川の水質の向上
  - (5) 荒川河川敷緑地の整備
  - (6) 公園・緑地の整備・管理運営
- 2 自然にふれあい、学ぶ機会の提供(54ページ)
  - (1) 自然や生きものとのふれあいを楽しむ機会の提供
  - (2) 自然や生きものの情報提供
  - (3) 自然環境の保全に向けた人づくり
  - (4) 緑の循環の促進
  - (5) 区外施設の活用
- 3 生物多様性保全の啓発(55ページ) 新
  - (1) 生物多様性の普及啓発
  - (2) 自然や生きもののモニタリング

## 目標

個別目標	現状の実績 (2010[平成 22]年度)	2015 (平成 27) 年度の目標数値
区内 8 河川のうち B O D 5 以下 (生活環境の保全に関する環境基準 : C 類型) を満たす河川	5 河川 (2011[平成 23]年)	6 河川
ビオトープ数 (学校)	14 か所	14 か所
農業体験学習	53 校	71 校
生産緑地面積	36.91ha	36.0ha
自然観察会等開催回数 (年間) (注 1)	291 回 / 年	310 回 / 年
体験教室等開催回数 (年間) (注 2)	295 回 / 年	300 回 / 年
川の魚 (外来種を除く) の種類 ( )	16 種 (2011[平成 23]年)	20 種
野鳥の種類 ( )	76 種 (2011[平成 23]年)	76 種

注 1 自然観察会等とは、生物園、都市農業公園、桑袋ビオトープ公園、荒川ビジターセンターで実施されるイベントのうち、自然や生きものを観察することを主体としたものです。

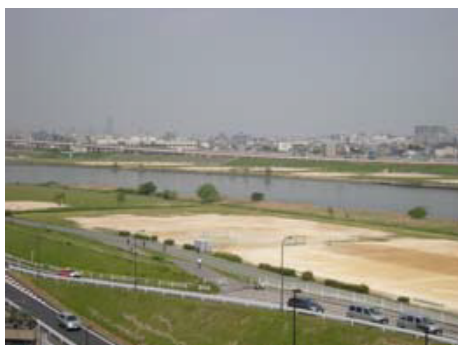
注 2 体験教室等とは、生物園、都市農業公園、桑袋ビオトープ公園、荒川ビジターセンターで実施されるイベントのうち、自然や生きものとのふれあいを体験することを主体としたものです。

生物の生息状況を把握するために調査するもので、ひとつの目安として記載しています。

(参考)

過去 5 年間の川の魚の種類の結果は、16 種類 ~ 28 種類  
(川の魚は、荒川、綾瀬川、毛長川、圀川の 4 河川で調査)

過去 5 年間の野鳥の結果は、69 種類 ~ 77 種類



広がりのある河川景観 (荒川)



自然観察会の様子

## 1 水と緑と豊かな自然の整備・保全

多様な生きものと身近にふれあうためには、既存のみどりを守ることと、公園・緑地等の整備で新たに作りだしていく努力が必要です。

屋敷林や農地や荒川に代表される水辺のみどりは、足立区の原因風景ともなっており、それらを生物の生息のために効果的に配置する生態系ネットワークを形成させ、生物の生息に配慮した構造と管理を行うことで、まちの自然度を向上させます。

### (1) ビオトープの活用

自然の大切さの理解を深めるとともに、豊かな生態系を取り戻し、生物と共生できるまちづくりを目指し、生物の生息空間の形成を図ります。区内の自然環境の的確な把握を基にして、ビオトープを整備していきます。

### (2) いこいの森の整備

民有地の一般開放は、土地所有者の理解を得ることが難しいため、今後は特別緑地保全地区制度の導入等を検討します。特別緑地保全事業の推進にあたっては、地域や樹林個別の資源などの特性や条件に応じて、具体的な場所の選定を行うとともに、指定方法やボランティア解説員の導入など、管理運営のしくみについて検討していきます。

### (3) 水と緑のネットワークの整備

河川、公園をビオトープなど多様な形態で整備するとともに、都市の中に残る農地を緑地として指定し保全するなど、水と緑のつながりを生かしたネットワークを整備していきます。

### (4) 河川の水質の改善

水辺の生きものにとって、水質は生存の可否を決める決定的な要因になります。区内8河川のうち、綾瀬川、荒川、毛長川、隅田川、伝右川は、概ね魚がすめる水質である生活環境の保全に関する環境基準のC類型を満たしています。しかし、荒川や隅田川では、魚毒性のあるアンモニア態窒素の量が高い状況が続いていますので、今後も、下水の高度処理などによる更なる水質改善が必要です。

また、圀川、中川、新芝川の3河川は基準を満たしていません。圀川については、関係行政機関5者(国、都、埼玉県、八潮市、足立区)による水質改善への取組みを実施していますので、今後も継続、発展させていきます。特に綾瀬川からの試験通水については、水質改善への効果が特に高いことから、通水方法の5者協議を進め、通水量拡大を目指していきます。



各浄化設備の効率的・効果的運用を実施し、ハード面からの水質改善をさらに推進していきます。

なお、中川は 2015（平成 27）年までに基準を満たすことは難しい見込みですが、国や上流の自治体とも連携し、水質改善に向けた啓発などを進めていきます。

#### （５）荒川河川敷緑地の整備

今後は、「荒川将来像計画 2010 推進計画」のゾーニングに基づいた利用地、自然地として、バランスを勘案しながら現在の自然を守り、利用される川づくりを進めていきます。また、かつての桜堤復活等、環境に配慮した整備に向け、国と協議していきます。

#### （６）公園・緑地の整備・管理運営

都市化が進み、農地や屋敷林が減少する中、公園・緑地への緑に対する期待が大きいため、区画整理や地区計画による公園確保や緑の創出を実施していきます。また、公園を地域の人々と育てていき、地域から愛される場所となるよう努めていきます。

#### コラム 生物多様性を守るために

生物多様性を守るためには、1人ひとりの取組がとても重要です。環境省では、生物多様性に取り組む際のヒントなる「国民の行動リスト」を3つのアクションごとにまとめています。

##### < My 行動宣言 3つのアクション >

##### Action 1 生物多様性にふれよう

- ・自然と遊ぼう
- ・身近な生きものをみてみよう
- ・動物園、水族館、植物園、博物館へ行こう
- ・水や空気や食べものがどこから生まれたのかを考えてみよう
- ・生きものを育ててみよう

##### Action 2 生物多様性をまもろう

- ・自然保護活動に参加しよう
- ・ペットはずっと大切に最後まで飼おう
- ・自然を汚さないようにしよう
- ・旬のもの・地のものを選んで食べよう
- ・地球温暖化を防止して、生きものが住める環境を保とう

##### Action 3 生物多様性をつたえよう

- ・家族と自然の恵みや大切さを語ろう
- ・学校で生きものについて語る機会を増やそう
- ・生きものつながりを脅かすものを語ろう
- ・「生物多様性」を守る仲間を応援しよう
- ・自然と共に暮らす人々とならなう

出典：環境省ホームページ

## 2 自然にふれあい、学ぶ機会の提供

自然の大切さを実感するには、私たちが自然に親しみ楽しんだ記憶が不可欠です。楽しみながら学べる自然観察会や体験教室など、原体験として記憶に残る事業を実施していきます。

また、自然環境の保全に向けた活動を行う団体・グループの育成や 自然観察リーダーへの支援、地域活動の推進を図ります。

### (1) 自然や生きものとのふれあいを楽しむ機会の提供

荒川イベントなど、区の自然を特徴付ける水辺の自然を体験できる事業を、実際のフィールドで実施します。

また、自然を楽しみながら理解を深め、各種の自主的な活動を進められるよう自然観察会や体験教室などを実施していきます。

### (2) 自然や生きものの情報提供

生物園、都市農業公園、桑袋ビオトープ公園、荒川ビジターセンターなどの施設は、来所者への自然や生きものの環境情報の提供を行うだけでなく、環境学習や体験・交流の拠点の役割も果たしています。都市公園や身近な自然環境に関する情報の受信・発信の拠点としての機能をさらに高めていきます。

また、区が実施している野鳥調査や川の生きもの調査は、広報や区のホームページなどを活用し、わかりやすく区民にお知らせするほか、学校がデータを活用しやすいように映像や冊子、パンフレットなど媒体を工夫していきます。

### (3) 自然環境の保全に向けた人づくり

学校や地域への講師派遣、グループの育成などの活動支援を行っていきます。

また、自然環境に関する知識や経験を豊富に持つ区民が核となり、学校や地域において多くの区民が身近に自然にふれあう機会を持てるよう 自然観察リーダーへの支援と地域活動の推進に力を入れていきます。

### (4) 緑の循環の促進

コンポスト、チップなどを有効活用していきながら、生態系を考慮した循環システムを構築していきます。

### (5) 区外施設の活用

豊かな自然環境の中で生活することは、人間性の回復やストレスの解消

にも効果をもたらすといわれています。現在、区では自然環境に恵まれた地域に区外施設を保有しており、小学校の自然教室を実施するとともに、区民の利用に供しています。今後も子どもたちや区民が自然に親しめる場として活用していきます。

### 3 生物多様性保全の啓発

生物多様性の保全に関しては、まだ十分にその主旨が理解されているとはいえません。全てのいのちが存立する基盤として、また生態系の健全性を支え将来のくらしの安全を保障する生物多様性をより身近に認識し、自然に対して常に謙虚で慎重に行動するための普及啓発を図ります。

#### (1) 生物多様性の普及啓発

生物多様性の保全に関しては、国立公園など原生的な自然が残る場所の問題としてとらえられがちで、都市化された足立区では多くの区民にとって意識されにくいのが現状です。しかし、自然の多少にかかわらず、その土地の動植物は、食や産業、遊びや芸能など地域の文化の根源ともなっています。

私たちが、生物多様性のめぐみ（生態系サービス）を受けて生きていることについて、温暖化の影響など地球規模の問題から自然遊びの材料となる身近な野草まで、様々なレベルで普及啓発を図ります。

区内にはウシガエルなど多くの外来生物が生息し、中にはペット由来のものも少なくありません。これまでの生態系を脅かす外来生物について正確な知識を持ち、単にかわいがることとは異なる次元で野生生物に向き合うための啓発を行います。

#### (2) 自然や生きもののモニタリング

啓発や自然観察を実施するためには、区内の自然環境の正確な把握が基礎となります。変化速度の遅い自然環境の経年変動をとらえるため、定期的に動植物のモニタリング調査を実施していきます。動植物調査の中には、比較的一般の区民でも調査しやすい分野があります。20年以上にわたって野鳥モニターが調査を行っていますが、今後も区民参加型の調査を行っていきます。

調査結果は、あだち広報や区のホームページを通じて区民へ情報提供して環境教育に活用していきます。

また、必要に応じて総合的・専門的な調査を実施し、区の自然保護対策や利用・活用計画に反映していきます。

## 第5節 環境に配慮したまちづくり

緑化の推進や良好な景観の保全と創造を進めるとともに、地域の個性を生かした緑豊かな美しいまちづくりを進めます。

目標 2016（平成28）年度の樹木被覆率調査で9.4%を達成する

### 現状と課題

- (1) これまでに5回実施した緑の実態調査（1975、1984、1994、2004、2009〔昭和50、59、平成6、16、21〕年度）の結果によると、区内の屋敷林や農地、草地の割合が都市化の進行とともに減少してきています。特に屋敷林は、相続や相続の問題から急激に減少し、保全することは非常に厳しい状況にあります。今後、次世代に残す大きな緑を創出することは容易ではなく、地域の緑の拠点である現存の屋敷林の保全に努めていくことが重要です。
- (2) 区内各地区には、地区の特色を生かした景観形成を進めていく上での貴重な景観資源が多く存在しています。良好な景観形成を推進するために、2009（平成21）年4月に景観法に基づく景観行政団体となりました。これに伴い、同年4月に「足立区景観条例」を施行し、5月に「足立区景観計画」を策定しました。それぞれの地域特性を生かした都市景観への配慮、思いやりのあるまちづくりへの指導などをしていく必要があります。
- (3) 区は、「地区環境整備計画」を実施するために、区民・事業者・行政等によるまちづくりに対してソフト・ハードの双方を総合的に調整し、積極的に市街地の環境整備を図っています。

地区内の道路、公園等の公共施設を整備改善し、計画的な市街地の形成、交通の円滑化、安全で快適な居住空間の確保など、災害に強く住み良いまちづくりを行う土地区画整理事業を実施しています。
- (4) 適正な管理がされていない廃棄物、繁茂した雑草又は樹木により、周辺住民の健康を害し、生活環境に著しい障害を及ぼす土地や建築物に対する苦情件数は、増加傾向にあります。こうした中にはいわゆる「ごみ屋敷問題」のように、個人の問題に介入しなければならないケースなど複雑で解決が難しいものもあり、地域と行政、関係機関が協力して生活環境の適正化に向けた取組みを進めていく必要があります。

## 取組み内容

- 1 緑の基本計画による緑化の推進（59 ページ）
  - （1）緑化基準による推進と支援
  - （2）地域の緑の保全
  - （3）農地の活用
  - （4）緑のカーテン・屋上緑化の普及促進 **新**
  - （5）緑・水面の保全と創出
  
- 2 良好な景観の保全と創造（61 ページ）
  - （1）区内全域での建築行為等による景観形成
  - （2）届出による景観形成
  - （3）事前協議による景観形成
  - （4）公共施設の活用による景観形成
  - （5）景観資源の保全・活用による景観形成
  - （6）開発指導
  
- 3 地域の個性を生かしたまちづくり（63 ページ）
  - （1）地区環境整備事業の推進
  - （2）法定地区計画の推進
  - （3）区画整理事業の推進
  - （4）建築指導の充実
  - （5）建設リサイクルの推進
  - （6）区施設の整備・活用
  
- 4 住環境の快適性の向上（65 ページ）
  - （1）日照障害の防止
  - （2）日照障害に係る相談・調整の充実
  - （3）シックハウス・シックビル対策
  - （4）空地の適正管理の推進
  - （5）土地・建築物の適切な利用・管理の推進 **新**

## 目標

個別目標	現状の実績 (2010[平成 22]年度)	2015 (平成 27) 年度の目標数値
緑視率	14.6%	15.8%
公園面積率	5.8%	6.0%
緑化計画書提出割合	92%	100%
保存樹林指定か所数	16 か所	21 か所
電線地中化延長数	6,002m	11,900m
区立学校緑被率	11%	11%
空地適正管理指導是正率	90%	100%
小型雨水貯留槽設置台数	延 236 台	延 350 台



区民農園（伊興区民農園）



屋上緑化（西新井小学校）



舎人公園

## 1 緑の基本計画による緑化の推進

緑化基準や支援制度、緑のカーテンや屋上緑化などによる緑化を推進するとともに、地域の緑の保全を進めます。

### (1) 緑化基準による推進と支援

緑化基準の改訂（建築物緑化・接道緑化の義務化）や、支援制度の拡充（建築物緑化助成の全区展開、接道緑化重点地区の設定）を実施しました。今後は、基準と支援のバランスを見直しながら緑化を進めていきます。

また、街なかの立体的な緑を増やすことにより、緑視率を高めていきます。

### (2) 地域の緑の保全

現存する緑をさらに減らさないために、区民の参画を得て、区民及び区による緑に関する情報のネットワーク化を進めて、維持管理の相談や助言などのきめ細かな支援を行うなど、区民とともに地域の緑の保全に努めていきます。

また、保存樹林の指定を進めつつ、特に保全する必要の高い緑地については特別緑地保全地区としての指定を検討します。

### (3) 農地の活用

市街化が進行中の地域や、土地区画整理事業を施行すべき区域には、農地が比較的残っています。これらを都市の貴重な緑と位置付け、農地として保全するとともに、児童が農作業を体験できる場や区民農園などとして活用していきます。また、良好な景観形成を図る場と位置付け、接道部を修景したり、農地を眺めながら休憩できる場所を整備するなど、目に見える緑として活用します。

営農継続が難しい農地や小規模農地は、必要に応じて公園や区民農園などとして活用します。

### (4) 緑のカーテン・屋上緑化の普及促進

保育園、こども園の緑のカーテン設置を支援するとともに、緑のサポーターを核に緑のカーテンの普及を進めていきます。

また、希望する小学校において緑のカーテンを実施し、これらの取組みの普及拡大に努めます。

### (5) 緑・水面の保全と創出

区では、親水水路、公園等公共施設の緑化推進のほか、建物（屋上・壁面）の緑化なども含め民間施設の緑化を指導しています。今後は、緑の実態調査のデータを基に「緑の基本計画」に基づき、より効果の高い緑の保全と創出施策を緑の推進計画として構築していきます。

#### コラム 緑のカーテン

緑のカーテンとは、窓の外をつる性の植物でカーテンのように覆うものです。夏の暑い日ざしを遮り、室温の上昇を抑えるため、冷房の使用を控えると、省エネにもつながります。

また、ゴーヤなどの野菜を育てると、収穫を楽しむこともできます。区内の保育園などの公共施設をはじめ、各家庭での取組みが広がっています。



窓一面を覆う緑のカーテン



上沼田保育園での植え付けの様子



## 2 良好な景観の保全と創造

区内の景観資源の保全・活用を図るとともに、建築物の建築時や開発等における規制誘導を通じ、良好な景観形成を進めます。

### (1) 区内全域での建築行為等による景観形成

建築物の建築等は、景観形成に大きな影響を及ぼします。建築行為等の規模に応じて、地区毎に良好な景観形成を図るための基準を定め、景観形成を推進します。

### (2) 届出による景観形成

一定規模以上の建築物の建築等を行う際に、事業者から「景観法」に基づく行為の届出（行為の種類、場所、設計、施行方法、着手予定日等）を受け、緩やかな規制誘導を通じて景観形成を進めます。「景観計画」に定められた行為の制限に適合しない時は、勧告・変更命令を行うこともできます。

### (3) 事前協議による景観形成

周辺への影響が大きい大規模開発事業及び大規模建築物等については、許認可等の前に事前協議を行う必要があります。これらの手続きにより、良好な景観形成を推進します。

### (4) 公共施設の活用による景観形成

道路、河川、都市公園のうち、良好な景観形成を進める上で特に重要な公共施設を「景観重要公共施設」に指定し、当該施設の整備に関する方針を定めます。また、周辺の建築行為等に際しても、景観重要公共施設に配慮した景観形成を誘導します。

### (5) 景観資源の保全・活用による景観形成

重要な景観資源を「足立・まちの風景資産」に指定し、その資源の重要性についての認識を区民、事業者、区で共有の上、景観資源の保全・活用に取り組み、景観資源に配慮した景観形成を進めていきます。

### (6) 開発指導

公共事業については、公共施設等整備基準などにより、地域特性を生かした都市景観の配慮や思いやりのあるまちづくりなどを先導的に実施していきます。また、民間事業に対しては環境整備基準によって、指導していきます。

特に景観については、事業者に「景観チェックシート」を作成してもらい、良好な都市景観形成にふさわしい施行計画となるよう協力を求め、指導していきます。

## コラム 足立区の景観

区内には、住宅地や商業地などの市街地の景観、河川や水路、公園や農地からなる自然景観、歴史的なまち並みや建造物からなる歴史景観、駅周辺の商業施設や幹線道路からなるにぎわい景観などがあります。足立区では、これらの景観を、「潤いや親しみがあり、生き生きとした暮らしができる、魅力と個性のある景観」を目標とし景観づくりを進めています。

### < 市街地の景観 >



緩やかに変化する道路沿いの住宅地

### < 自然景観 >



市街地に潤いを与える農地

### < 歴史景観 >



多くの人に親しまれている  
西新井大師

### < にぎわい景観 >



にぎわいのある駅周辺の商業地

### 3 地域の個性を生かしたまちづくり

地域の個性を生かした環境の向上のために、それぞれの地域特性を踏まえたまちづくりを進めるとともに、地域住民が主体となったまちづくりを促進し、環境整備計画の実現を目指します。

#### (1) 地区環境整備事業の推進

「地区環境整備計画」に基づき、地区住民等と協働して地区の将来像や取組みなどを「地区まちづくり計画」としてまとめます。

地区まちづくり組織の活動を支援しながら地区住民のまちづくり意識を高め、住民主体のまちづくりを進めます。

#### (2) 法定地区計画の推進

地区計画制度は、地区の住民と区が協力して、その地区の個性を生かしたきめ細かいまちづくりルールを定めるもので、都市計画として決定した後、地区施設（公園・道路など）を段階的に整備していきます。また、建築物の建て替え時に、建築物の形態や壁面の位置、生垣緑化などに関するルールに適合していくよう誘導し、地域の個性を生かした良好な居住環境づくりを展開していきます。

#### (3) 区画整理事業の推進

地区内の環境整備計画の実現にあたっては、住民との協働により、地域に根ざしたまちづくりのルールとして、佐野六木地区は「中高層の建物を中心とした緑豊かで安心して住めるまち」を、上沼田南地区は「土地の有効活用を誘導し、安全で安心できるまちの形成を図るとともに、公共施設や教育施設と共存した緑豊かなうるおいとゆとりのある、いきいきした住宅地の形成」を目標に、まちづくりを進めていきます。

さらに、つくばエクスプレス、日暮里・舎人ライナーの開通に伴う駅前・周辺地区の開発については、交通結節点としての機能を向上させ、商業・業務・住宅等の地域特性を生かした活力ある拠点としての都市基盤整備を進めます。それぞれの地区の個性を踏まえ、地権者と区が目標を共有し、地区計画、開発諸制度などを活用しながら、計画的に整備を推進します。

#### (4) 建築指導の充実

建築許可については、周辺環境への影響を評価するために、建築審査会の同意や、利害関係者の意見を聴くための公聴会の実施など、より適正な運用に努めていきます。

また、違反建築に関しては、国が策定した「建築物安心安全推進計画」

都と区が策定した「建築物安心安全実施計画」及び「建築安全マネジメント計画」に沿った取組みを推進し、工事監理の適正化、中間・完了検査の徹底、建築士の処分強化や既存建築物の適切な維持管理等、指導の徹底などを進めていきます。

さらに、「環境確保条例」の内容を広く周知し啓発を一層進めながら、工場・事業所等の認可・届出制度の普及を図るとともに、まちづくりの視点から、土地利用の適正化と工場の集約化を目的とした住環境の整備を進めていきます。

#### (5) 建設リサイクルの推進

区は「建設リサイクル法（建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律）」に基づき、一定規模以上の建築物の解体工事等について届出の受理、助言、勧告、命令指導、取り締まりなどを徹底しています。

また、関係機関と連携し、分別解体と建築廃材のリサイクルを推進します。

#### (6) 区施設の整備・活用

区施設の整備・活用にあたって、施設のライフサイクルコストを意識した施設建設が求められる一方、区民ニーズを適確に捉えた既存施設の充実、有効活用について考慮する必要があります。

学校における環境教育の面からは、自分たちで出来る緑のカーテンの設置や野鳥などの自然観察を目的とした実のなる樹木の植樹など、自然との関わりや四季を実感できる場所づくりを進めていきます。

## 4 住環境の快適性の向上

土地・建築物の適切な利用・管理や空地の適正な管理を進め、住環境の快適性の向上に努めます。

### (1) 日照障害の防止

建築基準法により、中高層建築物によって生じる日影を一定の基準の下に規制することで、周辺の日照条件の劣悪化を防止しています。

また、「足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例」(以下「建築紛争予防条例」といいます。)に基づき、建築前に近隣住民へ説明をすることで、工事着手後の日照障害トラブルを予防しています。

区は建築確認審査において、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」の適切な運用により建築形態規制を行っています。

また、建築確認にあたっては、良好な近隣関係を保持する目的から建築紛争予防条例との連携を図っていきます。

### (2) 日照障害に係る相談・調整の充実

区では、建築紛争予防条例に基づき、建築計画に係る説明会の指導やあっせん・調停による当事者間の調整を行っています。今後も日照障害などの建築紛争の実情に合わせ、調整制度を充実させていきます。

### (3) シックハウス・シックビル対策

公共施設におけるシックハウス対策については、「区施設シックハウス対策の手引き 2004(平成16)年」により工事施工時に対処した結果、区施設における対策事業は2011(平成23)年度で終了しました。民間施設や窓口相談は引き続き行っていきます。

### (4) 空地の適正管理の推進

雑草・樹木については状況に応じて条例に基づく対応のほか、土地の所有者に対する草刈委託の案内等を行い、適正な管理を促していきます。

空地の管理に関しては、不法投棄ごみなど複数の原因による苦情相談が同時に寄せられることが多いため、相談執行体制を構築して、速やかな対応を図っていきます。

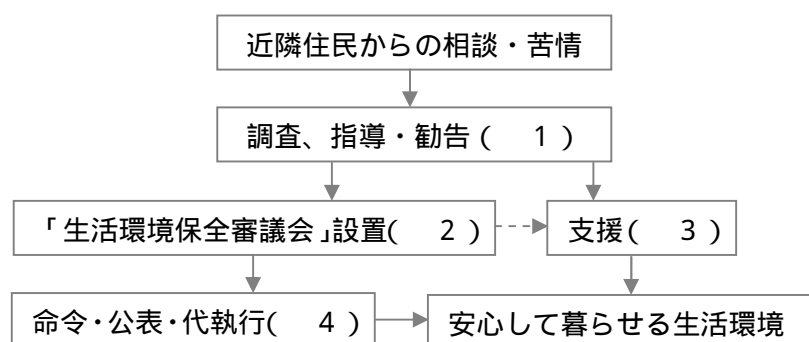
## (5) 土地・建築物の適切な利用・管理の推進

適正な管理がされていない廃棄物、繁茂した雑草又は樹木により、周辺住民の健康を害し、生活環境に著しい障害を及ぼす土地や建築物の所有者に対し、「足立区生活環境の保全に関する条例」に基づき、地域や関係機関と連携して適切な利用・管理を促すとともに、良好な環境を保全するための地域活動を支援します。

### コラム 足立区生活環境の保全に関する条例

足立区内のいわゆる“ごみ屋敷”などへの苦情が多く寄せられていることから、区は、「足立区生活環境の保全に関する条例」を制定し、2013（平成25）年1月1日に施行しました。福祉部、衛生部、社会福祉協議会などの区関係所管や町会・自治会などの地域団体と連携し、区内における土地や建築物の管理の適正化を図り、安心して暮らせる生活環境の実現を目指します。

#### < 条例に基づく進め方 >



#### 1 指導・勧告の実施

適正管理が行われていない土地や建物等の所有者を調査し、近隣に被害を及ぼしていると認めるときは、指導・勧告を行います。

#### 2 生活環境保全審議会の設置

対応方針について第三者の意見を求めるため、医師や弁護士、区民団体等の役員で構成する「生活環境保全審議会」を設置します。

#### 3 地域団体等との連携

ごみ等の撤去に協力いただける団体へ道具の貸与等の支援をします。  
区が代行

自ら状況改善できない場合、所有者等の了解のもと、区が代行し、基本的に費用を求償します。

#### 4 命令・公表・代執行の実施

指導・勧告を行ったにもかかわらず改善されない悪質な場合、命令・公表を行います。また、正当な理由なく命令に従わない場合、代執行を行います。

## 第6節 環境を学び、実践の輪を広げる

有用な環境情報の提供、環境教育の充実等により、環境意識の向上及び浸透を図るとともに、各主体の自発的な活動ができるようなしくみづくりと人材の育成を進め、協働の活動の輪を広げていくことを目指します。

目標 身近な環境配慮行動に取り組む人（ ）を10万人に増やす

省エネノート登録世帯、あだちエコネット事業登録者、環境に関するリーダー・ボランティア、夏休み子どもエコプロジェクト提出者の合計

### 現状と課題

- (1) 2011(平成23)年6月、環境教育等促進法が公布され、2012(平成24)年10月から施行されました。  
この法律では協働取組みのあり方について新たに規定が追加されるとともに、学校教育における環境教育の充実が図られました。また、体験活動の場に関する規定も盛り込まれたことから、体験を通じた環境教育の推進が求められています。
- (2) 地球温暖化対策推進法では、第26条第1項に、区民、事業者、関係団体、区などの様々な主体が参加する「地球温暖化対策地域協議会」の設立・運営が規定されており、協働による取組みの推進が求められています。
- (3) 集団回収や地域清掃を始めとする町会・自治会等の地域活動に見られる自主的な区民の活動が活発に行われてきました。現在では多くの団体や学校による環境保全活動や、区との協働による環境保全活動等、様々な取組みが積極的に進められつつあります。  
また、事業者の社会的責任に基づく環境対策や、大学や研究機関における環境関連の研究等も進んでいます。今後、区民、事業者、大学等の研究機関と行政による協働をさらに拡大していく必要があります。
- (4) 環境教育や地球温暖化対策、リサイクル以外の分野でも、環境についてのより総合的な取組みを将来にわたり実践していくことが求められています。区には、2000(平成12)年に環境施策への参画と実践を目的として区民の団体と事業者で組織される「区民環境フォーラム」、2008(平成20)年の環境サミットin足立を契機に、区民・事業者・関係団体からなる足立区温暖化防止区民会議が

設置されています。これら二つの組織は、これまで区の環境施策の推進に一定の役割を果たしてきましたが、発展的な統合を含めた有機的な連携により、区民、事業者など様々な主体の個々の取組みをつなぐものに発展させていく必要があります。

- ( 5 ) 人と自然の豊かなふれあいを創出するためには、一人ひとりが身近な自然環境を知ることが大切です。非常に膨大な情報が広い範囲で行き交う社会において、必要な情報を収集・整理し、わかりやすく提供することが求められています。
- ( 6 ) 近年では、地球環境問題に対する意識の変化、緑に対する関心や地域社会への貢献・参加意欲の高まりを背景に、自然環境の保全に対する自主的な活動が活発化しています。個人・家庭・学校・地域・職場において自然環境に対する意識の向上及び浸透を図るとともに、各主体間のネットワークの構築が重要となっています。また、これらの活動をさらに充実させるために、核となる人材の育成とその効果的な活用にかかる取組みが求められています。
- ( 7 ) スーパーマーケット等の店頭でのペットボトル等の回収によるポイント付与を行う あだちエコネット事業、毎月の電気・ガス・水道・灯油の使用量をチェックして省エネルギーに努める「省エネノート(あだち区民環境家計簿)」など区民一人ひとりが取り組むことができる環境を意識した活動が進んでいます。今後、身近に行うことができるメニューを充実し、取り組む区民を増やしていくことが必要です。



## 取組み内容

- 1 自主的な活動を促すしくみと活動の場づくり（71 ページ）
  - （1）協働の取組みを活性化するしくみ
  - （2）協働取組みの環境の整備
  - （3）地域コミュニティ活動の推進
  - （4）活動の場・拠点づくりとその活用
  - （5）事業者との協働による取組みの推進
  - （6）個人の自主的な活動を促すしくみの強化 **新**
- 2 環境教育の充実（73 ページ） **新**
  - （1）環境教育の推進
  - （2）環境学習の推進
- 3 地域で先導的な役割を担う人材の育成（75 ページ）
  - （1）人づくりとその活用
- 4 有用な環境情報の効果的な提供（75 ページ）
  - （1）環境情報の整備・活用
  - （2）有用な情報のわかりやすい提供



キッズ ISO 国際認定証授与式の様子

## 目標

個別目標	現状の実績 (2010(平成22)年度)	2015(平成27)年度 の目標数値
身近な環境配慮行動に取り組む人 ( から までの合計)	88,798人 (2011(平成23)年)	100,000人
省エネノート(あだち区民環境家計簿)登録数( )	3,711世帯 (2011(平成23)年)	5,000世帯
あだちエコネット事業登録者数 ( )	80,469人 (2011(平成23)年)	83,500人
環境に関するリーダー・ボランティアの数( )	298人 (2011(平成23)年)	337人
夏休み子どもエコプロジェクト提出者( )	4,320人 (2011(平成23)年)	23,200人
環境に関するイベントの参加者数	61,853人/年	62,000人/年
環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション21)の認証を取得した事業所数	117事業所 (2011(平成23)年)	130事業所
地域で自主的に美化活動をしている団体数	54団体	60団体
環境学習講座等対応数(再生館講座、学び応援隊)	82件/年	100件/年
キッズISO14000プログラム応募数	1,626人/年 (入門編+初級編)	1,500人/年 (初級編のみ)
こどもエコクラブ登録団体数	5団体	15団体



地球環境フェア 庁舎内の様子



地域清掃活動の様子

## 1 自主的な活動を促すしくみと活動の場づくり

各主体間の連携・協働による自主的な活動に向けて、しくみづくり、活動の場・拠点づくりを進めます。

### (1) 協働の取組みを活性化するしくみ

現在の協働の取組みに対する評価を踏まえて、より高質な協働へと変容していくためのしくみづくりを推進します。

例えば

- \* 協働の取組みを評価し推進するための、区と協働主体との意見交換会の開催等
- \* 活発に活動を行っている主体に対する顕彰制度の整備
- \* 環境保全活動等に取り組む NPO・団体の区内外へのPRの推進などが考えられます。そのために様々なイベントや区のPR媒体を有効に活用していきます。

### (2) 協働取組みの環境の整備

協働主体や区が、協働のあり方や役割分担等について理解を深めるとともに、協働主体の負担軽減や取組みが継続するよう支援に努めます。

さらに、活動の活性化に努めるとともに協働の相手方を広げていきます。

例えば

- \* 庁内の連携推進会議等の開催による、協働情報体制の整備
- \* NPO・団体の実施する環境事業への間接的支援（個別相談・講座の開催）
- \* 先導的な研究活動・実践への支援など、協働による取組みの発展を図ります。

### (3) 地域コミュニティ活動の推進

環境問題は、地球規模から身近な地域の環境改善まで様々ですが、身近な環境問題の解決には、地域のコミュニティ活動が大きな役割を果たします。これまでリサイクルや美化などの行動を実践しているコミュニティ組織がありますが、これらの組織を活性化させるとともに、地域でのエネルギーや環境学習、自然体験などについても活動を広げていくことを目指します。

区は、地域住民や事業者などが地域で行う実践活動や地域学習の組織づくり、活動の支援などを行い、それぞれの組織の活動を区が補完し協力していく中から、地域に即した課題解決を図ります。これらにより、環境行動の実践と地域コミュニティの推進に寄与していきます。

( 4 ) 活動の場・拠点づくりとその活用

活動の場・拠点は、多くの区民等の環境に関する体験・実践の場として重要であるとともに、区民・団体等による既存の環境保全活動等をさらに発展させ、有機的につなげる上で不可欠なものです。リサイクルセンター等を活用して拠点づくりを進めていきます。

( 5 ) 事業者との協働による取組みの推進

住民としての顔をあわせ持つ、地域に密着した工業事業者、商店街、農家などの各種事業者と、学校、区民、地域、団体、区など環境に取り組む他の主体が連携・協働できるように取り組みます。これによって、環境の向上を図りながら、経済活性化や地域活性化、環境教育等の相乗的な効果をもたらす取組みを積極的に進めます。

( 6 ) 個人の自主的な活動を促すしくみの強化

省エネノート（あだち区民環境家計簿）やまちの美化活動など、日ごろから個々の区民が身近な環境行動に取り組むしくみを強化していきます。その上で、あだちエコネット事業との連携やパソコン及びスマートフォンの活用などにより、区民が気軽に利用しやすい制度となるよう検討します。

また、エネルギー使用量の「見える化」など、環境行動を促す新たなしくみについても、事業者や研究機関と連携した取組みを進めていきます。

コラム 省エネノート（あだち区民環境家計簿）

電気、ガス、水道などの使用量を記録し、報告することで区民が日常生活を送る中で環境にかかる負荷に気づき、これを低減していく工夫を促すもので2007（平成19年）年度から開始しています。

あだち区民環境家計簿（WEB版）は、区のホームページからアクセスでき、取組みの成果をグラフとして掲載するなど、見やすく使いやすいツールとし、広く利用を呼び掛けています。

## 2 環境教育の充実

環境意識の向上と環境行動の実践を図るため、学校、家庭、地域といった多様な場において、環境教育を推進していきます。

### (1) 環境教育の推進

幼児から成長に応じて継続的に環境教育を実施することは、その後の環境配慮の行動につながる重要なものです。これまでも子どもたちへの環境教育が実施されていますが、地域に関心を持ち、身近な自然や文化に触れ、体験を通して学ぶ機会の提供に向けて、引き続き推進していきます。また、震災・原発事故を踏まえ、電力・エネルギーや放射線などについての教育も進めていきます。

環境教育の概要は次のページのとおりです。

幼児については、幼稚園・保育園での環境絵本の活用や打ち水を通じて、保護者も巻き込んだ環境行動のきっかけとなる教育を進めます。

小学校では、4年生に環境読本の配布、5年生には夏休みに取り組む「夏休み子どもエコプロジェクト」、その他、環境かるた大会、緑のカーテン事業や キッズISO14000 プログラム、ポスターコンクールや 自然観察リーダー等による講演等、様々な工夫を施しながら環境学習を進めます。

中学生に対しては、出前環境講演会や区内大学との連携などにより、これからの未来を担うための環境教育を進めていきます。

### コラム あだち環境かるた

「あだち環境かるた」は、区内小学4・5・6年生に読み札のアイデアを募集し、応募作品の中から選ばれた「あ」から「わ」までの44文字を頭文字にしたかるたです。絵札のデザインは都立荒川商業高校の生徒に依頼し、2008（平成20）年に完成しました。

楽しみながら環境問題を考えてもらうことを目的に、2009（平成21）年から環境かるた大会を行っています。



環境かるた

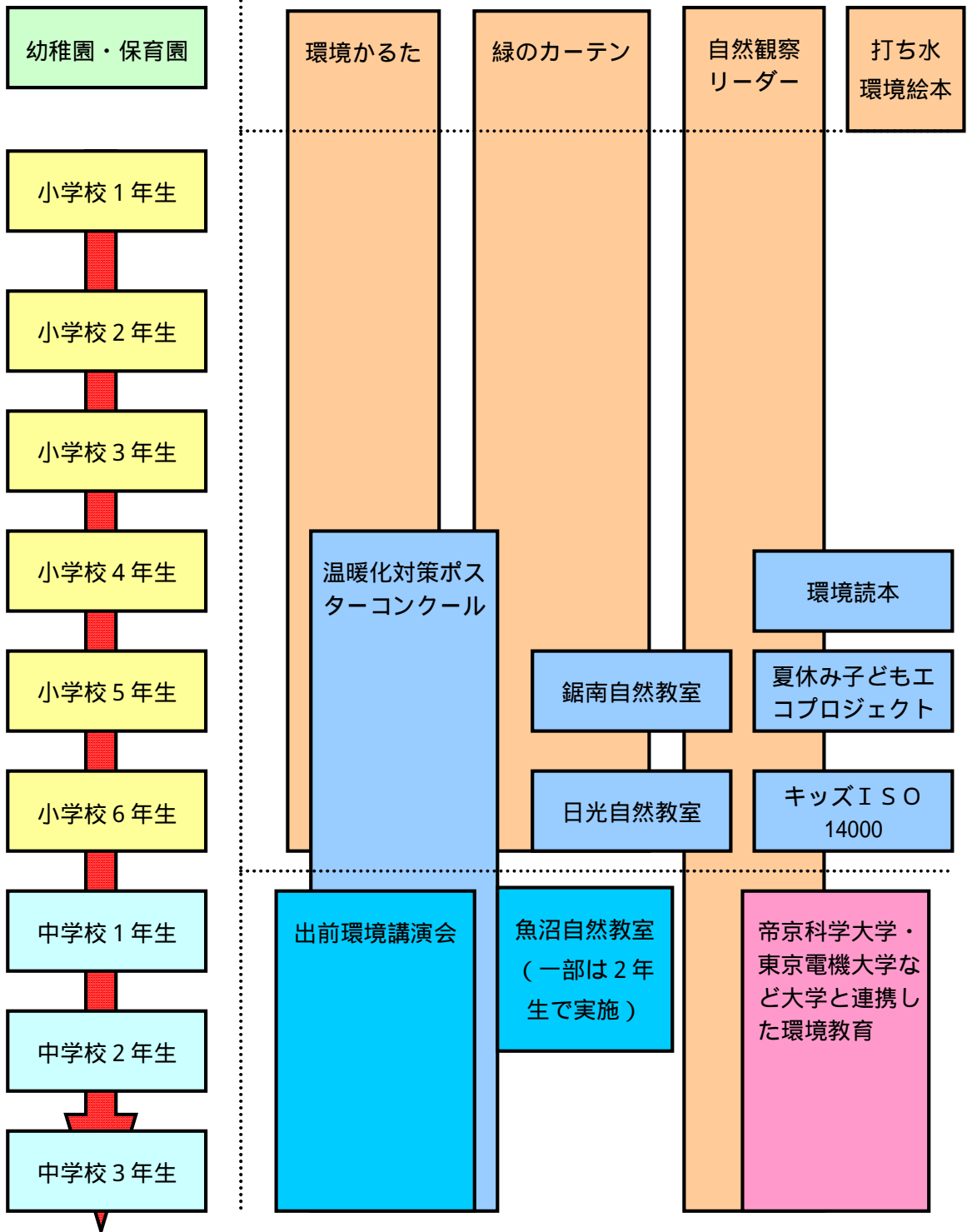


環境かるた大会の様子

# 足立区の環境教育の概要

## 【取り組み時期】

## 【取り組み内容】



## (2) 環境学習の推進

大人に対する環境学習として、区ではリサイクルセンター・学びピア・地域学習センター等の拠点を活用し、リサイクルや自然環境に関する講座等を実施していきます。また、イベント等でのミニ講演会や先進事例の見学など、環境を学ぶ様々な事業を実施します。

## 3 地域で先導的な役割を担う人材の育成

地域での環境にかかる取組みを率先して行い、発展させていく核となる人材の育成と活用を図ります。

### (1) 人づくりとその活用

一人ひとりの環境に対する意識を高め、行動を促すためには、率先して自発的に行動し、それぞれの学校・家庭・地域・職場においてリーダーとして、他の人にも積極的に働きかけることができる人材の育成が必要です。

環境問題に関心が高い人に向けた大学や研究機関とも連携した高度な学習会の開催や先進事例の見学、リーダー同士が交流する勉強会などを通じて、能力の向上を図っていきます。

また、そうした人材を活用する場として、子どもたちへの出前環境講演会やリーダー発表会などを進めていきます。

## 4 有用な環境情報の効果的な提供

多様な環境情報を収集・整理し、多くの区民に活用されるために、ホームページや広報等を通じて積極的に提供します。

### (1) 環境情報の整備・活用

必要な情報を収集・整理した上で、それらを使いやすい形で整備し、区のホームページや広報等で提供し、効果的な活用を促します。

### (2) 有用な情報のわかりやすい提供

地球温暖化問題や放射線については、専門家の間にも様々な考え方があります。国や都の発表データや、研究機関などの科学的知見などの情報を整理し、わかりやすく提供していきます。

# 第 章 推進のしくみ

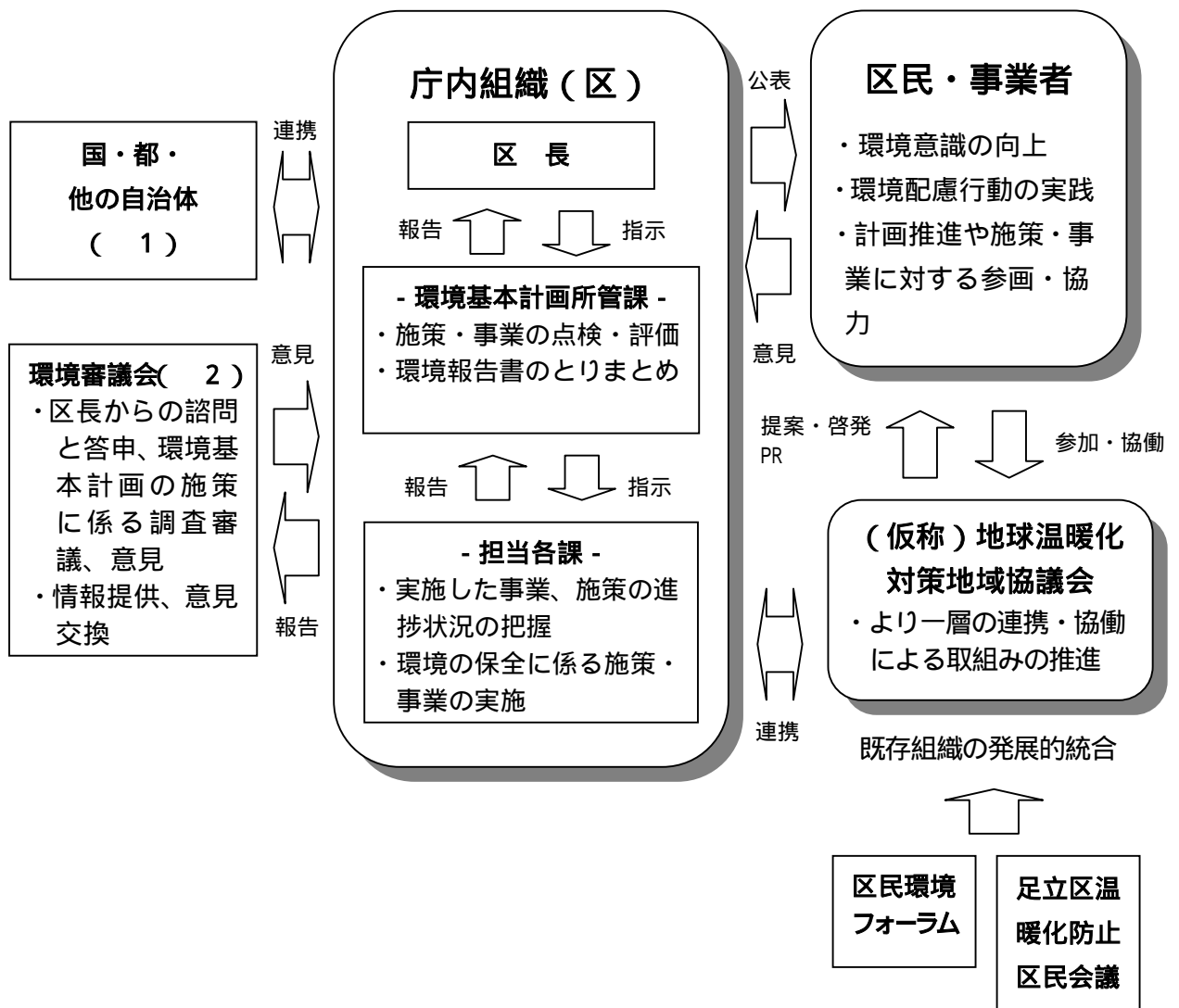
## 1 推進体制

計画の実効性を確保するために、区民・事業者・区等による計画の推進体制を整備します。

区では、区内組織を設けて施策・事業の進捗状況の点検・評価、担当課間との調整・連携を図り、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、これまで環境施策を推進してきた区民環境フォーラムと足立区温暖化防止区民会議が相互に連携し、法令に基づく「(仮称)地球温暖化対策地域協議会」に位置づけて統合するなど、さらに様々な区民・事業者・団体が連携して、幅広い環境活動を実践していく体制へと発展させていきます。

計画の推進体制





## 1 国・都・他の自治体との連携

大気汚染や水質汚濁、地球環境問題など広域的な取組みが求められる課題への対応について、国や都、他地域と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組みます。

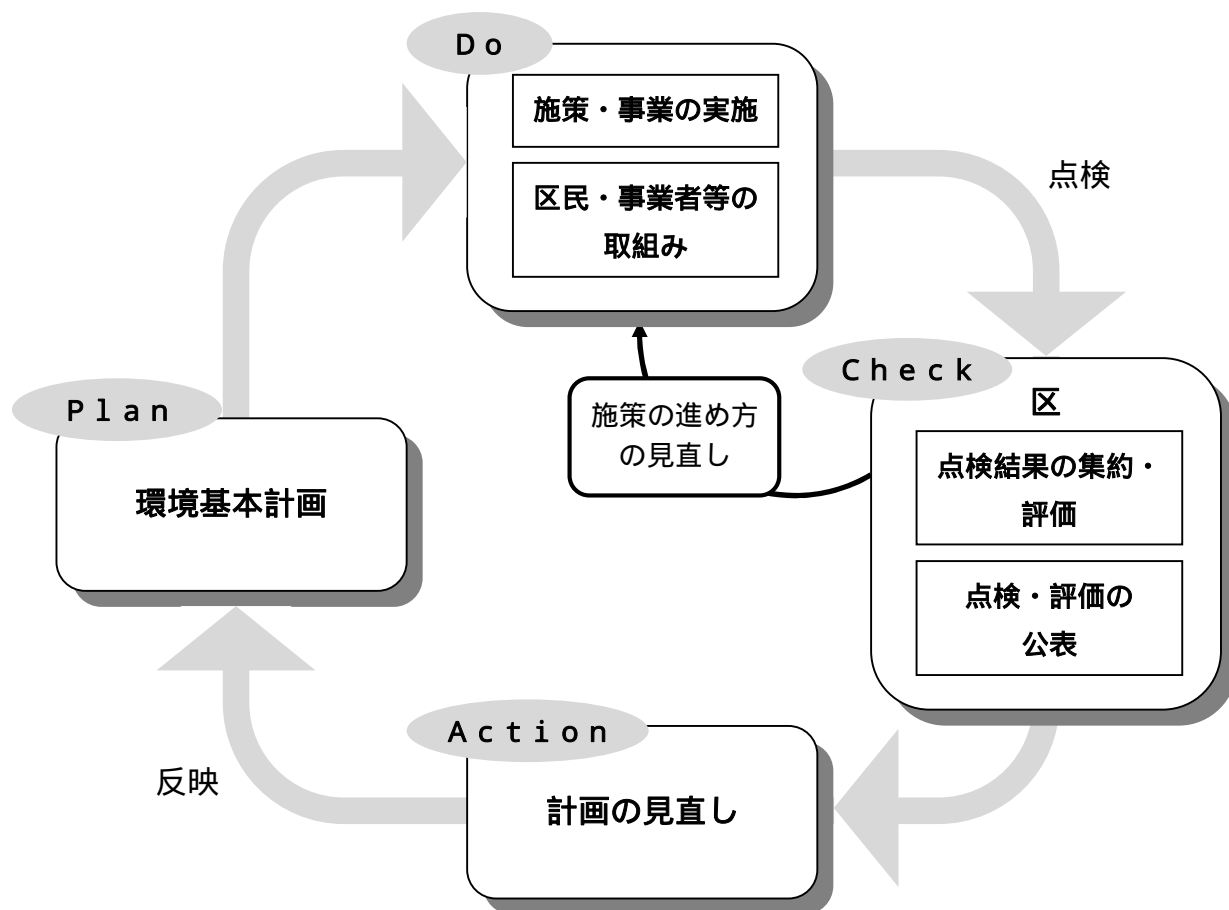
また、全国環境政策に熱心に取り組む 55 自治体で組織する「環境自治体会議」に加入し、全国の様々な地域の自治体との情報ネットワークづくりを図っています。

## 2 環境審議会

足立区環境審議会は、足立区環境基本条例第 24 条の規定に基づき、事業者、区民、区議会議員、学識経験者等により構成される組織です。区長の諮問に応じ、環境基本計画に関する事項、その他環境の保全に関する基本的事項について調査審議を行うとともに、環境の保全について意見の提出を行います。

## 2 計画の進行管理

計画の実効性を確保するために、施策がスケジュールどおり進捗しているかどうかを把握・評価し、計画の進行管理を行います。



### (1) 施策・事業の点検

施策・事業は、各担当課が中心となってその推進に努めます。そして実施状況については、区の行政評価制度によって点検・評価を行い、必要に応じて施策の進め方等の見直しを行います。

### (2) 目標による点検

区の行政評価制度に加えて、計画に掲げた目標により計画の推進状況を点検します。毎年、環境基本計画所管課が環境施策の実施状況を統一的な様式を用いて調査します。内容は、事業実施により得られた成果や、当初目的との乖離、今後の方針や目標値の修正であり、経年変化を追跡できるものとなります。

( 3 ) 点検結果の集約・評価

行政評価制度による評価と「環境基本計画」の目標による評価を踏まえて、必要に応じて施策や事業の見直しを行います。また、目標の点検結果を集約し、その後の重点事業の選択など、環境政策立案に活用していきます。

( 4 ) 点検・評価結果の公表

点検・評価結果を環境審議会や議会に報告し、「足立の環境」や区のホームページ等で公表するとともに、様々な機会を通じて区民及び団体や事業者等から広く意見を聞き、得られた意見をさらに見直しに反映させます。

( 5 ) 計画期間と見直し

改訂計画の計画期間は、2015(平成27)年度までとします。また、新たな環境問題や社会経済状況の変化などに柔軟に対応していくため、適宜、計画全体についての点検・評価を行い、改訂計画の見直しを検討しながら第三次環境基本計画の策定につなげていきます。

## 資料 1 目標一覧

### 地球温暖化・エネルギー対策

個別目標	現状の実績 (2010[平成 22]年度)	2015 (平成 27) 年度の目標数値
区内の年間電気使用量	28 億 1,576 万 kWh	25 億 3,418 万 kWh ( 10% )
区内の年間都市ガス使用量	1 億 3,867 万 m <sup>3</sup>	1 億 3,589 万 m <sup>3</sup> ( 2% )
区内に設置された太陽光パネルの発電容量	11,600 kW (2012[平成24]年10月)	25,000 kW
区施設での年間電気使用量	7,748 万 kWh	6,586 万 kWh ( 15% )
区施設での年間都市ガス使用量	362 万 m <sup>3</sup>	337 万 m <sup>3</sup> ( 7% )
自転車駐車場収容台数	58,333 台	64,000 台
自転車利用環境整備延長	1.1 km	1.3 km
CO <sub>2</sub> 排出量 (区全体) ( 1 )	234 万トン (2009[平成 21]年)	( 推計 A )231 万トン ( 推計 B )211 万トン
区公共施設 CO <sub>2</sub> 排出量 ( 1 )	39,066 トン	( 推計 A )39,234 トン ( 推計 B )33,767 トン

1 CO<sub>2</sub>排出量は、電気使用量、都市ガス使用量、太陽光パネル発電容量の目標を達成できた場合の推計値です。

推計 A は、1 キロワット時あたりの排出係数を 2011 (平成 23) 年度速報値 0.463 kg - CO<sub>2</sub> / kWh とした場合、推計 B は、1990 (平成 2) 年の排出係数 0.380 kg - CO<sub>2</sub> / kWh とした場合の推計値です。

### 循環型社会の構築

個別目標	現状の実績 (2010[平成 22]年度)	2015 (平成 27) 年度の目標数値
ごみ処理量	19 万 1 千トン	18 万 3 千トン
資源化率 ( 2 )	17%	22%
区公共施設排出ごみ量	2,576 トン	2,447 トン
雨水流出抑制実施率 (公共・民間)	100%	100%

2 区が収集するごみ全体のうち、資源化されたものの割合

健康・安全なくらしの確保

個別目標	現状の実績 (2010[平成 22]年度)	2015 (平成 27) 年度の目標数値
ダイオキシン類環境基準適合率(大気)	100%	100%
硫黄分規制値適合率	100%	100%
適正管理化学物質の環境への排出率	0.18%	0.18%
工場等排水水質規制基準適合率	100%	100%
浮遊粒子状物質(SPM)規制値適合率	100%	100%
主要幹線道路の自動車騒音 常時監視の夜間適合率	74.3%	75%
区施設における地上50センチメートル の空間放射線量	毎時 0.25 マイクロシ ーベルト未満	毎時 0.25 マイクロシ ーベルト未満

人と自然の豊かなふれあいの創出

個別目標	現状の実績 (2010[平成 22]年度)	2015 (平成 27) 年度の目標数値
区内 8 河川のうち BOD5 以下(生活環 境の保全に関する環境基準：C 類型)を 満たす河川	5 河川 (2011[平成 23]年)	6 河川
ビオトープ数(学校)	14 か所	14 か所
農業体験学習	53 校	71 校
生産緑地面積	36.91 h a	36.0 h a
自然観察会等開催回数(年間)注 1	291 回/年	310 回/年
体験教室等開催回数(年間)注 2	295 回/年	300 回/年
川の魚(外来種を除く)の種類( 2 )	16 種 (2011[平成 23]年)	20 種
野鳥の種類( 2 )	76 種 (2011[平成 23]年)	76 種

注 1 自然観察会等とは、生物園、都市農業公園、桑袋ビオトープ公園、荒川ビジターセンターで実施されるイベントのうち、自然や生きものを観察することを主体としたものです。

注 2 体験教室等とは、生物園、都市農業公園、桑袋ビオトープ公園、荒川ビジターセンターで実施されるイベントのうち、自然や生きものとのふれあいを体験することを主体としたものです。

2 生物の生息状況を把握するために調査するもので、ひとつの目安として記載しています。(参考)

過去 5 年間の川の魚の種類調査結果は、16 種類～28 種類

(川の魚は、荒川、綾瀬川、毛長川、圀川の 4 河川で調査)

過去 5 年間の野鳥の種類調査結果は、69 種類～77 種類

環境に配慮したまちづくり

個別目標	現状の実績 (2010[平成 22]年度)	2015 (平成 27) 年度の目標数値
緑視率	14.6%	15.8%
公園面積率	5.8%	6.0%
緑化計画書提出割合	92%	100%
保存樹林指定か所数	16 か所	21 か所
電線地中化延長数	6,002m	11,900m
区立学校緑被率	11%	11%
空地適正管理指導是正率	90%	100%
小型雨水貯留槽設置台数	延 236 台	延 350 台

環境を学び、実践の輪を広げる

個別目標	現状の実績 (2010[平成 22]年度)	2015 (平成 27) 年度の目標数値
身近な環境配慮行動に取り組む人( から までの合計)	88,798 人 (2011[平成 23]年)	100,000 人
省エネノート(あだち区民環境家計簿)登録数( )	3,711 世帯 (2011[平成 23]年)	5,000 世帯
あだちエコネット事業登録者数( )	80,469 人 (2011[平成 23]年)	83,500 人
環境に関するリーダー・ボランティアの数( )	298 人 (2011[平成 23]年)	337 人
夏休み子どもエコプロジェクト提出者( )	4,320 人 (2011[平成 23]年)	23,200 人
環境に関するイベントの参加者数	61,853 人/年	62,000 人件/年
環境マネジメントシステム(ISO 14001、エコアクション 21)の認証を取得した事業所数	117 事業所 (2011[平成 23]年)	130 事業所
地域で自主的に美化活動をしている団体数	54 団体	60 団体
環境学習講座等対応数(再生館講座、学び応援隊)	82 件/年	100 件/年
キッズISO14000プログラム応募数	1,626 人/年 (入門編+初級編)	1,500 人/年 (初級編のみ)
こどもエコクラブ登録団体数	5 団体	15 団体

## 資料2 地球温暖化・エネルギー対策の目標設定の考え方

### 1 電気使用量を2010(平成22)年度比10%以上削減するために

区内の世帯数や事業所数は増加傾向にあるため、現状のままでは2015(平成27)年度の電気使用量は1%程度増えますが、震災以後、多くの区民・事業者の方々が取り組んでいる節電を継続すれば、2010(平成22)年度比約8.3%は削減できる見込みです。

残りは、省エネ型家電への買い替え、太陽光発電の設置、建物新築時の省エネ化や新技術の開発などにより削減できる見込みで、これらにより2010(平成22)年度比10%以上の削減を目指します。

項目	算定式	単位:千kWh	備考
基準年度(2010(平成22)年度)電気使用量(A)		2,815,758	
2015(平成27)年度推計(B)		2,835,337	世帯数の増加による増
削減率10%の目標値(C)	$A \times 0.9$	2,534,182	
削減すべき使用量(D)	$(B - C)$	301,155	
震災以来の節電行動の継続(E)	8.3%	233,708	2011(平成23)年度実績から推計
対策により削減すべき量	$(D - E)$	67,447	

#### (1) 省エネ家電による効果

エアコンを最新型に買い替えると約15%、冷蔵庫の買い替えでは約50%の節電になります。世帯あたりの所有台数や耐用年数、区が進める省エネ家電の普及啓発や買い替え支援を考慮すると、2011(平成23)年からの5年間の買い替えより、2010(平成22)年度電気使用量の約1.0%にあたる約2,885万kWhを削減できると試算しています。

##### (エアコン算定根拠)

世帯あたりのエアコンを1.5台と推計

区内のエアコン台数  $1.5 \text{台} \times 32 \text{万世帯} = 480,000 \text{台}$

耐用年数を20年とし、その80%が買い替えられると想定

20年間の買い替え台数  $480,000 \times 80\% = 384,000 \text{台}$

2015(平成27)年までの5年間に25%が買い替えられると想定

2015(平成27)年までの買い替え台数  $384,000 \times 25\% = 96,000 \text{台}$

エアコン買い替えによる1台あたりの年間節電量 48kWh

資源エネルギー庁「省エネ性能カタログ2011冬」の2001(平成13)

年型と2011(平成23)年型の期間消費電力量の差  
5年間の節電効果(家庭分)  $96,000 \text{台} \times 48 \text{kWh} = 4,608,000 \text{kWh}$   
家庭以外の設備更新については、電力契約による電気使用量の20%を空調と想定し、その10%が空調設備を更新することで、7%が削減されると想定

2010(平成22)年度電力契約の年間電気使用量  $1,304,148,000 \text{kWh}$   
 $1,304,148,000 \text{kWh} \times 20\% = 260,829,600 \text{kWh}$   
 $260,829,600 \text{kWh} \times 10\% \times 7\% = 1,825,800 \text{kWh}$

エアコン節電効果  $4,608,000 + 1,825,800 = \boxed{6,433,800 \text{kWh (a)}}$

(冷蔵庫算定根拠)

世帯あたりの冷蔵庫を1台と推計

区内の冷蔵庫台数  $1 \text{台} \times 32 \text{万世帯} = 320,000 \text{台}$

耐用年数を20年とし、その80%が買い替えられると想定

20年間の買い替え台数  $320,000 \times 80\% = 256,000 \text{台}$

2015(平成27)年までの5年間に25%が買い替えられると想定

2015(平成27)年までの買い替え台数  $256,000 \times 25\% = 64,000 \text{台}$

冷蔵庫買い替えによる1台あたりの年間節電量  $350 \text{kWh}$

資源エネルギー庁「省エネ性能カタログ2011冬」の2001(平成13)年型と2011(平成23)年型の期間消費電力量の差

冷蔵庫節電効果  $64,000 \text{台} \times 350 \text{kWh} = \boxed{22,400,000 \text{kWh (b)}}$

## (2) 建物新築時の省エネ化

区内で5年間に建て替えられる建物は約1万棟です。これらは省エネ性能が向上する新しい基準で建てられますので、空調の負荷が軽減されます。これにより、2010(平成22)年度電気使用量の約0.1%にあたる約341万kWhを削減できると試算しています。

(算定根拠)

一戸あたりのエアコンを2台と推計

区内のエアコン台数  $2 \text{台} \times 1 \text{万戸} = 20,000 \text{台}$

建替え前のエアコン使用電力

建替え前の住宅で10年前のエアコンを使用と想定(資源エネルギー庁「省エネ性能カタログ2011冬」の2001(平成13)年度型エアコンの年間使用量)

$20,000 \text{台} \times 330 = 6,600,000 \text{kWh}$

建替え後のエアコン使用電力

建替え後の住宅で最新のエアコンを使用し、かつ新築建物の断熱効果を想定(資源エネルギー庁「省エネ性能カタログ2011冬」の2011(平成23)年度型エアコンの間使用量から環境省地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定マニュアルの次世代基準に適合した断熱の冷暖房負



荷削減率 43%を削減)

$$280 \text{ kWh} \times 20,000 \times (1-0.43) = 3,192,000 \text{ kWh}$$

断熱性向上による節電効果 ( - )

$$6,600,000 - 3,192,000 = \boxed{3,408,000 \text{ kWh (c)}}$$

### (3) 太陽光発電の拡大

太陽光発電の発電容量を区内電気使用量の 1%を発電できる 25,000 kWに拡大することで、年間 2,628 万 kWh の発電を見込んでいます。

$$1 \text{ kWあたりの年間発電量 } 1051.2 \text{ kWh} \times 25,000 = \boxed{26,280,000 \text{ kWh (d)}}$$

(環境省地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル)

### (4) その他の省エネ

区施設の節電目標(2010(平成22)年度比 15%)の達成により  $\boxed{3,210,000 \text{ kWh (e)}}$  の削減を見込んでいます。

上記 a から e までの合計約 6,173 万 kWh の他、LED照明などエアコン・冷蔵庫以外の機器の更新や、各メーカーで研究開発を進めているエネルギーを効率的に利用する技術革新なども期待でき、これらを加え対策により削減すべき 6,744.7 万 kWh の削減を達成することを見込んでいます。

## 2 都市ガス使用量を 2010(平成22)年度比 2%削減するために

区内の世帯数や事業所数は増加傾向にあるため、現状のままでは 2015(平成27)年度の都市ガス使用量は 1%程度増えますが、震災以後、多くの区民・事業者の方々が取り組んでいる省エネ行動を継続すれば、2010(平成22)年度比約 1.2%は削減できる見込みです。

残りは、省エネ型機器への買い替え、太陽熱利用などにより削減できる見込みで、これらにより 2010(平成22)年度比 2%の削減を目指します。

項目	算定式	単位: m <sup>3</sup>	備考
基準年度(2010(平成22)年度)都市ガス使用量(A)		138,666,995	
2015(平成27)年度推計(B)		140,000,000	世帯数の増加による増
削減率2%の目標値(C)	A * 0.98	135,893,655	
削減すべき使用量	(B - C)	4,106,345	
震災以来の省エネ行動の継続で削減	1.20%	1,664,004	2011(平成23)年度実績から推計
対策により削減すべき量		2,442,341	

### (1) 高効率給湯器による効果

高効率給湯器に買い替えると約 13% 省エネになります。世帯あたりの所有台数や耐用年数、区が進める普及啓発や買い替え支援を考慮すると、2011(平成 23)年からの 5 年間の買い替えより、2010(平成 22)年度都市ガス使用量の約 1.6% にあたる約 220 万 m<sup>3</sup> を削減できると試算しています。

(算定根拠)

区内世帯の 70% が旧型風呂給湯器と推計

区内の台数 32 万世帯 × 70% = 224,000 台

耐用年数を 15 年とし、その 80% が買い替えられると想定

15 年間の買い替え台数 224,000 × 80% = 179,200 台

2015(平成 27)年までの 5 年間に 35% が買い替えられると想定

2015(平成 27)年までの買い替え台数 179,200 × 35% = 62,720 台

標準家庭における年間ガス使用量から風呂給湯機の使用割合を推計

東京ガス株式会社ホームページの月間標準使用量 32m<sup>3</sup> のうち 60%

が風呂給湯器と推計 32m<sup>3</sup> × 12 月 × 60% = 230.4m<sup>3</sup>

高効率給湯器によるガス使用量削減量(家庭分)

東京ガス株式会社ホームページの削減割合 13%、62,720 台

230.4m<sup>3</sup> × 62,720 台 × 13% = 1,878,589m<sup>3</sup>

家庭以外の設備更新については、業務用都市ガス使用量の 5% にあたる事業者が更新し、その 13% が削減されると想定

2010(平成 22)年度家庭以外の年間都市ガス使用量 53,271,289m<sup>3</sup>

53,271,289m<sup>3</sup> × 5% = 2,663,564m<sup>3</sup>

2,663,564m<sup>3</sup> × 13% = 346,263m<sup>3</sup>

高効率給湯器の買い替え効果 1,878,589 + 346,263 = 2,224,852m<sup>3</sup>

### (2) 太陽熱利用及びその他の省エネ

(1) のほか、太陽熱利用システムの導入拡大や節ガス・節水・ごみ減量につながるエコクッキングなど調理や風呂の工夫による省エネを啓発による削減も期待でき、これらを加え、対策により削減すべき 2,442,341m<sup>3</sup> のガス資料量の削減を達成することを見込んでいます。

### 3 身近な省エネ行動の工夫

- ・ 家族がひとつの部屋で過ごし、照明やエアコンを節約する
- ・ ごはんを4時間以上保温せず、食べる分を電子レンジであたためる。
- ・ パソコンのスタンバイモードを活用する。
- ・ 冷蔵庫の開閉回数を減らす。
- ・ テレビは見たい番組だけ選んで見る。
- ・ 便座カバーを使い、便座を暖めないようにする。
- ・ LEDなど高効率な照明に切り替える。
- ・ 必要なとき、必要な量だけお湯を沸かす。
- ・ 家族が続けて入浴する。
- ・ ガスコンロの炎がなべ底からはみ出ないように火力を調整する。

#### 家庭の身近な省エネ行動の年間削減効果

##### < 電気 >

取組み内容	年間削減効果
エアコンの冷房設定を 28 にする	30 k W h
エアコンの暖房設定を 20 にする	53 k W h
エアコンのフィルターを月 1 回清掃する	31 k W h
テレビの輝度を最大から中央に調節する	27 k W h
冷蔵庫を壁から離して設置する	45 k W h
部屋を片付けてから掃除機をかけ、掃除機を使う時間を短縮	5 k W h
温水洗浄便座のふたを閉める	34 k W h

2010 (平成 22) 年度の区内の家庭の平均年間電気使用量 3,828 k W h

(東京電力株式会社提供データから算定)

表の取組みの合計削減量 225 k W h ( 5.9% )

##### < 都市ガス >

取組み内容	年間削減効果
シャワーを流したままにせず、使用時間 1 日 1 分短くする	38m <sup>3</sup>
ガスファンヒーターをつける時間を 1 日 1 時間短くする	12m <sup>3</sup>

標準家庭における年間ガス使用量 384m<sup>3</sup> (東京ガス株式会社ホームページ)

表の取組みの合計削減量 50m<sup>3</sup> ( 13.0% )

出典：一般財団法人省エネルギーセンター 家庭の省エネ大事典

## 資料3 第二次足立区環境基本計画改訂版策定の経過

### 1 足立区環境審議会

#### (1) 足立区環境審議会委員名簿

No.	氏名	区分	所属等
1	田中 充	学識経験者	法政大学教授
2	高村 淑彦	学識経験者	東京電機大学教授
3	藤沼 莊次	区議会議員	
4	ぬかが 和子	区議会議員	
5	くぼた 美幸	区議会議員	
6	鹿浜 昭	区議会議員	
7	加藤 彰久	事業者	足立区商店街振興組合
8	豊田 金造	事業者	足立区工業会連合会
9	杉浦 忠雄	事業者	城北リサイクル協同組合
10	田中 力也	区民	
11	瀧野 静江	区民	
12	広澤 マサ子	区民	
13	遠田 明子	区民	
14	石川 義夫	行政機関職員	足立区副区長
15	工藤 信	行政機関職員	足立区環境部長

凡例      : 会長      : 副会長

## ( 2 ) 足立区環境審議会審議経過

第 1 回足立区環境審議会 2012 (平成 24) 年 4 月 26 日 (木)

区長から第二次環境基本計画の中間見直しについて諮問

- ・見直しの考え方、今後のスケジュールについて協議

第 2 回足立区環境審議会 2012 (平成 24) 年 8 月 1 日 (水)

- ・環境基本計画、地球温暖化対策地域推進計画の見直しについて、より専門的で細かな検討を行う作業部会を設置することを決定

第 3 回足立区環境審議会 2012 (平成 24) 年 10 月 19 日 (金)

- ・作業部会での検討結果を踏まえ、5 つの柱を 6 つの柱とすること、2015 (平成 27) 年度の目標、CO<sub>2</sub> 排出量の推計など「見直し素案」を協議

第 4 回足立区環境審議会 2012 (平成 24) 年 12 月 12 日 (水)

- ・作業部会の審議を踏まえた環境基本計画改訂版(案)を審議し、委員の意見を踏まえ、環境基本計画改訂版(案)を整理し、1 月からパブリックコメントを実施することを決定

第 5 回足立区環境審議会 2013 (平成 25) 年 2 月 18 日 (月)

- ・パブリックコメントで寄せられた意見への対応、委員の意見について協議

第 6 回足立区環境審議会 2013 (平成 25) 年 3 月 13 日 (水)

第二次環境基本計画の中間見直しについて審議会で決定し、区長に答申

## 2 足立区環境審議会温暖化対策作業部会

### (1) 足立区環境審議会温暖化対策作業部会委員名簿

氏名	所属等	備考
田中 充	環境審議会会長・法政大学教授	
高村 淑彦	環境審議会副会長・東京電機大学教授	
工藤 信	環境審議会委員・足立区環境部長	
木村 浩巳	法政大学地域研究センター 低炭素都市プロジェクト	
磐田 朋子	独立行政法人科学技術振興機構 低炭素社会戦略センター	
白鳥 誠	東京ガス株式会社 エネルギーソリューション本部	オブザーバー
森村 和三	東京電力株式会社東京支店 営業部家庭用エネルギーグループ	オブザーバー

凡例      : 会長      : 副会長

### (2) 足立区環境審議会温暖化対策作業部会経過

#### 第1回足立区環境審議会温暖化対策作業部会

2012(平成24)年8月28日(火)

見直しの考え方、温暖化対策の目標のあり方などについて協議

#### 第2回足立区環境審議会温暖化対策作業部会

2012(平成24)年9月27日(木)

エネルギー使用量の推計、目標値の設定について協議

#### 第3回足立区環境審議会温暖化対策作業部会

2012(平成24)年10月19日(金)

目標設定の妥当性や推計の整合性について協議

## 3 パブリックコメント制度により区民から寄せられた意見数

2人から20項目の意見が寄せられた。

## 資料4 用語解説

### 数字・アルファベット

#### 3 R

「リデュース (Reduce) : 廃棄物等の発生抑制」、「リユース (Reuse) : 再使用」、「リサイクル (Recycle) : 再生利用」の3つの頭文字をとったもの。足立区ではごみの減量推進のために、リフューズ(拒否)、リペア(修理)、リファイン(細かな分別)、リターン(返戻)を加えて、7 Rを啓発している。

また、関係8省庁(財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、消費者庁)は10月をリデュース・リユース・リサイクル推進月間(略称: 3 R推進月間)として定めている。

CO<sub>2</sub> 二酸化炭素

CH<sub>4</sub> メタン

#### ESCO事業(えすこじぎょう)

Energy Service Companyの略。省エネルギーの提案、施設の提供、維持・管理など包括的なサービスを提供し、顧客の水道光熱費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態のこと。サービスを提供する会社は、工場や事務所、オフィスビルや商業施設、公的施設などの顧客に対して、省エネ設備等の導入などの初期投資を融資する代わりに、顧客から軽減した電気代などの光熱費、水道料金から省エネルギーによる経費削減分の一定割合を受け取り、これで初期投資をまかなう。なお、契約期間終了後の経費削減分は顧客の利

益となるため、顧客にとって省エネに取り組みやすいシステムになっている。

HFCs ハイドロフルオロカーボン

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次評価報告書(あいぴーしーしーだいよじひょうかほうこくしょ)

Intergovernmental Panel on Climate Changeの略。1988(昭和63)年、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された、国際的な専門家をつくる、気候変動に関する科学的な研究成果の収集、整理、評価を目的とした政府間機構である。地球温暖化に関する最新の知見の評価を行う。IPCC自体が各国への政策提言等を行うことはないが、国際的な地球温暖化問題への対応策を科学的に裏付ける組織として、間接的に大きな影響力を持つ。数年おきに地球温暖化に関する「評価報告書」を発表するとともに、適宜、特定のテーマについての報告書を発表している。2007(平成19)年にアル・ゴアとともにノーベル平和賞を受賞した。

第4次評価報告書は、2007(平成19)年に発表された報告書。気候変動が人為によって起こされていることはほぼ確実とし、1970(昭和45)年から2004(平成16)年にかけての34年間で、全温室効果ガスの総排出量が70%増加したこと、これらが今後も増加し続ける傾向にあることを指摘し、2030年までに可能な緩和策の検討とそれにかかる費用を試算している。また、2031年以降については、6つのシナリオを提示し、シナリオごとに温度上昇の幅や影響を提示している。

## ISO14001

事業活動による環境への負荷を自主的に低減させる手法の一つとして、1996（平成8）年に国際標準化機構（ISO）が定めた規格である。製品などの物の規格ではなく、組織単位で資源エネルギーの流れや廃棄物の排出量を管理するもの。基本的な構造は、PDCAサイクルと呼ばれ、方針・計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、是正・見直し（Act）という過程を繰り返すことにより、継続的に環境負荷を低減していく管理システムや運営方法を規格化したもの。

## LED照明（えるいーでいーしょうめい）

Light Emitting Diodeの略。発光ダイオードを使用した照明器具。白熱灯や蛍光灯に較べて高価格ながら、長寿命で電力消費も低いため、省エネルギーを目的に導入促進がされ、自治体等による購入補助なども実施されている。従来照明具に比べて配光制御にすぐれ、光の利用効率が高められるのが特長。点滅や調光も容易で、LED照明の普及によって照明分野における省エネルギーが加速度的に進むことが期待されている。

## NPO

Non Profit Organizationの略で、民間非営利組織のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称である。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになる。

## N<sub>2</sub>O 一酸化二窒素

## NO<sub>2</sub> 二酸化窒素

## PFCs パーフルオロカーボン

## PM2.5 微小粒子状物質

## Rのお店（あーるのおみせ）

足立区では、リサイクル商品の積極的な販売をしている、買い物袋の持参を推奨している、修理・リフォーム等の相談を受け付けているなど、環境に配慮した取り組みを行っている区内の小売店を「R（リサイクル）のお店」として登録・公表している。2012（平成24）年10月現在109店舗が登録されている。

## SF<sub>6</sub> 六フッ化硫黄

## SO<sub>2</sub> 二酸化硫黄

## SPM 浮遊粒子状物質

## VOC 揮発性有機化合物

## あ行

## 愛知目標（あいちもくひょう）

正式名称は「生物多様性新戦略計画」で、2011（平成23）年からの新戦略計画である。2010（平成22）年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択されたため、「愛知目標」（ポスト2010年目標（2011-2020年））と呼ばれる。中長期目標として、2050（平成62）年までに「自然と共生する」世界を実現するというビジョンを持って、2020（平成32）年までに生物多様性の損失を食い止めるために効果的かつ緊急の行動を起こすことで、生態



系が基礎的なサービスを提供できるようにする。そのために5つの戦略目標と20の個別目標が定められた。

## アイドリング・ストップ

信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。燃料節約と排出ガスの削減に効果が期待されている。

## アジェンダ 21

1992(平成4)年、ブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミット(環境と開発に関する国際連合会議)で採択された21世紀に向け持続可能な開発を実現するために各国および関係国際機関が実行すべき行動計画。リオ宣言を実行するための行動綱領であり、4つのセクションから構成されており、行動計画を実現するための人的、物的、財政的資源のありかたについても規定されている。

## アスベスト

天然資源の中で唯一の繊維状の鉱物で、耐熱、耐圧、耐磨耗、耐薬品性に富み、熱絶縁性、電気絶縁性に優れた性質を持ち、安価である。そのため、建築資材、電気製品、家庭用品など様々な用途に使用されてきた。しかし、空中に飛散したアスベストを長期間吸入すると人体に対し、石綿肺や肺がんの原因となるとともに、他の発がん因子の作用を強めてしまうことが知られている。大気汚染防止法により、1989(平成元)年に「特定粉じん」に指定され、使用が制限または禁止されている。

## あだちエコネット事業(あだちえこねっとじぎょう)

2006(平成18)年度から開始された、区民、地域、学校、商店街、各種団体、事業者がネットワークを組み、区と協働で環境活動に取り組む事業である。自動回収機を利用したペットボトル回収事業、飲料缶モデル回収事業などに取り組んでいる。

## 足立区公共施設地球温暖化対策推進実行計画(あだちくこうきょうしせつちきゅうおんだんかたいさくすいしんじっこうけいかく)

地球温暖化対策の推進に関する法律により策定が義務付けられた法定計画であり、足立区や公社等が実施する事務・事業から発生する温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止対策の推進を図ることを目的として策定された計画である。

## 足立区生活環境の保全に関する条例(あだちくせいかつかんきょうのほぜんにかんするじょうれい)

2012(平成24)年10月策定。近隣住民に悪影響を及ぼし不良な状態にある、いわゆる「ごみ屋敷」の問題を解決するための支援策等を盛り込んだもの。「調査、指導・勧告の実施」、「命令・公表・代執行の実施」、「生活環境保全審議会の設置」、「支援の実施」を定めている。

## 足立区総合交通計画(あだちくそうごうこうつうけいかく)

2011(平成23)年12月策定。概ね20年後の社会の進展を見据え、環境やユニバーサルデザイン、交通弱者などの視点に立ち、施策体系別の整備方針を明確にしたもの。

## 足立の環境（あだちのかんきょう）

毎年度発行の足立区の環境の現状と対策、事業概要と実績データをまとめた冊子。

## 綾瀬川浄化対策協議会（あやせがわじょうかたいさくきょうぎかい）

綾瀬川の水質悪化に対して、綾瀬川下流域の自治体が集まって1976（昭和51）年に発足した。現在、埼玉県の4市（川口・越谷・草加・八潮）と足立・葛飾区が参加し、綾瀬川での一斉水質調査、生物調査や関係機関への要請及び住民への啓発活動を行っている。

## 綾瀬川清流ルネッサンス連絡会（あやせがわせいりゅうるねっさんすれんらくかい）

綾瀬川流域の水環境を改善していくことを目的として設置された組織である「綾瀬川清流ルネッサンス 地域協議会」の終了に伴い設立された。国土交通省江戸川河川事務所を事務局として流域自治体で構成され、綾瀬川の水環境に関わるソフト対策（啓発、住民協働）の推進、水環境データや水環境に関わる事業等の情報共有・情報発信、連絡・調整を目的としている。

## 荒川将来像計画 2010 推進計画（あらかわしょうらいぞう 2010 すいしんけいかく）

荒川下流部をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取り組みをとりまとめた「荒川将来像計画」（1996（平成8）年4月）の策定から10年が経過した。新たな課題に対応し、これらの解決とより魅力的な川とするため、荒川の将来を考える協議会（荒川下流沿いの2市7区と国土交通省荒川下流河川事務所から構成）が、2010（平成22）年7月に策定したもの。これに

基づき、2012（平成24）年3月に地区別計画を策定している。

## アンモニア態窒素（あんもにあたいちっそ）

窒素成分のうちアンモニウム塩であるもの。水処理や肥料成分などで用いられ、環境汚染の指標として用いられる。生物の死骸やし尿などを由来とする有機窒素や、尿酸、尿素が分解し、アンモニアになることで生成される。

## いこいの森（いこいのもり）

「足立区いこいの森」事業実施要綱に基づく事業で、300㎡以上の民有樹林地を、区が無償で借りて設置している。足立区の自然とみどりを、積極的に区民に開放することにより、区民に憩いとやすらぎを与えるとともに、貴重な自然とみどりを保全し、「水と緑」の再生を図る契機になることを目的とする。

## 遺伝資源へのアクセスと利益配分（いでんしげんへのあくせすとりにえきはいぶん）

微生物や動植物などから得た遺伝資源を医薬品や化粧品などの開発に利用した場合、生じる利益の一部を原産国にも還元する仕組み。生物多様性条約第1条では条約の3番目の目的として規定されている。先進国や多国籍企業による原産国（主として途上国）の生物資源（遺伝資源）の収奪批判などに対して盛り込まれることになったもの。

## 一酸化二窒素（ $N_2O$ ）（いっさんかにちっそ）

亜酸化窒素ともいう。窒素酸化物の一種で、大気中にわずかに存在する。燃焼、窒

素肥料の使用、化学工業、有機物の微生物分解などが主な発生源である。二酸化炭素の300倍の温室効果を持つ。

### 雨水流出抑制施設（うすいりゅうしゅつよくせいしせつ）

都市化が進み、雨水が急激に河川や直接下水道管に流れ込むことによって起こる洪水を防止する目的として、雨水の地下浸透あるいは貯留によって、河川への流出量を抑制する下水道システム。雨水を地中に分散・浸透させる透水性舗装、雨水浸透ます、一時的に貯留する遊水地などがある。

### エコアクション21

中小企業等において容易に環境配慮の取り組みを進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。製造・サービスを含む全ての事業活動を行う事業者に対して、環境への取り組みに関する目標を持ち、省エネルギー、省資源、廃棄物削減等の行動を起こし、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を環境省が提供している。経費の削減や生産性の向上など経営的な効果と公表により社会からの信頼性の向上などメリットがある。

### エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす。主な内容はアイドリング・ストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などが挙げられる。

経済速度：1 km当たりの燃料消費量が最も少ないエンジン回転数で走る速度の

こと。

### エネルギー使用量の見える化（えねるぎーしゅうりょうのみえるか）

電気や都市ガスなどのエネルギー使用量を数値化してわかりやすく表示すること。省エネナビやワットチェッカーなど、電気使用量を数字で表示する機器が発売されているほか、使用量を計測し、それを効率的に制御するスマートメーターの研究開発も進んでいる。

使用量を数字で把握することで、省エネ行動につながるとされている。

### エネルギーの使用の合理化に関する法律（えねるぎーのしょうのごうりかにかんするほうりつ）

1979（昭和54）年6月に制定された法律で、省エネ法とも呼ばれ、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保と、工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずることなどを目的としている。その後改正があり、2008（平成20）年の法改正（2010（平成22）年4月より施行）において、工場・事業場単位でのエネルギー管理を義務付け、業務部門における省エネルギー対策を強化した。

### 温室効果ガス（おんしつこうかがす）

太陽から地上に届いた熱が、反射して再び宇宙に飛び出していくのを妨げる性質を持ったガス。適当な濃度で存在することで、地球の気候が温和に保たれている。

国連気候変動枠組条約第3回締結国会議で排出抑制の対象となったものは、二

酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン (HFCs)、パーフルオロカーボン (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>) の6種。

## 温室効果ガスの総量削減義務化と排出量取引制度 (キャップ・アンド・トレード) (おんしつこうかがすのそうりょうさくげんぎむかとはいしゅつりょうとりひきせいど)

東京都が大規模な事業者を対象に実施している制度。過去の実績から温室効果ガスの基準排出量を算定し、それに削減義務率を課し、5年間で削減義務率を達成するよう取組みを促すもの。具体的には、原油換算で年間1,500キロリットル以上のエネルギーを使用している事業者が対象で、2010(平成22)年度から2014(平成26)年度までの5年間で、基準年の6%または8%削減が義務付けられている。

削減義務を達成するために、自らの削減行動のほか、再生可能エネルギーの導入、中小規模事業者への支援、都外での削減行動なども活用することや、義務を超えて削減した分を取引することも可能な制度になっている。

## か行

### カーボン・オフセット

自らの活動(事業活動や生活)から排出される温室効果ガスについて、削減努力を行った上で、どうしても削減できない温室効果ガス排出量を、他の場所で行われた削減・吸収活動によって実現した削減吸収量を資金等で購入し、埋め合わせる制度。

### 化石燃料 (かせきねんりょう)

石炭や石油、天然ガスのこと。生成起源

が太古の植物をはじめとした生物であり、それらが化石化したもの。燃やすことにより、固定化されていた二酸化炭素が放出されるため、使用を削減する必要がある。

### 家庭用燃料電池 (かていようねんりょうでんち)

水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させ、家庭で有効利用することが可能な装置。クリーンで高い発電効率であるため、地球温暖化問題の解決策として期待されている。「通称：エネファーム」として商品化されている。

### 環境アセスメント (かんきょうあせすめんと)

環境影響評価のこと。道路やダム事業など大規模な開発が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を立案したりする手続きの仕組み。

### 環境確保条例 (かんきょうかくほじょうれい)

正式名称は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」。旧東京都公害防止条例を全面的に改正して公布され、2001(平成13)年4月1日から段階的に施行された。事業所に対して工場公害関連、化学物質の適正管理、建築物の環境負荷低減、自動車公害対策などに関する規制が定められている。2010(平成22)年には、条例が改正され、これまで一定条件を満たす事業所に温室効果ガスの削減義務を課し、違反の際には罰金や追加削減義務などの罰則が設けられている。

## 環境整備基準(かんきょうせいびきじゅん)

足立区の基本理念である「協働で築く力強い足立区の実現」に向けて、無秩序な宅地開発の防止、集合住宅の建設に伴う公共施設との調整及び大規模建設物等の地域との調和を図り、もって良好な都市環境の整備を促進することを目的として定めたもの。

## 環境と開発に関するリオ宣言(かんきょうとかいはつにかんするりおせんげん)

1992(平成4)年ブラジルのリオデジャネイロで開催された環境と開発に関する国際連合会議(通称:地球サミット)で合意された。各国は国連憲章などの原則に則り、自らの環境及び開発政策により自らの資源を開発する主権的権利を有し、自国の活動が他国の環境汚染をもたらさないよう確保する責任を負うことなどが盛り込まれている。

## 緩和策(かんわさく)

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止め、大気中の温室効果ガス濃度を安定させる対策。一般的には、節電、節水、ごみの分別によるリサイクル、緑化の実施や植物の生育環境の保全、アイドリング・ストップ、太陽光発電など再生可能エネルギーの普及などがある。

## 気候変動枠組条約(きこうへんどうわくぐみじょうやく)

正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」。大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。1992(平成4)年

5月に採択され、日本は1992(平成4)年に署名、1993(平成5)年に批准。条約は1994(平成6)年に発効した。締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。

## 気候変動枠組条約締約国会議(きこうへんどうわくぐみじょうやくていやくこくかいぎ)

COPは、各条約の締約国会議(Conference of the Parties)を意味する略称として用いられるが、1997(平成9)年のいわゆる京都会議(COP3)以降、気候変動枠組条約締結国会議のことを一般的には指すことが多くなった。COPは条約の最高機関であり毎年行なわれる。

## キッズISO14000プログラム

国際芸術技術協力機構が開発した、子ども向けの環境教育プログラム。子どもが本来持っている環境に対する潜在的な感性を引き出し、子ども達に自分の周囲にある様々な問題に対して改善・解決能力を育成することを目的としている。自治体、財団法人、企業をはじめとする多くの団体を取り組み、成果を上げている。「ISO」の名称使用は、国際標準化機構(ISO)から特別に許可されている。

## 揮発性有機化合物(VOC)(きはつせいゆうきかごうぶつ)

揮発(蒸発)性を有する有機化合物の総称で、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様の物質が含まれる。揮発すると大気汚染物質となり、水に溶けて地下に浸透すると地下水汚染の原因物質となり、いずれも発がん性の物質である。工場などが

らの排出を規制するため、2004（平成16）年に大気汚染防止法が改正され、VOCの排出基準を設定し、遵守を義務付けた。光化学オキシダントの原因となる。

### 京都議定書（きょうとぎていしよ）

1997（平成9）年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された。先進国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。日本は2008（平成20）～2012（平成24）年までに1990（平成2）年比6%の削減を義務付けられた。2005（平成17年）2月に発効した。

共同実施：先進国が他の先進国に技術や資金等の支援を行い、温室効果ガス排出削減や吸収のプロジェクトを実施した結果、削減できた排出量をそれぞれの国の排出量の削減分に再配分することができる仕組み。

排出量取引：先進国間で削減目標値を達成し、更に削減できた場合に、その余剰分について金銭を対価として他国へ売却できる仕組み（または逆の場合には購入する）

クリーン開発メカニズム：先進国と途上国が共同で温室効果ガス削減プロジェクトを途上国において実施し、そこで生じた削減分の一部を先進国がクレジットとして得て、自国の削減に充当できる仕組み。

### 魚毒性（ぎょどくせい）

水中の化学物質が魚類に与える影響の程度を知る指標。農薬取締法等により毒性

試験法が定められている。

### グリーンイノベーション

省エネ技術などの環境関連技術を武器にした事業戦略のこと。

### 光化学オキシダント（こうかがくおキシだんと）

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では目やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

### 光化学スモッグ（こうかがくすもぐ）

太陽の紫外線と大気中の汚染物質が「化学反応」を起こし、光化学オキシダント濃度が上がる現象のこと。

### コージェネレーションシステム

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

### 国連持続可能な開発会議リオ+20（こくれんじぞくかのうなかいはつかいぎりおがらす20）

1992（平成4）年に開催され、環境と開発に関するリオ宣言やそれを具体化するためのアジェンダ21が採択されたほか、気候変動枠組条約や生物多様性条約が署名されるなど、今日に至る地球環境の保護や持続可能な開発の考え方に大きな影響を与えた。この会議から20年を機に、

2012（平成 24）年 5 月にブラジルのリオデジャネイロでフォローアップするための会議リオ+20 が開催された。

## コンポスト

生ごみ、落ち葉・刈り草、家畜の糞尿などの有機物を、微生物の働きにより分解・発酵させ堆肥にしたものをいう。

## さ行

### 再生可能エネルギー（さいせいかのうえねるぎー）

有限で枯渇する懸念がある石油・石炭などの化石燃料などと対比して、自然環境の中から持続的に利用することができるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することをいう。

### 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（さいせいかのうえねるぎーのこていかかくかいとりせいど）

経済産業省資源エネルギー庁が推進する制度で、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付けるもの。2012（平成24）年 7 月 1 日から開始された。

### 酸性化（さんせい）

二酸化炭素は水に溶けると酸としての性質を示す。海洋は化石燃料起源の二酸化炭素の約半分を吸収しているが、大気中の濃度増加を緩和しているが、その分海水にガスとして溶けている二酸化炭素濃度が増加し、海洋は酸性化しつつある。

産業革命以前、海の平均的なpHは8.17程

度だったが、現在のpHは既に8.06程度にまで低下し酸性化が進んでいる。

### 自然観察リーダー（しぜんかんさつリーダー）

足立区が主催する「自然観察リーダー養成講座」において、足立区の自然環境、安全管理、自然体験プログラムの作成方法などを習得し、身近な自然に案内し、自然とのつきあい方・楽しみ方などを広めることができる人材。区が実施する環境学習事業のほか、地域や学校等からの依頼に応じて、自然観察指導を行う。

### シックハウス

一般的に「シックハウス症候群」と言われ、住宅の新築や改装工事後に建材から室内に発生する揮発性化学物質（VOC）などが原因で起こる体調不良や健康障害。皮膚や目、気管支などの皮膚・粘膜刺激症状、および全身倦怠感、めまい、頭痛などの自覚症状を訴える場合がある。

### シックビル

一般的に「シックビルディング症候群」と言われ、オフィスビルや病院など、住居以外でおきるシックハウス症候群のこと。

### 樹木被覆率（じゅもくひふくりつ）

低木を含めた樹木・竹類・樹林で覆われた「樹木被覆地」が、ある土地の面積に占める面積の割合。

### 浚渫（しゅんせつ）

水深の保持や有害底質除去のために、海や河川、湖沼、ダム湖などの底に堆積している土砂や底質汚泥を機械的に除去することをいう。

## 省エネ診断（しょうえねしんだん）

エネルギー管理の専門的知識を持つ診断員が事業所を訪問してエネルギー使用状況を診断し、省エネ効果を高める運用対策を指導する事業で、東京都が実施している。省エネの推進により光熱費の削減や業務効率の改善、地球温暖化対策にもつながる。

## 振動規制法（しんどうきせいほう）

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする法律で、1976（昭和 51）年に制定された。

## 隅田川水系浄化対策連絡協議会（すみだがわすいけいじょうかたいさくれんらくきょうぎかい）

隅田川とその支川（新河岸川、白子川、石神井川）の水質浄化を、流域関係区が相互に協力して広域的に推進していくため、1978（昭和 53）年に発足した。現在、中央区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区の9区により運営されている。

## スラグ

ごみを焼却したときにできる灰（焼却灰）を、電気やガスを使って1,200 以上の高温に加熱し、熔融・固化してできる人工砂。容積は、灰の約2分の1に、元のごみの状態からは約40分の1になる。砂に似ているため、アスファルト舗装やコンクリート二次製品の骨材・埋戻材など、土木資

材などとして広く利用することができる。

## 生活環境の保全に関する環境基準C類型（せいかつかんきょうのほぜんにかんするかんきょうきじゅんしーるいけい）

水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。河川、湖沼、海洋の各公共用水域について、水産工業用水などの利用目的に応じて定められた類型ごとに基準値を定め、都道府県知事が具体的な個々の水域の類型を決定する。C類型は水産3級、工業用水1級及びD類型以下の河川のこと。

## 生態系ネットワーク（せいたいけいねっとわーく）

保全すべき自然環境やすぐれた自然条件を持つ地域を核として、生き物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮し、有機的につないだネットワークのこと。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間が確保される。

さらに、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化への適応など多面的な機能も期待される。

## 生物多様性（せいぶつたようせい）

生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念。

様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在 = 生態系の多様性  
様々な生物種が存在する = 種の多様性、



種は同じでも、持っている-遺伝子が異なる = 遺伝的多様性

という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。食料や薬品などの生物資源のみならず、人間が生存していく上で不可欠の生存基盤としても重要である。反面、人間活動の拡大とともに、生物多様性は低下しつつあり、地球環境問題のひとつとなっている。

### 生物多様性国家戦略 2012 - 2020 (せいぶつたようせいこっかせんりゃく 2010-2020)

2012(平成24)年9月閣議決定された。

生物多様性条約第6条に基づき、条約締約国が作成する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。2020(平成32)年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として以下の5つの基本戦略を設定している。

- ・生物多様性を社会に浸透させる
  - ・地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
  - ・森・里・川・海のつながりを確保する
  - ・地球規模の視野を持って行動する
  - ・科学的基盤を強化し、政策に結びつける
- また、今後5年間の政府の行動計画として約700の具体的施策を設定している。

### 生物多様性条約 (せいぶつたようせいじょうやく)

1992(平成4)年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)で採択された条約のひとつで、正式名称は「生物の多様性に関する条約」。翌1993(平成5)年に発効した。

条約では、生物の多様性を「生態系」、「種」、「遺伝子」の3つのレベルで捉え、生物多様性の保全、その構成要素の持続

可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正な配分を目的としている。締約国に対し、その能力に応じ、保全、持続可能な利用の措置をとることを求めるとともに、各国の自然資源に対する主権を認め、資源提供国と利用国との間での利益の公正かつ公平な配分を求めている。日本は1992(平成4)年に署名、翌年加盟した。

### 世界気象機関(WMO)(せかいきしょうきかん)

世界各国の気象業務の連携や気象情報の効果的な交換を行うため、世界気象機関条約(1950(昭和25)年発効)に基づき設立されたもので、国連の専門機関のひとつで、日本は1953(昭和28)年に加盟した。

### 騒音規制法(そうおんきせいほう)

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする法律で、1968(昭和43)年に制定された。

### ゾーニング

都市計画や建築計画において、一つの地域全体または建築空間を機能・用途・法的規制などを指標として、いくつかの小部分に分ける作業または過程。

### た行

#### ダイオキシン類(だいおきしんるい)

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン

( PCDD ) ポリ塩化ジベンゾフラン( PCDF )、コプラナ - PCB を併せてダイオキシン類と定義されている。

いずれも通常は無色の固体で水に溶けにくい。ごみ焼却のほか、炭素、酸素、水素、塩素を含む物質が熱せられる過程で自然にできてしまう副生成物である。

急性の毒性や発がん性があるとされている。

#### **ダイオキシン類対策特別措置法(だいおきしんるいたいさくとくべつそちほう)**

ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を図るため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる耐容一日摂取量(有害な影響が現れないと判断される一日当たりの摂取量)及び環境基準の設定とともに、大気及び水への排出規制、汚染土壌に係る措置等を定めた法律で、1999(平成11)年に制定された。

#### **大気汚染防止法(たいきおせんぼうしほう)**

大気汚染に関し、生活環境の保全と健康の保護を図るため、工場・事業場における事業活動や建築物の解体に伴うばい煙や粉じんの規制、自動車排出ガスの許容限度の設定、健康被害が生じた場合に損害賠償の無過失責任などを定めている。

#### **地域内熱供給(ちいきないねつきょうきゅう)**

一定地域内の建物群に対して熱供給設備から蒸気・温水・冷水等の熱媒を、導管を通じて供給し、給湯・暖房・冷房する事業のこと。

#### **地域分散型エネルギー(ちいきぶんさんがたえねるぎー)**

従来の原子力発電所、火力発電所などの大規模な集中型の発電所で発電し各家庭・事務所等に送電するシステムに対して、比較的小規模な発電装置を消費地近くに分散配置して電力の供給を行なうことで地域ごとにエネルギーを作り地域内で使っていくこうとするシステムのこと。中小規模の発電施設から、太陽光や風力、燃料電池などの規模の小さい低出力の発電装置まで、各種の多様な電源が含まれる。

#### **地域冷暖房(ちいきれいだんぼう)**

複数の建物に対して、一ヶ所にまとめた冷暖房・給湯設備で製造した冷水や温水等を配管を通して供給し冷房・暖房を行うシステムのこと。まとめて製造供給することによって、エネルギーを効率的に使用でき、設備を設置するスペースの無駄が生じない。

#### **地下鉄8号線(ちかてつ8ごうせん)**

地下鉄有楽町線のこと。1985(昭和60)年の運輸政策審議会において、豊洲から分岐して亀有までの延伸が答申され、2000(平成12)年の運輸政策審議会では、亀有から八潮市、越谷市、吉川市などを經由し野田市までの区間が「2015(平成27)年までに整備着手することが適当である路線」と位置付けられたが、延伸決定はなされていない。

#### **地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)(ちきゅうおんだんかたいたいさくちほうこうきょうだんたいじっこうけいかくくいしきさくへん)**

地方公共団体実行計画が、その区域の自

然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として以下の点を踏まえて定めるとされている。

- 1 その区域の自然的条件に適した化石燃料以外のエネルギーの利用の促進に関する事項
- 2 区域の事業者、住民の活動の促進
- 3 公共交通機関の利用者の利便の増進、緑地の保全及び緑化の推進その他地域環境の整備及び改善

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項に規定され、都道府県、政令指定都市、中核都市に策定が義務付けられている。

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律（ちきゅうおんだんかたいさくのすいしんにかんするほうりつ）

温暖化対策推進法とも呼ばれ、地球温暖化対策の基本方針を定めたもの。採択された京都議定書を受けて1998（平成10）年10月公布。日本に課せられた温室効果ガスの1990（平成2）年比6%削減を達成するために、自治体の責務として、温室効果ガス排出抑制のための実行計画策定を義務づけている。

#### 地球温暖化対策報告書制度（ちきゅうおんだんかたいさくほうこくしょせいど）

東京都の制度で、燃料・熱・電気の使用量を原油に換算した合計が年間1,500キロリットル未満の事業所等の二酸化炭素の排出抑制の推進を目的とした制度。

中小規模事業所での具体的な省エネルギー対策の実施により、実質的な事業活動に伴う地球温暖化対策の底上げを図る。

#### 地区環境整備計画（ちくかんきょうせいびけいかく）

地区を単位とし、それぞれの地区の特性を踏まえた良好な環境を整備するための方針を示した計画。

#### チップ

剪定枝・間伐材・枯木などを粉碎機器にかけて、細かく砕いた木片。パルプ（紙の原料）の原料や板材の原料などとして再利用される。

#### 低騒音舗装（ていそうおんほそう）

車両走行時に発生する音の発生抑制やエンジン音などの機械音の吸音によって騒音を低減させる塗装。この舗装内部の空間にタイヤなどから発生する騒音が吸収されて、音を低減する効果がある。路面の雨水を除去するための透水性舗装が騒音の低減機能を持つことが確認されており、都市部の歩道に利用されることが多い。

#### 低炭素建築物認定制度（ていたんそけんちくぶつにんていせいど）

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、低炭素建築物として市町村等に認定されると、所得税等の軽減や、設備に係る部分の容積率の不算入といった特例を受けることが可能な制度。低炭素建築物の認定には、エネルギー消費量が10%以上（省エネ基準比）削減されることに加え、低炭素化に資する措置を講じている必要がある。

#### 適応策（てきおうさく）

気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減する対策。

一般的には、沿岸防護のための堤防や防波堤の構築、水利用の高効率化、土壌の栄養素の改善、伝染病の予防などがある。

### 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の促進に関する法律（とくていかがくぶっしつのかんきょうへのはいしゅつりょうのはあくとうおよびかんりのそくしんにかんするほうりつ）

1999（平成11）年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」のこと。化学物質を取り扱う事業者の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的とする。どこから、どのくらい環境中（大気、土壌など）へ排出されているか、廃棄物などとして移動しているかの排出量及び移動量を事業者が自ら把握し報告する。

### 特別緑地保全地区制度（とくべつりょくちほぜんちくせいど）

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。これにより豊かな緑を将来に継承することができる。都市緑地法、首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に規定されている。

### 都市の低炭素化の促進に関する法律（としのていたんそかのそくしんにかんするほうりつ）

まちづくりに地球環境に優しい暮らし方や少子高齢社会における暮らしなどの新しい視点を持ち込み、住民や民間事業者と一体となって、コンパクトなまちづくり

に取り組んでいくための第一歩として制定され、2012（平成24年）12月4日に施行された。都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、市町村による低炭素まちづくり計画の作成や低炭素建築物の普及促進により、都市の低炭素化の促進を図り、都市の健全な発展に寄与することを目的としている。

### 土壌汚染対策法（どじょうおせんたいさくほう）

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とし、2002（平成14）年に制定された。基準に適合しない区域の土地は都道府県知事等により指定区域に指定・公示され、公衆に閲覧される。また、土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認められる区域には、汚染原因者などに対し、汚染の除去等の措置が命令される。

## な行

### 名古屋議定書（なごやぎていしよ）

2010（平成22）年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された生物多様性条約の議定書である。

医薬品や食料品の開発につながる遺伝資源により生じた利益を国際的に公平に配分する目的で、生物多様性条約の規定に実効性を持たせるため締約国が実施すべき具体的措置を定めている。以前は、動物や植物などの個体についての取り決めはあったが、遺伝子（微生物）についての取り決めがなかった。

## 夏休み子どもエコプロジェクト（なつやすみこどもエコぷろじえくと）

区内全小学校の5年生を対象に、地球環境問題を身近なものとして学習し、家庭での省エネの実践を目的として進める事業。具体的には使用した機器の電気使用量を調べ、もったいない電気の使い方を減らすために省エネ作戦を実践し、再度使用量を調査し比較する。

## 二酸化硫黄（ $\text{SO}_2$ ）（にさんかいおう）

燃料に含まれている硫黄分の燃焼により発生するもので、鼻・のどを刺激し、ぜん息や気管支炎の原因となる。燃料の良化や総量規制などの対策によって、現在は環境基準を達成している。酸性雨の原因物質の一つ。化学式は $\text{SO}_2$ 。

## 二酸化炭素（ $\text{CO}_2$ ）（にさんかたんそ）

地球大気中での濃度は微量であるが、温室効果を持ち、産業革命以降、化石燃料の燃焼、吸収源である森林の減少などによって、年々増加し、今日では370ppm程度にまで上昇した。なおも増加しており、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっている。化学式は $\text{CO}_2$ 。

## 二酸化窒素（ $\text{NO}_2$ ）（にさんかちっそ）

自動車や事業場などで、燃料の燃焼に伴って排出される。排出時は、ほとんど一酸化窒素（ $\text{NO}$ ）であるが、大気中で酸化されて二酸化窒素に変化する。環境基準値が設定されているが、都市部での環境基準達成率は低い。化学式は $\text{NO}_2$ 。

## は行

## パーフルオロカーボン（ $\text{PFCs}$ ）

水素も塩素も全く含まない非常に安定

したフッ化炭素系化合物。オゾン層は破壊しないが、二酸化炭素の数千倍の非常に強力な温室効果をもつ。電子部品や電子装置の気密性のテストなどでの不活性液体や半導体のエッチングや洗浄に伴い排出された。現在は、使用されていない。

## ばい煙（ばいえん）

大気汚染防止法では、燃料などの燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料その他の物の燃焼または熱源として電気の使用に伴い発生するばいじん（燃えかすやすす）物の燃焼・合成・分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れのある物質で政令で定めるものをいう。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（はいきぶつのはよりおよびせいそうにかんするほうりつ）

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。

## ハイドロフルオロカーボン（ $\text{HFCs}$ ）

塩素を含まずオゾン層を破壊しないことから、代替フロンとして使用量が急増しているフロンガスの一種。冷媒のほかスプレー、クッション芯材などにも使われている。オゾン層は破壊しないが、二酸化炭素の数百から1万数千倍の非常に強力な温室効果をもつ。カーエアコンからも排出している。

## ヒートアイランド現象(ひーとあいらんどげんしょう)

都市域において、人工物の増加、地表面の大部分がコンクリートやアスファルトに覆われ、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、水分の蒸発による気温の低下が妨げられ、気温が郊外に比べて高くなる現象をいう。

## ビオトープ

動植物の生息・生育空間と訳される。池沼・河川・湿地・草原・森林などの自然環境から、都市における生垣・並木・屋敷林・屋上や壁面の緑などもビオトープとして解釈されており、人間と生物共存関係が意識された空間の概念ともなっている。

## 微小粒子状物質(PM2.5)(びしょうりゅうじょうぶつ)

浮遊粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ (マイクロメートル:  $1\mu\text{m}=0.01$ ミリメートル)以下の小さなもの。健康への影響が懸念されている。

## 浮遊粒子状物質(SPM)(ふゆうりゅうじょうぶつ)

沈降速度が小さいために大気中に長時間浮遊する粒径 $0.1$ ミリメートル以下の物質。都市部では、ディーゼル車の排ガス中のススが大部分を占めるといわれている。遠くが見えにくくなるほか、肺などの疾患をもたらすなど人体にも有害とされている。

## フロン

炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物の総称で、このうち水素を含ま

ないものをクロロフルオロカーボンと呼ぶ。特定の種類のフロンは、対流圏ではほとんど分解されずに成層圏に達し、そこで塩素を放出してオゾン層を酸素原子に分解するオゾン層の破壊につながることから、オゾン層の保護に関するウィーン条約やオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書により規制が進められることとなった。国内でも、オゾン層保護法やフロン回収・破壊法などにより対策が進められている。

## 粉じん(ふんじん)

一般的には、大気環境中に浮遊する微細な粒子状の物質の総称として呼ばれる。

大気汚染防止法では、「物の粉碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質」と定義している。物の燃焼に伴って発生する「ばいじん」は含まれない。環境確保条例では、粉じんのうち、「カドミウム及びカドミウム化合物、鉛及び鉛化合物、顔料を主とした粉じん、塩化アンモニウムを主とした粉じん」を指定し、規制基準を定めている。

## 分散型エネルギー社会(ぶんさんがたえねるぎーしゃかい)

従来の原子力発電所、火力発電所などの大規模な集中型の発電所で発電し、各家庭・事務所等に送電するシステムに対して、地域ごとにエネルギーを作りその地域内で使っていくシステムが実現された社会のこと。

## 保存樹林(ほぞんじゅりん)

足立区緑の保護育成条例施工規則により、「樹木の一集団が占める土地の面積が $300\text{m}^2$ 以上」のものうち、所有者または

管理者の申請に基づき指定する樹林。足立区保存樹木・樹林補助金交付事務処理要綱に基づき支援を行っている。

用された後、機器の点検時の漏出、廃棄時に排出される。化学式はSF<sub>6</sub>。

## ま・や・ら行

### 緑のカーテン（みどりのカーテン）

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。主につる植物などを、窓を覆うように繁茂させたカーテン状の構造物を指す。

### メタン（CH<sub>4</sub>）

有機物が腐敗した時に発生する温室効果ガスのひとつ。二酸化炭素の21倍の温室効果をもつ。主な発生源としては、稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門、埋め立てられた廃棄物の腐敗などがある。化学式はCH<sub>4</sub>。

### ライフサイクルコスト

生涯費用と訳される。建築物の企画設計、建設、運用管理及び解体廃棄物処分までの全生涯に要する費用の総額。

### 緑被率

樹木被覆地（樹木・竹類・樹林で被われた土地）・農地（水田・畑・果樹園・苗圃など）・草地（公園・庭園・河川敷などの草生地と芝生地など）からなる「緑被地」（緑に被われている土地）が、ある土地の面積に占める面積の割合をいう。

### 六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）（ろくふっかいおう）

二酸化炭素の23,900倍の非常に強力な温室効果をもつ、大気中では非常に安定したガス。変電所の遮断器の絶縁材として使

# 資料 5 足立区環境基本条例

平成 11 年 7 月 14 日 条例第 31 号

平成 16 年 10 月 22 日 改正

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、足立区(以下「区」という。)、事業者及び区民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民の健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保し、並びに地球環境の保全に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において「環境の保全」とは、良好な環境を維持すること、回復すること及びより豊かに創造することをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

### (基本理念)

第 3 条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が、現在の世代の享受するものであるとともに、将来の世代に引き継がれるべきものであることを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、自然の回復力に限界があることを理解することにより、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない、環境との調和のとれた持続可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、社会経済活動その他あらゆる活動において配慮されなければならない。環境への負荷の低減その他の行為が、すべての者の公平な役割分担と連帯の下に積極的かつ自主的に行われる社会を実現することを目的として行われなければならない。

### (区の責務)

第 4 条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的



な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止及び生活環境の保全
- (2) 有害物質等による汚染等のない、安心して暮らせる都市環境の保全
- (3) 水、緑、生き物等からなる自然環境の保全及び野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保
- (5) 良好な景観の保全及び地域の環境特性を生かしたまちづくり
- (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
- (7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- (8) 前各号に掲げるもののほか環境への負荷の低減に関する事項

2 区は、環境の保全について、事業者及び区民と協働して推進する責務を有する。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について努力する責務を有する。

- (1) 事業活動によって発生する公害の防止
- (2) 事業活動に起因する環境への負荷の低減及びリサイクルへの寄与
- (3) 事業活動に係る製品等の企画及び開発に際しての、当該製品が使用され廃棄に至る過程での環境への負荷の低減に関わる配慮
- (4) 自然環境の保全

2 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に関する情報の提供に努めるものとする。

3 事業者は、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するとともに、区及び区民と協働して環境の保全に努めなければならない。

#### (区民の責務)

第6条 区民は、環境の保全について関心を持つとともに、環境の保全に関する必要な知識を持つよう努めるものとする。

2 区民は、その日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の保全に寄与するよう努めなければならない。

3 区民は、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するとともに、区及び事業者と協働して環境の保全に努めなければならない。

#### (施策等の公表)

第7条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的な推進に資するため、環境の状況、環境の保全に係る施策の実施状況等を定期的に公表するものとする。

## 第2章 環境基本計画等

### (環境基本計画)

第8条 区長は、地域の環境を総合的かつ計画的に保全するとともに、地球環境の保全に寄与するために、足立区環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の体系
- (3) その他環境の保全に関する重要事項

3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ足立区環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び区民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### (環境保全行動指針)

第9条 区長は、前条第2項第1号に掲げる環境の保全に関する目標の実現のため、区、事業者及び区民が環境の保全に関して配慮すべき事項を、足立区環境保全行動指針(以下「行動指針」という。)として策定しなければならない。

2 区長は、行動指針を策定するに当たっては、事業者及び区民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 区長は、行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、行動指針の変更について準用する。

## 第3章 環境の保全に関する基本的施策

### (施策の推進のための措置)

第10条 区は、環境の保全に関する施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画及び行動指針との整合を図るものとする。

2 区は、環境の保全に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

### (事業者に対する要請)

第11条 区は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者に対し、当該事業を実施する際の環境への配慮について予め協議するよう要請することができる。

(環境管理、監査)

第 12 条 区及び事業者は、自らの行為に基づく環境への負荷の低減を図るため、環境保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び体制の整備等を行うとともに、これらの監査を行うよう努めるものとする。

(施策の評価)

第 13 条 区は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、当該施策を定期的に評価するものとする。

2 区は、前項の規定による評価をするに当たっては、事業者及び区民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 区は、第 1 項の規定による評価をしたときは、その結果を公表するものとする。

(誘導的措置)

第 14 条 区は、事業者又は区民が、環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置がとれるよう誘導に努めるものとする。

(施設の整備等)

第 15 条 区は、区の施設における公害発生の防止を図るとともに、その設置及び改善に当たっては、自然環境に配慮し、適正な利用ができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第 16 条 区は、循環型社会を構築し、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び区民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 区は、環境への負荷の低減を図るため、区の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

(区民等の意見の反映)

第 17 条 事業者及び区民は、環境の保全に関して、区に意見を申し出ることができる。

2 区長は、前項に規定する申出があったときは、適切な措置を講ずるとともに、足立区環境審議会に経過を報告しなければならない。

(情報の提供)

第 18 条 区は、環境の保全に資する情報を積極的に区民に提供するよう努めるものとする。

(普及啓発及び自主活動の促進)

第 19 条 区は、環境の保全に関する知識の普及及び意識の啓発を図るとともに、事業者及び区民が環境の保全について理解を深め、環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

2 区は、前項に定めるもののほか、事業者、区民又はこれらの者で構成する民間の団体による自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究の充実)

第 20 条 区は、環境の保全に関する施策を科学的知見に基づき実施するために、環境の保全に関する情報の収集及び分析並びに他の研究機関との交流及び連携を行うことにより、必要な調査及び研究の充実に努めるものとする。

(監視、測定等)

第 21 条 区は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 区は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(国、東京都等との協力)

第 22 条 区は、環境の保全を図るために広域的な取組みを必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

#### 第 4 章 地球環境の保全の推進

第 23 条 区は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に寄与する施策の推進に努めるものとする。

2 区は、国及び東京都その他の地方公共団体と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

#### 第 5 章 足立区環境審議会

第 24 条 区の環境の保全に関して必要な事項を調査審議するため、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、区長の附属機関として、足立区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) その他環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、環境の保全に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員 15 人以内をもって組織する。

- (1) 事業者
  - (2) 区民
  - (3) 区議会議員
  - (4) 学識経験者
  - (5) 環境の保全に係る行政機関の職員
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。
- 7 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 足立区環境基金審査会

第25条 足立区環境基金条例(平成16年足立区条例第9号)第1条に規定する支援(以下「支援」という。)を適正に行うため、区長の附属機関として、足立区環境基金審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審査する。
- (1) 支援の対象となる活動
  - (2) 前号に掲げるもののほか、支援に必要な事項
- 3 審査会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員9人以内をもって組織する。
- (1) 区民
  - (2) 区議会議員
  - (3) 学識経験者
- 4 前条第5項から第8項までの規定は、審査会について準用する。

## 第7章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年東京都足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。  
別表区長の部東京都足立区生涯学習推進協議会の項の次に次のように加える。

東京都足立区環境審議会 日額 7,000 円

付 則(平成 16 年 10 月 25 日条例第 35 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和 39 年足立区条例第 17 号)の一部を次のように改正する。  
別表区長の部足立区環境審議会の項の次に次のように加える。  
足立区環境基金審査会 日額 8,000 円

**第二次足立区環境基本計画改訂版  
(兼・足立区地球温暖化対策地域推進計画)**

発行：足立区環境部環境政策課計画推進係  
〒120-8510 東京都足立区中央本町 1-17-1  
電話：03-3880-6049  
FAX：03-3880-5604

発行年月日：平成 25 年 3 月

登録番号： -

印刷：

SOYINK

